

平成27年度 東京都教育委員会の権限
に属する事務の管理及び執行の状況の点検
及び評価（平成26年度分）報告書

東京都教育委員会

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）
第 26 条の規定により、平成 27 年度東京都教育委員会の権限に属する事務
の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成 26 年度分）報告書を次のと
おり提出する。

平成 27 年 9 月 18 日

東京都教育委員会

目 次

第 1	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について……	1
第 2	東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び 評価の実施方針について……	1
第 3	東京都教育委員会の平成 26 年度の主な活動の概要……	2
第 4	東京都教育ビジョン（第 3 次）について……	3
第 5	東京都教育ビジョン（第 3 次）に基づく平成 26 年度主要施策……	5
第 6	東京都教育ビジョン（第 3 次）に基づく平成 26 年度主要施策の点検及び 評価……	13
第 7	点検・評価に関する有識者からの意見 ……	118
<資料 1>	東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検 及び評価実施要綱……	121

第1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について

平成19年6月に公布された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正において、新たに「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定された。

この規定により、平成20年4月1日から、全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられた。また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされた。

この法律の規定に基づき、東京都教育委員会は、平成26年度の東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、報告書を作成し、東京都議会へ提出する。

第2 東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について

(平成20年6月12日 東京都教育委員会決定)

1 点検及び評価の目的

- (1) 東京都教育委員会は、毎年、主要な施策や事務事業の取組状況について点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図る。
- (2) 点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することにより、都民への説明責任を果たし、都民に信頼される教育行政を推進する。

2 点検及び評価の対象

「東京都教育委員会の主要施策」を対象とする。

3 点検及び評価の実施方法

- (1) 点検及び評価は、前年度の施策・事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。
- (2) 施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、学識経験者の意見を聴取した上で、教育委員会において点検及び評価を行う。
- (3) 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「点検・評価に関する有識者」を置く。
 - ① 「点検・評価に関する有識者」は、教育に関し学識経験を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。
 - ② 「点検・評価に関する有識者」の任期は3年とする。
- (4) 教育委員会において、点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を東京都議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

第3 東京都教育委員会の平成26年度の主な活動の概要

東京都教育委員会は、東京都知事が東京都議会の同意を得て任命した6人の委員により組織される合議制の執行機関であり、その権限に属する教育に関する事務を管理執行している。教育委員会には教育長が置かれ、教育委員会の指揮監督の下にその事務をつかさどっている。委員の任期は4年である。

教育委員会の会議は原則として毎月第2及び第4木曜日に定例会を開催し、必要に応じて臨時会、集中討議等を行っている。平成26年度は、定例会を19回開催し、議案158件、報告事項64件について審議等を行った。

定例教育委員会の会議以外の活動では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、平成27年度教育予算に関し知事との意見交換を行った。

その他にも、区市町村教育委員を対象とした教育施策連絡協議会及び都・区市町村立学校長を対象とする教育施策連絡会の実施や入学式・卒業式、周年行事等に出席した。また、「東京都教育の日」の関連事業視察としては、公立学校を訪問し各学校の状況を把握するとともに、教職員等との間で意見交換などを実施した。これらの意見交換などの内容は、教育委員会において、学校教育現場の貴重な意見等として取り扱った。

また、都立高校における「一泊二日宿泊防災訓練」での講演や知事及び次世代リーダー育成道場修了生との交流会等を行うことを通して、教育現場の状況や公立学校の多様な取組等を把握する機会とした。

平成26年度において、東京都教育委員会が取り組んだ特色のある施策として、以下の5点が挙げられる。

- 効果的な習熟度別指導の推進
- 英語教育の充実及びグローバル人材育成の推進
- 防災教育の充実
- 体罰の根絶に向けた取組の推進
- いじめに関する総合対策の実施

東京都教育委員会の活動は、現場の実態を踏まえて、当面する諸課題に適切かつ迅速に対応すること、そして、教育委員会の活動や教育施策が都民にとって分かりやすいようにすることを基本的な考え方としている。今後も引き続き、積極的な取組を行い、総合的な教育施策に取り組んでいく。

第4 東京都教育ビジョン(第3次)について

1 東京都教育ビジョン(第3次)の基本理念

<基本理念>

社会全体で子供の「知」「徳」「体」を育み、グローバル化の進展など変化の激しい時代における、自ら学び考え行動する力や社会の発展に貢献する力を培う。

2 基本理念を実現するための五つの視点

基本理念を実現するため、次の五つの視点を重視して教育施策を展開する。

視点1 一人一人の個性や能力に着目し、最大限に伸ばすとともに、自己肯定感を高める。

- 全ての子供たち一人一人がかけがえのない存在である。その個性や能力は、子供一人一人によって異なるものである。子供の教育に関わる者は、子供一人一人に目を向け、個々が持つ多様な個性や能力を十分に把握した上で、個々に応じた指導を、心身の発達段階を踏まえて系統的、組織的に行うことが大切である。このような指導を通して、一人一人の個性や能力を引き出し、最大限に伸ばしていく。その際には、自分のよさを肯定的に認める自己肯定感を高めることが重要である。自己肯定感を高めることは、自らの個性や能力をさらに伸ばそうとする意欲や態度につながるものである。

視点2 「知」「徳」「体」の調和のとれた生きる基盤を培う。

- 近年急速に進行する知識基盤社会化やグローバル化は、アイディアなど知識そのものや人材をめぐる国際競争を加速させる一方で、異なる文化や文明との共存や国際協力の必要性を増大させている。このような状況において、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を調和よく育むことが求められている。これらを調和よく身に付けることは、これからの社会を自立的に生きる基盤である。子供一人一人の「知」「徳」「体」の状況や課題を十分に把握し、これらを調和よく育むよう個に応じた丁寧な指導を行う。

視点3 変化の激しい社会を生き抜く思考力・判断力・表現力や創造力等を育てる。

- これからの社会を生きていくために必要なことは、知識・技能の習得はもとより、習得した知識・技能を活用し、課題を発見する力や、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力、新たな価値を生み出す創造力等を身に付けることである。このような力は、講義形式の指導のみで身に付くものではない。読書活動や書くこと、論理的に説明したり討論したりするなどの言語能力の向上を図る取組や、学んだことを実際の生活や課題解決の場面に生かす体験的な活動などを、積極的に導入することが必要である。これらの教育活動を重視し、子供の思考力・判断力・表現力や創造力等を育てる。

視点4 社会の一員としての自覚と行動力、社会の発展に貢献しようとする意欲を高める。

- これまでの我が国では、国や社会は誰かがつくってくれるものとの意識が強かった。これからの我が国や社会の発展のためには、一人一人が社会の一員としての自覚を持ち、社会づくりの主体として、公共のために積極的に行動することが求められる。また、国際社会の構成員としての自覚を持ち、世界を舞台に活躍し、信頼され、世界に貢献できる人材を育成することも重要である。実社会とのつながりを自ら体験できるボランティア活動や、我が国や他国の伝統・文化に触れる活動、世界で活躍しようとするチャレンジ精神を育むことなどを通して、社会の一員としての自覚と行動力、社会の発展に貢献しようとする意欲を高める。

視点5 学校、家庭、地域・社会が相互に連携・協力して子供を育てる。

- 学校において、上記①から④までを踏まえた教育活動を実践するのは教員である。しかし、子供の教育は、学校だけで完結するものではない。保護者は子供の教育について第一義的責任を有するものであり、子供の現状・課題について十分認識し、必要な家庭教育を行わなければならない。また、地域・社会は、次代を担う子供の育成が大人の役割であることを認識するとともに、生涯学習の理念も踏まえ、自ら学んだ知識を子供の教育に生かすなど、自らが行い得る取組を積極的に行わなければならない。このことを踏まえ、学校、家庭、地域・社会がそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携・協力して子供を育てる。

3 東京都教育ビジョン（第3次）の体系

本ビジョンでは、「基本理念」及び「基本理念を実現するための五つの視点」を踏まえ、「知」「徳」「体」「学校」「家庭」「地域・社会」を柱として体系化した。をこの体系に基づく各施策を推進することにより、教育基本法の基本理念の実現、東京都教育委員会の教育目標の達成を目指す。

第5 東京都教育ビジョン（第3次）に基づく平成26年度主要施策

東京都教育委員会は、東京都における教育振興基本計画として位置付けた「東京都教育ビジョン（第3次）」を平成25年4月に策定し、今後、5年間を中心に、中・長期的に取り組むべき教育の方向性を明らかにした。

「平成26年度教育庁主要施策」は、「教育委員会の教育目標」、「基本方針」及び「東京都教育ビジョン（第3次）」に基づき、東京都教育委員会が、当該年度において重点的に取り組む施策を示したものである。

取組の方向1 学びの基礎を徹底する

【児童・生徒の学力向上を図るための調査等】（指導部）

【習熟度別指導の推進】**新規**（指導部）

- 都独自の「児童・生徒の学力向上を図るための調査」を都内公立小学校第5学年児童、中学校第2学年生徒を対象に悉皆で実施する。調査の分析結果を基に、都内各小・中学校における授業改善を推進し、児童・生徒一人一人の「確かな学力」の定着と伸長を図るための学力向上施策の充実を図る。また、都教育委員会と学力向上を重点課題とする地区とが協力して効果的な指導方法を開発・研究する「学力向上パートナーシップ事業」を実施するとともに、小学校第4学年までに身に付けさせる必要がある基礎的・基本的な内容をまとめた教材「東京ベーシック・ドリル」の活用を推進する。

全小学校の第3学年から第6学年までの算数の授業において、習熟度別指導が可能となるよう指導体制を充実し、「東京方式 習熟度別指導ガイドライン」に基づいて、個々の児童の学習状況に応じて前の学年に立ち戻る指導の徹底を図るなど、学習の基礎・基本を徹底し、児童・生徒の学力向上につなげていく。

【都立高等学校学力向上開拓推進事業】（指導部）

【「都立高校学カスタンダード」活用事業】（指導部）

【進学指導重点校等における進学対策の推進】（都立学校教育部・指導部）

- 全都立高等学校が、「都立高校学カスタンダード」を踏まえ、具体的な学習目標を明示した自校の学カスタンダードを作成し、それに基づいた組織的・効果的な指導を行う。学力向上開拓推進事業を通して明らかになった「指導と評価のPDCAサイクル」を活用して授業改善を行い、生徒の学力向上を図る。学力を確実に定着させるため、生徒の学力を正確に把握して繰り返しの指導を行い、その成果を確かめるために履修年度末に統一的な学力調査を実施する。

難関国立大学等を目指す生徒の進学希望をかなえるため、進学指導重点校等を指定し、これに中高一貫教育校10校を加えた36校を対象とし、進学指導に関する専門的な知識を有する外部専門家によるコンサルティングを新たに導入するなど、進学対策の充実のために必要な支援を行う。

取組の方向2 個々の能力を最大限に伸ばす

【言語能力向上推進事業】（指導部）

- 児童・生徒の論理的思考力・表現力をはじめとする言語能力の向上を図るため、古典文学等の音読や暗唱、説明や討論等の言語活動を取り入れた授業の実施など、

伝統的な言語文化の理解や社会生活に役立つ言語の技能の育成を重視した取組を推進する。

【理数教育の推進】（指導部）

- 東京都における理数教育の推進を図るため、小・中学校において、理数教育に先進的に取り組み、各区市町村における理数教育の中核的な役割を担う「理数フロンティア校」を指定するとともに、科学の専門家から指導を受けることのできる「東京ジュニア科学塾」を実施し、科学に高い興味・関心がある中学生の育成を図る。都立高校においては、「理数フロンティア校」に対して、中間発表の機会を設定するなど研究・開発の支援を行うとともに、「理数教育チャレンジ団体」を指定し、自然科学に関わるテーマを設定して行う生徒の研究活動を支援し、理数教育の一層の充実を図る。

さらに、観察・実験に関する研修により、教員の指導力の向上を図る。

【英語教育の充実】（指導部）

- 東京都における英語教育の充実を図るため、小学校に「小学校外国語活動アドバイザー」を派遣し、外国語活動の授業を単独で円滑に実施できる指導力を、小学校の教員に育成する。また、東京都独自の英語教育の推進に向けた中長期的な方向性等を幅広く検討するため、外部有識者及び学校関係者等からなる「東京都英語教育戦略会議」において、公立小・中学校及び都立高校における英語教育推進のための具体的方策を検討し、英語教育の改善に取り組む。

【次世代リーダー育成道場】（指導部）

【独立行政法人国際協力機構（JICA）と連携した研修の実施】 **新規**（指導部）

- 様々な国や地域の人々とともに未来を切り拓く態度や能力を育み、世界を舞台に活躍し、日本の将来を担うリーダーとなる人材を育てるため、海外で通用する英語力や広い視野、世界に飛び出すチャレンジ精神等を育成した上で海外留学を経験させる「次世代リーダー育成道場」の内容の充実を図る。

独立行政法人国際協力機構（JICA）と連携し「青年海外協力隊」の派遣前研修を基に、高校生向けの体験研修を開発・実施して、国際社会に貢献する意識と行動力を持った生徒を育成する。また、英語授業の改善を図るため、JETプログラム^(※)による外国人の招致を拡大するとともに、外国人指導者として在京外国人の更なる活用を図り、教員とネイティブによる指導を充実する。

- ※ JETプログラム（「語学指導等を行う外国青年招致事業」(The Japan Exchange and Teaching Programme)）とは、外国語教育の充実や地域レベルでの国際交流を推進することを目的として世界各国の外国青年を各地域に招致する、世界最大級の国際交流事業。「財団法人自治体国際化協会（クレア）」が、総務省、外務省、文部科学省と連携し、JETプログラムを推進している。

【国際バカロレアの認定の取得に向けた取組】（都立学校教育部）

- これからの国際社会で活躍する人材の育成に向け、高等学校卒業後、生徒が海外の大学に進学し、厳しい環境の中にあっても世界各国から集まる学生と切磋琢磨できるよう、都立学校における教育環境を整備していく。このため、都立国際高等学校において、国際バカロレアの認定の取得に向けた取組を推進する。平成26年度から、数学や物理などで選択科目を設置し、希望する生徒を対象に英語による授業を行う。また、平成27年度には、国際バカロレアの教育プログラム

で学ぶ生徒を対象とした新たなコースを設置するため、国際バカロレア機構との調整を進める。

【都立小中高一貫教育校の設置に向けた検討】（都立学校教育部）

- 理数を中心に、世界に伍して活躍できる人間を育成するため、児童・生徒一人一人の潜在能力を最大限に引き出す新たな教育モデルを構築することを基本的な考え方とする「都立小中高一貫教育校」の設置について、12年間一貫した教育の在り方や教育課程の弾力的な運用等の検討を進める。

取組の方向3 豊かな人間性を培い、規範意識を高める

【人権教育に関する研修・啓発・研究の推進】（総務部・地域教育支援部・指導部）

- 国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえるとともに、「東京都人権施策推進指針」等に基づき、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、同和問題をはじめ様々な人権課題に関わる偏見や差別をなくすため、人権教育を推進する。

【道徳教育の推進】（指導部）

【新教科の設置】 **新規**（指導部）

- 東京の子供たちの豊かな心を育成するため、都が独自に作成し、都内公立小・中学校等に配布した東京都道徳教育教材集の活用を通して、道徳授業地区公開講座の改善・充実を図り、学校と家庭・地域が連携した道徳教育の取組を一層推進する。また、東京都道徳教育推進教師養成講座を実施し、各小・中学校等の組織的な推進体制及び指導体制の構築を図る。

都独自の新しい教科についての検討委員会を継続して設置し、都立高校生の実態を踏まえ養うべき道徳性や指導方法・内容について検討を進める。

取組の方向4 社会の変化に対応できる力を高める

【インターネット等の適正な利用に関する啓発・指導】（指導部）

- 有害情報から子供を守るため、都内全公立学校を対象に学校非公式サイト等の監視を行うとともに、インターネット・携帯電話利用に関する実態調査を行う。また、インターネット等の適正な利用に関する教員向け指導資料及び児童・生徒向けリーフレットを作成・配布して、学校での継続的な啓発・指導を支援する。また、子供の情報モラルの向上を図るため、都立学校の全校及び区市町村立学校の希望校を対象に、情報モラルに関する出前講座を実施して、実践的な啓発・指導を直接行うとともに、ICT活用の在り方に関するフォーラムを開催し、広く都民に対する啓発を行う。

【系統的なキャリア教育の推進】（指導部）

【都立高校生の社会的・職業的自立支援事業】（地域教育支援部）

【特別支援学校におけるキャリア教育と就労支援】（都立学校教育部）

- 児童・生徒の社会的・職業的自立に必要な資質や能力を育てるため、「キャリア教育に関する教師用手引書」の活用を図るとともに、「外部人材活用モデル事業」の成果の周知、「中学生の職場体験」における外部人材、受入機関等との連携の促進など、系統的なキャリア教育を推進する。

都立高校生が、社会的・職業人として自立して生きていくために必要な能力や態度を身に付ける教育プログラムを企業やNPO等との連携により実施する。加えて、中途退学者の追跡調査の分析結果を踏まえ、中途退学・進路未決定卒業の未然防止、中途退学者・進路未決定卒業生に対する進路支援に関するモデル事業

を実施する。

障害のある児童・生徒が働く喜びなどを実感できるようにするため、小・中学部等の段階からキャリア教育を充実するとともに、障害のある生徒の自立と社会参加を目指すため、就労支援体制の構築等により企業就労を促進する。

取組の方向 5 体を鍛える

【体力向上施策の推進】（指導部）

- 子供の基礎体力を向上させ、生涯にわたって心身ともに健康な生活を送ることができるようにするため、児童・生徒の生活スタイルを活動的なものにしていく「総合的な子供の基礎体力向上方策（第2次推進計画）」を推進する。また、東京都統一体力テストの調査結果を基に、体育授業等の質を高め、運動量を確保するための指導内容・方法の工夫・改善を一層進める。

【オリンピック教育の推進】**新規**（指導部）

- オリンピック教育推進校の指定や都独自の補助教材の作成、オリンピック・パラリンピアン
ンの学校への派遣、来日した海外アスリートとの交流等を通して、児童・生徒が、オリンピック・パラリンピックの歴史や意義、国際親善や世界平和に果たす役割についての正しい理解を深められるよう、オリンピック教育を推進する。

【部活動の推進】（指導部）

- 南関東四都県が連携して開催する「平成26年度全国高等学校総合体育大会（インターハイ）」への参加を通して、生徒の健全育成、競技力の向上を図る。また、全国大会や関東大会等への出場を目指す都立高校を強化拠点に指定し競技力の向上を図るとともに、部活動の活性化を目指す学校を重点的に支援する取組を進めることにより、都立高校全体に関わるスポーツの隆盛と競技力の底上げを図る。

取組の方向 6 健康・安全に生活する力を培う

【アレルギー疾患に関するガイドライン等の資料に基づく体制整備の推進】（都立学校教育部・地域教育支援部）

【公立学校における食育の推進】（都立学校教育部・地域教育支援部）

- 学校におけるアレルギー疾患に関わる事故の再発を防止するため、文部科学省監修の「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、学校給食を中心とする予防体制の確保と緊急対応の確立に関わる取組を強化し、各学校における組織的な対応をより一層推進する。

児童・生徒が、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、健全な食生活を送るとともに、食を通して地域の産業や文化への理解を深めることができるよう、学校給食を活用した食育を推進する。また、食に関する指導と給食管理を一体のものとして行い、地場産物を活用した地産地消に関わる指導や、他の教職員や家庭・地域と連携した食に関する指導を推進するため、栄養教諭の配置を促進する。

【防災教育の充実】（指導部）

- 今後、発生が予測される首都直下地震等の自然災害発生時において、児童・生徒が「自助」「共助」の精神に基づき適切に行動できるよう、防災教育の改善と一層の充実を図る。特に、都立高校では、想定される首都直下地震等が発災した際の心構えや対処を学ぶため、全校で一泊二日の宿泊防災訓練を実施し、「防災活動支援隊」の結成、消防、警察、自衛隊等と連携した防災訓練及び備蓄食準備

訓練や体育館での就寝訓練などを行う。また、消防学校等と連携した二泊三日の宿泊防災訓練を実施し、学年単位での上級救命講習の受講などを通して、自校の防災と近隣住民の安全を支え、社会貢献に対する意識と実践力を持つ生徒を育成する。

取組の方向 7 教員の資質・能力を高める

【養成段階における実践的な指導力の育成】(指導部)

【優秀な教員の確保】(人事部)

【若手教員の育成】(指導部)

【学校リーダー育成プログラム】(人事部)

- 教員の大量退職、大量採用が続く中で、優秀な教員を継続的に確保するため、採用選考における受験者数の確保に向けた取組を一層推進していくとともに、大学との連携を強化する。また、新規に採用される教員が、採用前から実践的な指導力を身に付けられる機会の充実を図り、積極的に提供する。

初任から3年目までの若手教員等に対して、東京都の教員として求められる力を確実に身に付けるための研修を充実する。また、英語指導の質的向上を図るため、中学校・高等学校の英語科教員140名を3か月間海外に派遣し、英語圏の大学において最先端の指導法などを身に付けられるよう、集中的に研修を実施する。

将来、各地区・各学校で中核となって活躍する教育管理職の候補者を早期に見だし、重点的に育成するため、学校、区市町村教育委員会との連携を図り、将来性のある若手教員を選抜して計画的・継続的にキャリア形成を図り、学校マネジメント能力を育成するためのプログラムを構築、推進する。

【指導教諭の活用と拡充】(人事部)

- 教員全体の「プロ意識」の涵養や能力・専門性の向上を図るため、学習指導において高い専門性を有し、他の教員に対して優れた指導力を有する指導教諭の任用を、都立学校に引き続き、区市町村立学校においても開始する。指導教諭の活用により、個々の教員が自ら成長しようとする意欲を引き出すとともに、都内公立学校全体の指導力を高めていく。

【体罰の根絶に向けた取組の推進】**新規**(都立学校教育部・人事部・指導部)

- 平成26年1月に策定した「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づき、全ての公立学校から体罰等を一扫するための取組を推進する。まず、体罰禁止の考え方を徹底するため、教員の経験年数や職層に応じた体系的な研修を行うとともに、衝動的に体罰を振るう教員等に対するアンガーマネジメント等の特別な研修プログラムを開発・実施する。また、体罰のない適切な教育活動を展開するためには、様々な立場からのチェック機能の強化が重要であることから、体罰等の定義やガイドラインに基づき、実際の指導場面を映像化したDVDを、教職員はもとより児童・生徒、保護者等においても活用し、共通認識を深める。

さらに、体罰のない、生徒の意欲を高める部活動を推進・普及するため、全ての顧問教諭や外部指導員を対象とする指導者講習会を開催し、言葉で伝える力を高める指導法等の徹底を図るとともに、東京都立学校の管理運営に関する規則の部活動に関する規定を見直し、顧問教諭が、生徒や保護者に対し自ら指導方針等を示していくよう、顧問教諭の行うべき基本的な事項を規定する。

【教職員のメンタルヘルス対策】(福利厚生部)

- 教職員の精神的健康の保持向上を促進するため、全教職員に対する定期健康診断でのストレス検査、昇任副校長を対象とした「副校長ベーシックプログラム」、

新規採用教員を対象とした個別のカウンセリング等を実施し、「早期自覚」「早期対処」の予防策に重点を置いたメンタルヘルス対策の充実を図る。

精神疾患による休職者の円滑な職場復帰及び再休職の予防を図るため、引き続き、「リワークプラザ東京」による「所属学校における職場復帰訓練」を中心とする復職に向けた支援を実施する。

取組の方向 8 質の高い教育環境を整える

【都立高校改革の推進】（都立学校教育部）

【ものづくり人材育成の推進】（都立学校教育部）

【都立専門高校技能スタンダード】（都立学校教育部）

- 真に社会人として自立した人間を育成するため、都立高校改革推進計画に基づき、学校の設置目的に応じた育成すべき生徒像を明確にし、教育内容の充実を図り、生徒一人一人の潜在能力を顕在化し伸ばす教育を実践する。また、専門高校においては、企業が求める専門的技術・技能を有する人材等を育成するため、「都立専門高校技能スタンダード」事業の推進等、社会の期待に応える人材の育成を進める。

【東京都特別支援教育推進計画（第三次実施計画）の実現】（都立学校教育部）

- 特別支援教室モデル事業や、特別支援教育を実施する際に必要な体制整備に関するモデル事業を昨年度に引き続き実施する。また、知的障害が軽い生徒を対象として専門的な職業教育を行う知的障害教育部門（小学部・中学部）と肢体不自由教育部門（小学部・中学部・高等部）を併置する都立鹿本学園と、知的障害教育部門（小学部・中学部）を設置する都立青山特別支援学校を平成 26 年 4 月に開校する。

病院・施設内分教室や訪問教育において、新たにタブレット端末を活用し、児童・生徒に対する個別指導の充実をはじめ、様々な教育活動を展開する。

【いじめに関する総合対策の実施】**新規**（指導部）

- 児童・生徒の健全育成を推進するため、学校、家庭、地域、関係機関との連携により、問題行動等の未然防止、早期解決を行うとともに不登校の未然防止や学校復帰率の向上を図る。

平成 25 年 11 月公表した「いじめ総合対策（いじめに関する専門家会議報告）」を踏まえ、いじめ問題への対応については、日常的に未然防止に取り組むとともに、早期発見・早期対応を基本とし、各種の取組を講じる。

まず、組織的な対応の核となる「学校いじめ対策委員会」を全校に設置し、各々の教職員の役割と責任を明確化し、機動的かつ組織的な対応を取るよう徹底するとともに、教員個々の指導力を高めるため、職層・経験に応じた研修を新たに実施する。

また、子供の声を確実に受け止めるため、スクールカウンセラーによる小学校第 5 学年、中学校・高校の第 1 学年の全児童・生徒の面接を実施するとともに、いじめの実態調査を継続して実施し、調査結果を分析・活用することにより、被害の子供を組織的に守り通す取組を徹底する。

いじめを見て見ぬふりせず、声を上げられる学校づくりを推進するため、新たに作成した「いじめ問題に対応できる力を育てるためにーいじめ防止教育プログラムー」を活用し「いじめは絶対に許されない」等について自覚させる「いじめに関する授業」を定期的実施するよう周知・徹底する。また、「いじめを見て見ぬふりしない」意識を広めていくため、いじめに対する具体的な行動の取り方

などを記載した「いじめ防止カード」等を作成し、その活用を促進する。

さらに、関係者間の連携を深められるよう、教育と福祉に関して専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーの全区市町村への配置に向けた取組等を進めていく。

【外国人児童・生徒への指導の充実】（都立学校教育部・指導部）

- 都立高校における外国人生徒の受入体制の充実を図るため、日本語指導が必要な外国人生徒の実態を把握し、「在京外国人生徒対象」の適切な募集枠の在り方について検討を進める。また、日本語指導が必要な外国人生徒に対し、外部人材を活用した支援を行う。

【教科主任の設置】（都立学校教育部）

- 教員の組織的な学習指導への取組を強化するため、各教科の指導の目標、方針の共有、授業進度の調整を図るとともに、教科指導に関する人材育成の充実を図るため、都立高等学校及び都立中等教育学校に教科主任を配置し、その活用を促進する。

【耐震化の推進】（都立学校教育部・地域教育支援部）

【冷房化の推進】（地域教育支援部）

【校庭芝生化の推進】（都立学校教育部・地域教育支援部）

- 地震発生時における児童・生徒の安全を確保するため、「東京都地域防災計画」等に基づき、公立学校における天井材、照明器具、外壁等の非構造部材を含む施設の耐震化の推進及びその支援を実施する。

児童・生徒の良好な教育環境を確保するため、区市町村立学校の特別教室の冷房化について支援を行う。

ヒートアイランド現象の緩和や緑あふれる都市空間の形成への寄与及び教育環境の整備を図るため、都立学校の校庭の芝生化を一層推進するとともに、区市町村教育委員会に対し、校庭の芝生化の整備費や維持管理費の補助を行うほか、芝生の専門家の派遣や芝生リーダー養成講座などの芝生化支援策を実施し、公立小・中学校の校庭の芝生化を推進する。

取組の方向 9 家庭の教育力向上を図る

【地域における家庭教育支援活動の促進】（地域教育支援部・指導部）

- 地域における家庭教育支援に関わる取組を促進するため、地域の支援人材の育成や地域の人材を生かした支援活動の充実、家庭教育に関する学習機会の提供等を行い、区市町村における家庭教育支援の取組を支援する。また、学校生活において克服すべき課題のある児童・生徒を支援するため、その保護者からの相談に応じるとともに、児童・生徒に直接関わる「家庭と子供の支援員」を学校に配置し、学校を拠点として地域の人材を活用しながら児童・生徒及び保護者を支援する体制を構築する。

取組の方向 10 地域・社会の教育力向上を図る

【学校支援ボランティア推進協議会の設置促進】（地域教育支援部）

【教育庁人材バンク事業】（人事部）

- 学校・家庭・地域・社会が連携・協働し、地域全体で子供の教育を支えるため、「学校支援ボランティア推進協議会」の設置促進に向けて、コーディネーター等の研修や特色ある事例等の情報提供等を充実させ、区市町村を支援する。また、子供たちの社会的・職業的自立に向けた意識を向上させるため、「地域教育推進

ネットワーク東京都協議会」の取組を充実させ、企業・大学・NPO等が有する専門的な教育力の教育活動への導入を推進する。

学校の実態及び児童・生徒、保護者等のニーズに応じた特色ある教育の推進並びに児童・生徒の学力向上等、円滑な教育活動の展開を支援するため、地域等の外部人材の教育活動への積極的な活用をより一層推進する。

【放課後子供教室推進事業】（地域教育支援部）

【企業等による体験型講座の実施】 **新規**（地域教育支援部）

- 子供たちの放課後等における安全・安心な居場所である「放課後子供教室」の定着・促進を図るため、コーディネーター等の研修や特色ある事例等の情報収集・提供を充実させ、区市町村を支援する。

社会人としての自立に役立つ体験型の教育プログラムを、出張授業等により提供している企業・NPO等を一堂に集め、その内容を紹介する講座を、コーディネーター・教員・区市町村担当者等を対象に開催する。区市町村立学校等において、教育プログラムが活用されるよう、児童・生徒が活動する実際の場면을参観者に公開するとともに、教育プログラムに関連する情報等を提供していく。

第6 東京都教育ビジョン(第3次)に基づく平成26年度主要施策の点検及び評価

教育委員会 基本方針	東京都教育ビジョン(第3次) 取組の方向				ページ数	
	柱	取組の方向	No.	主要施策		
2	知	1 学びの基礎を徹底する	1	基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上(小・中学校)	14	
2			2	基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上(高等学校)	16	
2		2 個々の能力を最大限に伸ばす	3	言語能力向上の推進	20	
2			4	理数教育の充実	25	
2			5	英語教育の推進	30	
2			6	国際社会で活躍する人材の育成	33	
2			7	国際バカロレアの認定の取得	38	
2			8	都立小中高一貫教育校の設置	40	
1	徳	3 豊かな人間性を培い、規範意識を高める	9	人権教育の推進	41	
1			10	小・中学校における道徳教育の推進、高校における新教科の設置	45	
2		4 社会の変化に対応できる力を高める	11	情報活用能力向上推進事業	49	
2			12	系統的なキャリア教育の推進	52	
3	体	5 体を鍛える	13	総合的な子供の体力向上施策の推進	59	
3			14	オリンピック教育の推進	62	
3			15	部活動の推進	64	
3		6 健康・安全に生活する力を培う	16	健康教育の推進	66	
3			17	防災教育の充実	68	
2	学校	7 教員の資質・能力を高める	18	養成段階における実践的な指導力の育成、若手教員の育成	71	
2			19	指導教諭の活用と拡充	81	
2			20	体罰根絶に向けた取組の推進	83	
4			21	教職員のメンタルヘルス	86	
4		8 質の高い教育環境を整える	22	都立高校改革の推進	88	
2			23	東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画の実現	92	
2			24	いじめに関する総合対策の実施	99	
2			25	外国人の子供に対する教育の充実	102	
2			26	教科主任の設置	103	
2			27	教育環境の整備・充実	104	
1			家庭 地域・社会	9 家庭の教育力向上を図る	28	地域における家庭教育支援活動の推進
4	10 地域・社会の教育力向上を図る	29			地域等の外部人材を活用した教育の推進	111
4		30			地域における多様な教育活動の充実	114

※ 基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成

基本方針2 「豊かな個性」と「創造力」の伸長

基本方針3 「総合的な教育力」と「生涯学習」の充実

基本方針4 「都民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進

<東京都教育ビジョン（第3次）>

柱	知	取組の方向	1 学びの基礎を徹底する
---	---	-------	--------------

担当	指導部
----	-----

主要施策	1 基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上（小・中学校）
------	---------------------------

都独自の「児童・生徒の学力向上を図るための調査」を都内公立小学校第5学年児童、中学校第2学年生徒を対象に悉皆で実施する。調査の分析結果を基に、都内各小・中学校における授業改善を推進し、児童・生徒一人一人の「確かな学力」の定着と伸長を図るための学力向上施策の充実を図る。また、都教育委員会と学力向上を重点課題とする地区とが協力して効果的な指導方法を開発・研究する「学力向上パートナーシップ事業」を実施するとともに、小学校第4学年までに身に付けさせる必要がある基礎的・基本的な内容をまとめた教材「東京ベーシック・ドリル」の活用を推進する。

全小学校の第3学年から第6学年までの算数の授業において、習熟度別指導が可能となるよう指導体制を充実し、「東京方式 習熟度別指導ガイドライン」に基づいて、個々の児童の学習状況に応じて前の学年に立ち戻る指導の徹底を図るなど、学習の基礎・基本を徹底し、児童・生徒の学力向上につなげていく。

【予算額 65,616 千円 従事職員数 5 人（指導主事 5 人）】

1 「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の実施

7月3日に学力調査を実施し、新たに全教科について到達目標値(達成することが期待される数値)を、さらに小学校算数については習得目標値(全員がクリアしていかなければならない数値)を設定して調査結果の分析を行った。また、調査問題及び調査結果の説明会を全公立小・中学校及び区市町村教育委員会を対象に行うとともに、調査結果及び分析結果に基づいた報告書を全公立小・中学校及び区市町村教育委員会等に、「授業改善のポイント（リーフレット）」を全教員に配布した。

【実績】

- ・小5児童：1,298校 90,529名(実施率約99%) 中2生徒：629校 74,823名(実施率約96%)
- ・調査問題説明会：5回開催 1,862名参加 調査結果説明会：5回開催 1,368名参加
- ・到達目標値(教科書の練習問題レベル)に達している児童・生徒の割合
 小学校国語(33.6%)・社会(29.0%)・算数(16.6%)・理科(41.4%)
 中学校国語(37.3%)・社会(30.0%)・数学(23.1%)・理科(19.9%)・英語(9.1%)
- ・習得目標値(教科書の例題レベル)に達していない児童・生徒の割合
 小学校算数(15.4%)

2 習熟度別指導の推進

[小学校] 小学校算数において、ガイドラインに沿った効果的な習熟度別指導を新規加配校(25校)で実施した。平成27年度からガイドラインに基づいた指導が全面実施となることを踏まえ、8月に、全公立小学校の算数科における習熟度別指導担当教員を対象に、習熟度別指導の指導例や単元指導計画の作成例などを確認する研修会を実施した。

[中学校] 中学校数学・英語におけるガイドラインを9月に策定し、策定に至った経緯や具体的な内容について周知するため全公立中学校長を対象に説明会を実施した。3月に、新規加配校を対象に、効果的な習熟度別指導や効果検証等の説明会を実施した。

【実績】

- ・小学校研修会：4回開催 1,286名参加
- ・中学校説明会：2回開催 97校参加

施策の取組状況（平成二十六年度分）・成果

課 題	<p>1 小学校算数以外の教科についても習得目標値を設定し、全ての子供が習得目標値に達することを指すとともに、到達目標値を超える子供を更に増やす。</p> <p>2 小学校算数におけるガイドラインに基づいた指導の徹底と、中学校数学及び英語での全面実施に向けた準備を各学校が円滑に進められるよう支援する。</p>
--------	---

今後の取組の方向性	<p>1 習得目標値及び到達目標値を基にした分析を継続的に行い、課題を明確にして取組を推進していく。</p> <p>2 小学校算数における全加配校でのガイドラインに基づく指導の徹底を図る。中学校数学・英語における新規加配校の円滑な習熟度別指導の実施を支援するとともに、平成28年度に向けて、中学校の教員を対象に、習熟度別指導の指導例や単元指導計画の作成例などを確認する研修会を開催する。</p>
-----------	---

<東京都教育ビジョン（第3次）>

柱	知	取組の方向	1 学びの基礎を徹底する
---	---	-------	--------------

担当	都立学校教育部・指導部
----	-------------

主要施策 2	基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上（高等学校）
<p>全都立高等学校が、「都立高校学力スタンダード」を踏まえ、具体的な学習目標を明示した自校の学力スタンダードを作成し、それに基づいた組織的・効果的な指導を行うとともに、「指導と評価のPDCAサイクル」を活用して授業改善を行い、生徒の学力向上を図る。さらに、学力を確実に定着させるため、生徒の学力を正確に把握して繰り返しの指導を行い、その成果を確かめるために年度末に統一的な学力調査を実施する。</p> <p>難関国立大学等を目指す生徒の進学希望をかなえるため、進学指導重点校等を指定し、これに中高一貫教育校 10 校を加えた 36 校を対象とし、進学指導に関する専門的な知識を有する外部専門家によるコンサルティングを新たに導入するなど、進学対策の充実のために必要な支援を行う。</p>	

施策の取組状況（平成二十六年度分）・成果	◆ 【予算額：63,525 千円 従事職員数 15.2 人（指導主事 15 人）】
	<p>1 「都立高校学力スタンダード」活用事業</p> <p>(1) 「都立高校学力スタンダード」の作成 対象科目の内容・項目ごとに、具体的な学習目標を、「基礎」・「応用」・「発展」の3段階で作成（専門高校の専門科目は段階を設定せずに作成）した。</p> <p>(2) 「各高校における独自の学力スタンダード」の作成 進学指導重点校、中高一貫教育校、夜間定時制高校以外の全ての都立高校の1年生及び推進校 32 校の2年生で、3段階の「都立高校学力スタンダード」に基づき、学校独自の学力スタンダードを作成した。</p> <p>【実績等】</p> <p><対象科目> 普通科目 6 教科 19 科目、専門科目 3 教科 3 科目 国語総合・現代文B・数学Ⅰ・数学Ⅱ・コミュニケーション英語Ⅰ・コミュニケーション英語Ⅱ・世界史A・世界史B・日本史A・日本史B・地理A・地理B・現代社会・倫理・政治・経済・物理基礎・化学基礎・生物基礎・地学基礎・農業と環境・工業技術基礎・ビジネス基礎</p> <p>[各高校における取組状況]</p> <p>平成 26 年度 学力スタンダードに関するアンケート結果より（対象校数 172 校）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各教科の教員間において、生徒の学習状況、指導内容・方法の共有化 96.7% ・ 各教科の教員間において、各クラスの授業進度の統一 99.3% ・ 各教科において、定期考査で共通問題を作成（一部も含む。） 86.2%

(3) 学力調査の作成・実施

「都立高校学カスタンダード」に基づく学習指導による生徒の学力定着状況を把握し、到達目標の設定や指導方法の改善に活用するために、「都立高校学カスタンダード学力調査」を作成・実施した。

【実績等】

<実施校数> 162校

<対象科目> 普通科目6教科19科目

国語総合・現代文B・数学Ⅰ・数学Ⅱ・コミュニケーション英語Ⅰ・コミュニケーション英語Ⅱ・世界史A・世界史B・日本史A・日本史B・地理A・地理B・現代社会・倫理・政治・経済・物理基礎・化学基礎・生物基礎・地学基礎

2 進学指導重点校等における進学対策の推進

平成25年度からの指定校（進学指導重点校7校、進学指導特別推進校6校及び進学指導推進校13校、指定期間：青山高校を除き平成29年度までの5年間）及び中高一貫教育校10校を対象とし、進学実績の向上に向けた取組を行った。

青山高校は、進学指導重点校の中で、満たすべき水準に達していなかったため平成26年度までの指定となっていたが、平成26年度入試では、大学合格実績等の選定基準を全て満たすなど、顕著な実績向上が見られたため、平成27年度から引き続き進学指導重点校に指定した。（指定期間：平成29年度までの3年間）。

(1) 進学指導コンサルティング事業の実施

外部機関のアドバイザーにより、英語又は数学の1教科に対して各学校の教科指導体制や指導計画等に対する課題の抽出と改善案の提示を行う進学指導コンサルティング事業を実施した。

【実績等】

- ・進学指導重点校等36校のうち、戸山高校、立川高校、白鷗高校、両国高校、小石川中等教育学校、桜修館中等教育学校、南多摩中等教育学校、江北高校の9校において実施し、アドバイザーは学校を1校当たり3回程度訪問した。

【成果】

- ・各校の状況や生徒の実態に合わせたコンサルティングを実施し、次の成果を得た。
卒業時までどのようなことを学ばせるのか（学習内容）ではなく、どのような力を身に付けさせるのか（学力の到達点）が明確になった。そのため、実施校は、学年ごとの到達点を定めることができ、年間授業計画の作成や補助教材の選定などの改善を図ることができた。

(2) 進学指導研究協議会における教科主任部会の実施

教科主任の職務内容、所属校の生徒の学力分析、学力向上のための指導計画の立案、教科指導法についての理解を深める教科主任部会を教科別に開催した。

【実績等】

- ・進学指導重点校等36校の主要5教科主任部会を教科別に実施した。それぞれの教科別部会では、各教科の3年間の指導計画について「マトリクス点検で指導主眼に段階性と整合性を」をテーマにして、検討した。

【成果】

- ・3年間の指導計画を点検し、学習の難易度が急に高くなる箇所、学習の重なりや飛躍がある箇所などを発見し改善を図ったことや、大学が求めている学力と当該校の学力の到達点との差がある場合、どの時期にどのような内容をどの程度まで学習すればよいかなどを明らかにするとともに、改善を図るなど、教科主任としての資質・能力向上に資することができた。

施策の取組状況（平成二十六年年度分）・成果	<p>(3) 巡回指導員による指導・助言</p> <p>教科指導や進学指導に関する専門的な知識を有する専務的非常勤職員を各学校に定期的に派遣し、進学指導に関わる様々な業務を分析して抽出した課題に対する指導・助言を通して、各学校の進学指導の充実を図る。</p> <p>【実績等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・巡回指導員と指導主事等が進学指導重点校等 36 校に対し、延べ約 800 回の進学対策訪問を実施した。 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進学指導体制の確立に関する指導・助言、学力分析に関する指導・助言、特に、1 年間の中で 3 回程度の学力到達点に関する指導・助言、出願指導に関する指導・助言などの進学指導に関する専門的な指導を実施し、各校の進学指導の改善に資することができた。 ・進学指導体制の改善により、進学指導重点校等の難関国立大学等の現役合格者数は、一昨年度比で約 1.4 倍となっている。
-----------------------	---

課題	<ol style="list-style-type: none"> 1 「学力スタンダード」の定着と浸透及び学力の定着に向けた PDCA サイクルの構築 2 巡回指導員による指導・助言の取組により、難関国立大学等の大学合格実績は伸びているが、進学指導重点校等の進学指導体制の充実と教科指導体制の確立が急務である。また、進学指導重点校に準ずる成果を求められている進学指導特別推進校や中高一貫教育校については、一層の指導の充実が求められる。 3 進学指導重点校及び中高一貫教育校の中で大きく実績を伸ばした学校がある一方で、進学実績が伸び悩んでいる学校も存在する。また、各校においても年度間で進学実績の増減が大きい。
----	---

今後の取組の方向性	<ol style="list-style-type: none"> 1 学力スタンダード推進協議会を実施し、推進校における実践研究成果等の情報を伝達し、全都立高校における学力スタンダード事業を円滑に実施する。また、全都立高校における「都立高校学力スタンダード学力調査」を実施し、都立高校生の学力の定着と伸長を図る。 2 進学指導コンサルティングを通して、教科指導体制の確立を促進する。また、進学指導特別推進校や中高一貫教育校について、センター試験や二次試験の結果、模擬試験結果などを詳細に分析し、適切な指導・助言を図る。 3 進学指導重点校や中高一貫教育校において、大きく実績を向上させた学校の成果検証を行い、優れた取組を他校に広めるとともに、各校における組織的な進学指導体制の一層の整備を図り、進学実績を向上させる。
-----------	---

<東京都教育ビジョン（第3次）>

柱	知	取組の方向	2 個々の能力を最大限に伸ばす
---	---	-------	-----------------

担当	指導部
----	-----

主要施策 3	言語能力向上の推進
児童・生徒の論理的思考力・表現力をはじめとする言語能力の向上を図るため、古典文学等の音読や暗唱、説明や討論等の言語活動を取り入れた授業の実施など、伝統的な言語文化の理解や社会生活に役立つ言語の技能の育成を重視した取組を推進する。	

1 言語能力向上拠点校の指定

全ての校種において、思考力・判断力・表現力等の育成を図るため、言語活動の充実を、学校全体で組織的に取り組むことを先進的に行う拠点校として指定し、その取組を支援してきた。

拠点校が取り組むべき課題（4点）

- ・ 言葉による発信力を高める
- ・ 美しい日本語を身に付ける
- ・ 豊かな読書生活を育む学校づくり
- ・ 他校や保護者・地域への発信

【実績】

(1) 概略

- ・ 指定校数：小学校116校、中学校34校、高等学校35校、特別支援学校10校 合計195校
- ・ 指定規模：23区中22区、26市中26市、13町村中7町村
- ・ 指定期間：1年間

年度	22	23	24	25	26
実績	0	65	130	195	195

(2) 訪問指導

指定校に対して、6月から10月の間に、研究内容や授業、成果発表等について、指導部を中心に多摩教育事務所と連携・協力して指導・助言を行った。

- ・ 指定1年次校51校（小33、中11、高6、特支1）、希望校12校（小9、中3） 合計63校

(3) 成果発表

指定校は、拠点校としての役割を踏まえ、積極的に研究内容等を普及・啓発する機会を設けた。また、発表校に対しては、発表会案内や紀要、学習指導案、プレゼンテーション資料をはじめ、校内の掲示物点検及び指導を行った。

- ・ 発表会等実施校98校（小64、中15、高12、特支7）

(4) 言語能力向上指導事例集の作成・配布

平成27年3月に、拠点校195校の実践報告を基に、「発信力」「美しい日本語」「読書活動」「日常の取組」の4点から事例をまとめたリーフレットを作成し、全教員に配布した。

また、東京都教育委員会HPへ掲載し、広く普及を図った。

- ・ 配布部数 63,000部（公立学校全教員）

【成果】

(1) 児童・生徒の未読者率（5月→11月 調査実施）

拠点校の未読者率は、平成25年度の都平均に比べて小・中学校は低く、高等学校は約3ポイント高いものの、5月に比べて改善が見られる。

	5月	11月	
・ 指定校全校（195校）	17.4%	16.2%	
・ 小学校第5学年（116校）	4.8%	3.1%	（平成25年度東京都平均 5.4%）
・ 中学校第2学年（34校）	9.9%	10.3%	（平成25年度東京都平均 13.2%）
・ 高等学校第2学年（35校）	36.3%	34.4%	（平成25年度東京都平均 31.8%）

(2) 普及・啓発

拠点校の公開授業や発表会を通して、広く教員や保護者等に取組を普及・啓発した。

- ・ 教員：27,977名 保護者等：47,072名

2 都立高校生言葉の祭典（弁論・討論）

都立高校生の論理的思考力・表現力等の向上を図ることを目的として、弁論の部（日本語・英語）、討論の部（日本語・英語）の2部門を開催した。

【実績等】

(1) 弁論

各自が設定したテーマについて、5分以内でスピーチを行う。

日本語の弁論では、「未来」「社会人」「思いやり」などのキーワードを用いて各自でテーマを設定する。

ア 日本語

実施日・場所 平成26年9月7日（日）教職員研修センター

出場生徒数等 11校 17名

イ 英語

実施日・場所 平成26年10月12日（日）、13日（月）都立戸山高校

※弁論の部（英語）は東京都高等学校英語スピーチコンテスト予選の上位生徒に決勝大会への出場を依頼した。

(2) 討論

所定のテーマに対して異なる立場のグループ同士が、聴衆を論理的に説得することを目的として議論を展開する。

ア 日本語

実施日・場所 平成26年7月19日（土）、20日（日）慶応義塾高等学校

論 題 「日本は外国人労働者の受け入れを拡大すべきである。是か非か。」

※討論の部（日本語）は全国教室ディベートコンテスト予選の上位生徒に決勝大会への出場を依頼した。

イ 英語

実施日・場所 平成26年10月12日（日）、13日（月）都立戸山高校

論 題 「日本は外国人労働者の受け入れを拡大すべきである。是か非か。」

※討論の部（日本語）は全国教室ディベートコンテスト予選の上位生徒に決勝大会への出場を依頼した。

(3) 決勝

弁論の部（日本語・英語）、討論の部（日本語・英語）の2部門それぞれの代表による「平成26年度都立高校生言葉の祭典（決勝）」を開催した。

実施日・場所 平成26年10月26日（日）工学院大学アーバンテックホール

出場生徒数等 弁論（日本語）5名、（英語）5名

討論（日本語）2校、（英語）2校

【成果】

- 参加生徒の論理的思考力・表現力等の向上が図られるとともに、指導を通じて各学校の言語活動の更なる活性化が図られた。

3 高校生書評合戦

高校生の読書活動の一層の推進及び言語能力の向上を図ることを目的とし、「高校生書評合戦東京都大会」「高校生書評合戦首都大会 2014」を開催した。

(1) 高校生書評合戦東京都大会

実施日・場所 平成26年9月28日(日) 都立戸山高校

参加校数等 都立高校190校(265名)、私立高校14校(33名)、聴衆等864名

(2) 高校生書評合戦首都大会 2014

実施日・場所 平成26年11月15日(土) 国立オリンピック記念青少年総合センター

出場生徒数等 東京都14名、埼玉県5名、千葉県5名、神奈川県6名、夕張市1名
聴衆等191名

【成果】

- ・ 全都立高校で校内予選を行い、東京都大会及び首都大会を行うことを通じて、生徒の読書に対する意欲と伝え合う力の向上が図られるとともに、指導を通じて各学校の言語活動の更なる活性化が図られた。

課題

1 言語能力向上拠点校の指定

- ・ 区市町村教育委員会との連携を強化し、拠点校の成果発表に向けて準備を早めに進め、計画的な指導を進める。
- ・ 事業の成果を確認する。
- ・ 言語活動の充実を図るための、事業の課題や改善の方向性を明確にし、今後の事業の在り方を検討する。

2 都立高校生言葉の祭典(弁論・討論)

各教科の研究団体による取組が充実しており、東京都教育委員会として実施する言葉の祭典としての在り方を検討し、開催方法・部門構成について精査する必要がある。

3 高校生書評合戦

平成26年度から全国大会が開催されていることから、東京都大会の在り方を見直す必要がある。

1 言語能力向上拠点校の指定

- ・ 年度当初の連絡会は、指定校とともに、担当指導主事を対象として実施し、研究の進め方とともに、予算や発表までの計画等について、年間を見通した予定を示すことで、各区市町村教育委員会の指導の下に展開されるようにするとともに、必要に応じて訪問指導を行う。また、年度当初の研究計画書に発表予定日を記載させ、事前に区市町村教育委員会と確認しながら、紀要等の指導が計画的に進めることができるよう、連絡・調整を徹底する。
- ・ 随時、拠点校を訪問し、指導の状況や研究内容等を聞き取るとともに、報告書を基に児童・生徒が身に付けた能力を把握する。
- ・ 平成 28 年度には、拠点校としての事業が区切りを迎えることから、平成 23 年度からの取組の成果を踏まえ、言語活動に関する今後の重点課題を再検討し、2020 年オリンピック・パラリンピック関連事業との調整を図りながら、新規事業として7月までに企画・立案を行う。

2 都立高校生言葉の祭典（弁論・討論）

高校生書評合戦東京都大会の充実及び、言葉の祭典を日本語弁論の部のみの開催とし、両者の決勝大会として開催する。

<東京都教育ビジョン（第3次）>

柱	知	取組の方向	2 個々の能力を最大限に伸ばす
---	---	-------	-----------------

担当	指導部
----	-----

主要施策 4	理数教育の充実
<p>東京都における理数教育の推進を図るため、小・中学校において、理数教育に先進的に取り組み、各区市町村における理数教育の中核的な役割を担う「理数フロンティア校」を指定するとともに、科学の専門家から指導を受けることのできる「東京ジュニア科学塾」を実施し、科学に高い興味・関心がある中学生の育成を図る。都立高校においては、「理数フロンティア校」に対して、中間発表の機会を設定するなど研究・開発の支援を行うとともに、「理数教育チャレンジ団体」を指定し、自然科学に関わるテーマを設定して行う生徒の研究活動を支援し、理数教育の一層の充実を図る。</p> <p>さらに、観察・実験に関する研修により、教員の指導力の向上を図る。</p>	

◆ 【予算額：65,248千円 従事職員数4人（指導主事4人）】

1 小・中学校における理数教育の推進

(1) 理数フロンティア校（小・中学校）の指定

理数教育に先進的に取り組み、各区市の中核的な役割を担う理数フロンティア校（小・中学校）を指定した。理数フロンティア校は、「効果的な教材や指導方法の開発」、「理数教育地区公開講座」、「域内の教員を対象とした研修」などを行い、各区市の理数教育を推進した。

【実績等】

- ・ 指定校数 小学校50校、中学校50校（49区市で各1～2校）
- ・ 理数フロンティア校（小・中学校）実践報告書の作成・配布（2,500部）

【成果】

- ・ 理数フロンティア校の現状を把握するための調査結果
「理科の授業の内容が分かる」
小学校3年生から6年生：平成25年度92.5%→平成26年度93.8%
中学校1年生から3年生：平成25年度76.8%→平成26年度79.1%

(2) 東京ジュニア科学塾の開催

中学校が科学の専門家等から指導を受け、生徒の興味や関心を高めることを目的に、東京ジュニア科学塾を開催した。また、科学に高い関心のある生徒の資質・能力を更に伸長することを目的に東京ジュニア科学塾専修コースを開設した。

【実績等】

- ・ 東京ジュニア科学塾 全2回（3回中1回は台風のため中止） 参加人数延べ360人
- ・ 東京ジュニア科学塾専修コース 全8回 各回40人参加

【成果】

- ・ 東京ジュニア科学塾専修コースについてのアンケート調査結果
「参加してよかった」 専修コース参加生徒：92%

施策の取組状況（平成二十六年）分・成果

2 都立高校における理数教育の推進

(1) 高校生科学の祭典の実施

平成26年度高校生科学の祭典を「科学の甲子園東京都大会」と「講演会及び表彰式」により実施した。

「科学の甲子園東京都大会」は、平成27年3月20日（金）から22日（日）まで茨城県つくば市にあるつくば国際会議場及びつくばカピオで実施される第4回科学の甲子園全国大会への出場校の選出を兼ねて、平成26年11月16日（日）都立科学技術高等学校にて実施した。大会では、次の2つの競技の合計得点で順位を決定した。

- ・ 物理、化学、生物、地学、数学、情報の問題やその複合問題による筆記競技
- ・ 60分間でホバークラフトを作成し、その後、タイムを競うレースによる実技競技

「講演会及び表彰式」は平成26年12月19日（金）に国立オリンピック記念青少年記念センターにて実施した。

【実績等】

- ・ 科学の甲子園東京都大会参加校（都立・国立・私立含む。）

年度	22	23	24	25	26
実績（校）	実施せず	19校	34校	43校	47校

- ・ 各部門において優秀な成績で表彰された都立高校

総合成績 第3位 西高等学校
 化学部門 第1位 西高等学校
 第2位 日比谷高等学校
 生物部門 第1位 日比谷高等学校
 第3位 西高等学校
 数学部門 第1位 西高等学校
 第3位 富士高等学校
 実技競技 第2位 武蔵高等学校

【成果】

- ・ 学校対抗の科学技術・理科・数学等における複数分野の競技を提供し、科学分野に興味・関心をもつ生徒の裾野が少しずつ拡大している。

生徒同士の競い合いや活躍できる場を構築し、トップ層を伸ばすことを目的としており、西高等学校をはじめ各校の取組の成果が表れた。また、東京都代表チームである筑波大学附属駒場高等学校は全国大会の筆記競技で全国第1位となった。

(2) 「理数フロンティア校」、「理数教育チャレンジ団体」について

○「理数フロンティア校」

平成24年度に新学習指導要領や都の教育課題を踏まえ、理数教育に特化した研究テーマを設定し、教育課程、教育内容、指導法などについて研究・開発することを目的とした「理数フロンティア校」5校を3年間の期間で指定した。

《理数フロンティア校》

葛飾野高等学校、広尾高等学校、墨田川高等学校、富士高等学校、西高等学校

○「理数教育チャレンジ団体」

自然科学に関するテーマについての研究を行うとともに、その成果を各種科学コンテスト等に出品することを目的とする部活動、生徒会活動、有志団体等を、平成26年度1年間の期間で平成25年度に引き続き12校を指定した。

《理数教育チャレンジ団体》

江北高等学校、葛飾総合高等学校、駒場高等学校、戸山高等学校、武蔵丘高等学校、町田高等学校、成瀬高等学校、八王子北高等学校、立川高等学校、府中東高等学校、武蔵高等学校、国分寺高等学校

【実績等】

- ・ 各種科学コンテスト等への参加
- ・ 平成26年11月16日（日）都立科学技術高等学校にて科学の甲子園東京都大会を実施
- ・ 平成26年12月19日（金）国立オリンピック記念青少年総合センター大ホールにて高校生科学の祭典（講演会及び表彰式）を実施
- ・ 平成27年2月15日（日）に都立戸山高等学校にて研究成果発表会を実施

【成果】

- ・ フィールドワークなど、実際の観察・実験による、研究の基礎を構築
- ・ 理系の大学教授等による講演会・出前授業の実施、大学や専門機関への見学会、大学生や大学院生等を活用した学習指導の構築により、理系選択者及び理系大学進学希望者の増加
- ・ 科学の甲子園対策セミナー等の実施により、科学の甲子園東京都大会の成績の向上
- ・ 探究活動の取組により、生徒の科学的思考力の向上や教育課程の改編
- ・ 理科の授業において実験の充実を図り、観察・実験を通じた学習内容の定着
- ・ 化学グランプリ大賞、日本生物オリンピック総合4位で金賞、日本学生科学賞最優秀賞など児童・生徒対象とした出前実験等を実施による、地域との連携や地域への還元

3 理数教育に関する研修等の推進

【講座数】

- 弱点克服：専門性向上研修Ⅰ（19 講座）
 - 理科教育推進：専門性向上研修Ⅲ（12 講座）
 - 算数・数学と理科との関連：専門性向上研修Ⅱ（1 講座）
- } 全 32 講座

【開設講座】

- ◇小学校理科Ⅰ「低学年」対象（1 講座）
- ◇小学校理科Ⅰ「観察・実験の基礎・基本」
 - ・学年別コース（第3・4学年各2講座、第5・6学年各1講座、計6講座）
 - ・領域別コース（各領域3講座、計6講座）
- ◇小学校理科Ⅰ「科学的思考力を深める授業づくり」（2 講座）
- ◇小学校理科Ⅲ「理科コース」（1 講座）
- ◇小学校理科Ⅲ「理科推進」（2 大学5 講座 10 講座、小学校理科教育推進教員等の専門性の向上1 講座、計 11 講座）
- ◇中学校理科Ⅰ「授業づくり」（領域別4 講座）
- ◇算数・数学Ⅱ「算数・数学と理科との関連」（1 講座）
 - ・平成 25 年度に大幅に拡充した理科の研修を、平成 26 年度も引き続き全 37 講座実施した。
 - ・理科の授業力を高められるようにするため、「基礎から学ぶ理科観察・実験テキスト」を増刷し、「小学校理科Ⅰ」の受講者に配布し、活用を促した。
 - ・理科教育推進のために作成した「小学校理科推進の手引き」テキストを、「小学校理科Ⅲ」研修の一部で受講者に配布し、活用を促した。
 - ・平成 26 年度に配置された小学校理科教育推進教員に対し、「小学校理科観察・実験DVD」を配布し、活用を促した。
 - ・人事部と連携し、「小学校理科教育推進教員有資格者」となることを前提として、各区市町村教育委員会から「理科推進」研修の受講の推薦者を募った。
 - ・小学校理科教育推進教員及びその有資格者の専門性の一層の向上を図るための「小学校理科Ⅲ」研修を1 講座新設した。
 - ・中学校理科教員が自らの専門性に応じて選択して受講できるよう、「中学校理科Ⅰ」を領域別4 講座に拡充した。
 - ・算数・数学と理科との関連を踏まえた指導の在り方について理解を深められようとするため、「算数・数学Ⅱ」研修を1 講座新設した。

【成果】

受講者の研修アンケート結果は次のとおりである。

受講者による研修評価（4 点満点） （回収数 1,353 名）

	ねらい通りの内容だった	職務に役立つ内容だった	わかりやすい内容だった
32 講座の平均	3.77	3.73	3.82

課
題

1 小・中学校における理数教育の推進

- ・ 東京ジュニア科学塾の参加者数を拡大する必要がある。
- ・ 各理数フロンティア校の成果を他の小・中学校に広めていく必要がある。

2 都立高校における理数教育の推進

- ・ テーマを定め、繰り返し観察・実験を行い、考察を重ねて育まれる科学的思考力の育成が必要である。
- ・ 科学分野に興味・関心をもつ生徒の裾野を更に広げ、科学の祭典の参加校数の拡大を図る必要がある。
- ・ 理数に秀でた優れた才能をもつ生徒の能力の一層の伸長を図る必要がある。

3 理数教育に関する研修等の推進

- ・ 新たに「小学校理科教育推進教員有資格者」となる教員の発掘・育成及び「小学校理科教育推進教員有資格者」となった教員の更なる育成が必要である。
- ・ 理数教育の推進に向けて、算数・数学科の指導力向上に資する研修の充実が必要である。

今
後
の
取
組
の
方
向
性

1 小・中学校における理数教育の推進

- ・ 平成 27 年度は、東京ジュニア科学塾の参加者を各回 250 名程度に拡大するとともに、プログラムの内容の充実を図る。
- ・ 理数フロンティア校（小・中学校）実践報告書の活用を促進するとともに、理数フロンティア校の成果を踏まえ、新たな事業を展開する。

2 都立高校における理数教育の推進

- ・ 大学や研究機関と連携して最先端の実験・講義を通して、理数に秀でた生徒の能力を一層伸長する。
- ・ 科学技術系人材の育成の拠点として東京都の理数教育をけん引する理数イノベーション校を指定する。
- ・ 「科学の甲子園東京都大会」においては、知識・技能を競い合い、高度な学習を目指す契機とするとともに、理数に秀でた生徒の学力を更に伸長を図る。
- ・ 「研究発表会及び表彰式」においては、高校生が自ら設定したテーマを深く研究した成果を発表する場を通して、中学生とともに互いに協議して高め合うとともに、コミュニケーション・プレゼンテーション能力を育成する。また、中学生科学コンテストの表彰式及び科学の甲子園東京都大会の表彰式を合同で実施する。

3 理数教育に関する研修等の推進

- ・ 小学校理科教育推進教員有資格者となることを前提とし、各区市町村教育委員会から「理科推進」研修の受講者推薦を募り、小学校理科教育の推進役を担える人材の育成を図る。
- ・ 算数・数学について、東京都理数教育振興本部の意向、検討結果等を反映させるとともに、東京都独自の教材等を活用した授業づくりや児童・生徒の習熟度に応じた指導の在り方について理解を促す研修を構築する。

<東京都教育ビジョン（第3次）>

柱	知	取組の方向	2 個々の能力を最大限に伸ばす
---	---	-------	-----------------

担当	指導部
----	-----

主要施策 5	英語教育の充実
<p>東京都における英語教育の充実を図るため、小学校に「小学校外国語活動アドバイザー」を派遣し、外国語活動の授業を単独で円滑に実施できる指導力を、小学校の教員に育成する。また、東京都独自の英語教育の推進に向けた中長期的な方向性等を幅広く検討するため、外部有識者及び学校関係者等からなる「東京都英語教育戦略会議」において、公立小・中学校及び都立高校における英語教育推進のための具体的方策を検討し、英語教育の改善に取り組む。</p>	

施策の取組状況（平成二十六年区分）・成果	◆ 【予算額：20,000千円 従事職員数 3人（指導主事3人）】
	1 「小学校外国語活動アドバイザー」の配置
	小学校における外国語活動の指導を充実させていくため、希望する地区において英語に堪能な地域の人や英語科教員の経験者等の活用を行っている。
	小学校外国語活動アドバイザーの具体的な活動事例

活用事例	教育効果
校内研修会の講師として教員への指導を継続的に実施	教員が、外国語活動を指導する際の具体的な指導方法を理解できたことで、教員の指導力の向上につながった。
学習指導案の作成から授業の実施に至るまでの過程を支援	教員が、外国語活動の指導を行う際の、授業の作り方や、学級担任としての役割等を理解することができた。
専門的アドバイスの実施	授業に必要な指導技術を身に付けることができ、教員が指導に自信をもてるようになった。

【実績等】 7地区 95校（25年度）→16地区 150校（26年度）

2 「東京都英語教育戦略会議」

平成 25 年度に引き続き、外部有識者による本戦略会議及び専門部会を設置し、公立小・中・高校における都独自の英語教育推進及びグローバル人材育成に向けた中長期的方向性と具体的施策を議論した。

【実績等】	第 1 回 戦略会議・専門部会	5 月 28 日 (水)	
	第 2 回 戦略会議	7 月 7 日 (月)	専門部会 6 月 17 日 (火)
	第 3 回 戦略会議	10 月 15 日 (水)	専門部会 9 月 25 日 (木)
	第 4 回 戦略会議	1 月 7 日 (水)	専門部会 12 月 3 日 (水)
	第 5 回 戦略会議・専門部会	2 月 19 日 (木)	専門部会 1 月 22 日 (木)
	第 6 回 戦略会議	3 月 25 日 (水)	

(3) 概要

英語教育・グローバル人材の育成に係る動向、英語教育に係る現状と課題、英語教育の改善の視点と方向性、英語教育推進のための具体的方策等について検討し、中間報告及び最終報告案を作成した。

【成果】

○英語教育戦略会議中間報告（内部資料）作成

○英語教育戦略会議最終報告作成

- ・英語教育及びグローバル人材の育成に係る動向
- ・英語教育及びグローバル人材の育成に関する現状と課題
- ・英語教育の改善の視点と方向性
- ・英語教育推進のための具体的方策
- ・施策化した事業について
- ・今後の課題 など

1 「小学校外国語活動アドバイザー」の配置

(1) 「小学校外国語活動アドバイザー」をまだ活用していない地区にも、本事業のこれまでの 2 年間の取組の成果を周知していく必要がある。

(2) 小学校外国語活動の教科化を踏まえ、本事業を継続して実施し、小学校の児童の学習意欲に応える指導をより充実できるようにしていくため、地区ごとに行う「小学校外国語活動アドバイザー」の人材発掘や、「小学校外国語活動アドバイザー」を講師として実施する研修会の企画への助言等、事業の実施が円滑に進むよう支援していく必要がある。

2 英語教育戦略会議

(1) 6 年間学んでも多くの日本人が英語を使えない現状があることを踏まえ、「使える英語力」を身に付けた生徒を育成する必要がある。

(2) 世界を知り、国内外で活躍し国際社会に貢献する人材を育成するためにも、グローバル社会で活躍する生徒の意欲を一層高めていく必要がある。

(3) 日本の伝統・文化や歴史を理解し、国際社会に生きる日本人を育成するためにも、日本人としての自覚や誇りを涵養する必要がある。

1 「小学校外国語活動アドバイザー」の配置

- (1) 区市町村教育委員会の指導主事が参加する事業説明会で、「小学校外国語活動アドバイザー」の活用を通して得られた成果や、本事業の有効性等について、全都に周知していく。
- (2) 「小学校外国語活動アドバイザー」を配置している学校の授業等を視察し、活用状況を把握するとともに、より効果的な活用ができるよう必要に応じて助言を行う。

2 英語教育戦略会議

- (1) 本戦略会議の検討結果を報告書にまとめて関係各所に配布するとともに、報告内容で提言された方策の実現に向けて取組を推進していく。

<提言内容>

- ・外国人指導者による授業の拡充
- ・英語授業における CAN-DO リストの作成・活用
- ・少人数指導の充実
- ・モジュール授業の導入
- ・東京都独自の英語教材「Welcome to Tokyo」の作成
- ・4技能を測る評価の実施
- ・4技能を統合した高校入試検査問題の実施
- ・ICTの活用
- ・小学校における教科化への対応
- ・英語教員採用選考の改善
- ・生徒のモチベーションを高める指導力向上に向けた教員研修の充実
- ・英語教員の海外派遣研修の充実
- ・検定試験等での教員の英語力の把握
- ・海外の高校への留学支援制度の拡充（次世代リーダー育成道場）
- ・外国人留学生招致・交流事業の実施
- ・国際バカロレア認定校の設置とその教育内容の充実
- ・都立高校生の海外大学への進学支援
- ・東京型英語村の設置と学習プログラムの開発
- ・国際交流イベントの実施
- ・都立高校生のボランティア活動等のプログラムの実施
- ・都立高校における姉妹校の提携
- ・海外からの高校生招致プログラム
- ・「おもてなし」プロジェクトの実施
- ・都立高校における英語以外の外国語指導の充実
- ・東京都独自の英語教材「Welcome to Tokyo」の作成

<東京都教育ビジョン（第3次）>

柱	知	取組の方向	2 個々の能力を最大限に伸ばす
---	---	-------	-----------------

担 当	指導部
-----	-----

主要施策 6	国際社会で活躍する人材の育成
<p>様々な国や地域の人々と共に未来を切り拓(ひら)く態度や能力を育み、世界を舞台に活躍し、日本の将来を担う人材を育てるため、海外で通用する英語力や広い視野、世界に飛び出すチャレンジ精神等を育成した上で海外留学を経験させる「次世代リーダー育成道場」の内容の充実を図る。</p> <p>独立行政法人国際協力機構（JICA）と連携し「青年海外協力隊」の派遣前研修を基に、高校生向けの体験研修を開発・実施して、国際社会に貢献する意識と行動力を持った生徒を育成する。また、英語授業の改善を図るため、JETプログラムによる外国人の招致を拡大するとともに、外国人指導者として在京外国人の更なる活用を図り、教員とネイティブによる指導を充実する。</p>	

◆ 【予算額：1,050,893千円 従事職員数 5人（指導主事 3人）】

1 JETプログラムによる外国人指導者の配置

英語教育の充実、国際理解教育の推進を目指し、JETプログラムによる外国人指導者（JET青年）の人数を5人から100人に拡大した。平成26年7月及び8月新規来日者に対し、授業の進め方や日本の文化・生活習慣等を学ぶための来日時研修を実施し、JET青年は研修を修了した上で、8月から学校での勤務を開始した。また、平成27年1月には、全てのJET青年を対象とした指導力向上研修を実施し、指導力の向上を図った。

【実績等】

配置人数

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実績	5人	5人	5人	100人

【成果】

- JET青年は学校に配属された後、日本人教員と協力しながら指導計画を考えたり、自作の教材を開発したりする等、積極的に生徒の指導に関わっている。また、英語部等で英語劇やディベートの指導に当たったり、ランチタイム英会話を設けて交流を図ったりするなど、授業以外の活動にも取り組んでいる。これらの活動により、生徒が日常的に生きた英語に触れる機会が増え、異文化理解を深めている。

2 次世代リーダー育成道場

国際社会に生きる日本人を育成するためには、社会に貢献する意欲や態度を高めるとともに、様々な課題に対して積極的に取り組むことができる資質・能力を育むことが必要であり、将来、様々な分野や組織で活躍し、日本や東京の未来を担う人材になろうという高い志をもった都立高校生に対して、事前研修・留学・事後研修を実施している。1期生Bコース6月46名アメリカより帰国、2期生Bコース8月99名アメリカへ留学、2期Aコース100名11月オーストラリア・ニュージーランドより帰国、3期生Aコース97名1月オーストラリアへ留学

【実績等】

募集人数・応募状況 平成26年度3期生及び平成25年度2期生実績

区分	合格者数（応募者数）		Aコース		Bコース	
	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度
指定校特別推薦	30 (31)	34 (34)	12 (13)	17 (17)	18 (18)	17 (17)
学校特別推薦	52 (71)	69 (86)	40 (53)	55 (69)	12 (18)	14 (17)
一般推薦	118 (216)	97 (200)	48 (125)	28 (110)	70 (91)	69 (90)
合計	200 (318)	200 (320)	100 (187)	100 (196)	100 (127)	100 (124)

○ 事前研修

事前研修の種類と内容：各界のリーダーによる講義、ゼミナール、英語実践演習、英語による講義、英語による交流会、日本の歴史学習（日本の近現代史の学習、都内巡検、中央図書館での歴史学習）、日本の伝統・文化体験学習（能体験学習、歌舞伎鑑賞）、先端技術施設見学など

○ 留学プログラム

Aコース：平成27年1月28日から11月下旬までオーストラリアのビクトリア州及び南オーストラリア州の現地校での留学

Bコース：平成27年8月中旬から平成28年6月上旬までアメリカの現地校での留学（予定）

- 研修生一人一人に応じた留学先の決定
現地機関と連携し、研修生一人一人の希望や特長に応じたホストファミリーやホストスクールを決定した。
- 安全管理体制の構築
委託業者と連携して留学中の安全管理体制を構築し、事故等が発生した際の対応マニュアルを作成した。
- 修了生組織の構築
修了生による同窓会的な組織である「次世代の会」を設立し、修了生相互の継続的なつながりをもたせるとともに、修了生が事前研修等に参加する場を位置付けた。

【成果】

◆留学後のボランティアや国際社会等に関する高い意識（1期生）

		1期生Aコース (37人)		1期生Bコース (38名)	
1	2020年の東京オリンピック・パラリンピックに通訳に限らず様々なボランティア活動を通して参加したいと思う。	34人	91.9%	36人	94.7%
2	国際社会に対する興味・関心が高くなった。	37人	100%	35人	92.1%
3	相手の意見や価値観を尊重し、素直に受け入れられるようになった。	35人	94.6%	37人	97.4%

◆将来の目標等に関する意識の明確化

- ・ 留学を経験したことにより、将来は、国連などの国際機関の職員になることや水素社会の実現に向けた課題に取り組んでいこうとするなどの将来への意識が明確になっている。
- ・ 視野が広くなり、自分の意見をしっかりとつとめることができるようになった、と話す生徒が多い。

◆高い英語力

- ・ 現地での学習をはじめとする生活を通して、高い英語力を獲得している。

3 独立行政法人国際協力機構（JICA）と連携した研修の実施

国際社会の一員としての自覚や、社会に貢献する意欲と主体的な行動力をもつ人材の育成を目的として、都立高等学校、都立中等教育学校(後期課程)の生徒(100名)に対し、JICA と連携した研修プログラム(事前研修、宿泊研修、事後研修、報告会)を実施した。

青年海外協力隊等を通して国際協力・貢献活動を行うJICA 訓練所での宿泊研修により、都立高校生の国際貢献意欲を向上させ行動力の育成を図った。

【実績等】

(1) 募集人数・応募状況

	募集人数	応募人数	合格者数
第Ⅰ期	50名	137名	50名
第Ⅱ期	50名		50名

Ⅰ期 (50名)						Ⅱ期 (50名)						合計	
1年生	2年生	3年生		1年生	2年生	3年生							
23	20	7		17	27	6				100			
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
4	19	7	13	1	6	5	12	4	23	2	4	23	77

(2) 研修プログラム

ア 事前研修（都内会場）7月13日（日）

開校式、オリエンテーション、講義・演習（青年海外協力隊の活動、世界を見る視点等）

イ 宿泊研修

第Ⅰ期、第Ⅱ期とも2グループ（長野県駒ヶ根・福島県二本松）に分かれて研修する。

第Ⅰ期8月18日（月）～8月23日（土）49名 ※第Ⅰ期1名辞退あり。

第Ⅱ期8月25日（月）～8月30日（土）50名

入所式、オリエンテーション、ワークショップ（「世界を見る力」、「自分・他人の能力を引き出す力（語学の授業含む）」、「未来をつくる力」）、青年海外協力隊員との交流活動

ウ 事後研修（JICA 地球ひろば：市ヶ谷）9月7日（日）

報告会に向けた発表準備（アクション・プラン、若者宣言等）

エ 報告会（すみだリバーサイドホール）11月29日（土）

研修成果報告会・修了式

- ・修了証書授与
- ・研修成果の発表（研修報告、アクション・プラン、若者宣言）
- ・講演「地球のステージ」特定非営利活動法人地球のステージ代表 桑山紀彦氏

【成果】

- ・事前・事後アンケート
対象：東京グローバルユースキャンプ参加者99名

事前・事後アンケート

■かなりある ■ある □少しある □あまりない ■ほとんどない ■その他 (人)

項目	時期	かなりある	ある	少しある	あまりない	ほとんどない	その他
異文化理解力	事前	5	47	22	20	5	0
	事後	27	50	16	3	2	0
課題解決能力	事前	4	34	26	26	9	0
	事後	19	46	19	13	2	0
ボランティア実践	事前	11	41	18	25	4	0
	事後	22	46	18	10	2	0
人間関係構築力	事前	9	46	18	21	5	0
	事後	27	46	17	7	2	0
語学力	事前	6	24	20	35	14	0
	事後	9	32	33	20	3	2

○各項目とも「ほとんどない」「あまりない」と回答した人数が大幅に減少

例：異文化理解力 25人→4人（約21%減少）

○「かなりある」「ある」との回答は最も少ない語学力で11人増（約11%増）、最も多い異文化理解力で25人増（25%増）

○事前事後で「かなりある」と回答した人数が大きく伸びたのは、異文化理解力（5倍強）、課題解決能力（5倍弱）、人間関係構築力（3倍）である。

課題	<p>1 J E Tプログラムによる外国人指導者の配置</p> <p>(1) 全ての都立高校生が J E T 青年と日常的に交流できる環境を設ける必要がある。</p> <p>(2) J E T 青年を効果的に活用できるように、J E T 青年の指導力を更に向上させるとともに、学校側の指導体制の充実を図る。</p> <p>2 次世代リーダー育成道場</p> <p>(1) 留学中の安全管理体制について、社会情勢を踏まえて適宜、見直しや改善を図る必要がある。</p> <p>(2) 「2020 年の東京」に示した目標である延べ 3,000 人の高校生を留学に派遣するために、本事業における情報発信を通じて、海外での経験の有用性を引き続き学校及び社会に普及・啓発し、事業の拡大を図っていく必要がある。</p> <p>(3) 本事業のねらいである次世代を担う人材を育成するために、成果検証を継続して実施し、研修プログラム（事前研修、留学、事後研修）の内容を改善していく必要がある。</p> <p>3 独立行政法人国際協力機構（J I C A）と連携した研修の実施</p> <p>(1) 独立行政法人国際協力機構（J I C A）のほか、本事業の企画・運営を委託した公益社団法人青年海外協力協会（J O C A）及び研修会場となった青年海外協力隊訓練所と連携を図り、平成 26 年度の反省に基づき、更なる研修プログラム等の改善を図る必要がある。</p> <p>(2) 本事業の趣旨や成果について学校に周知し、教員、生徒、保護者が本事業について理解を深めることで、更なる募集拡大につなげる必要がある。</p>
----	--

今後の取組の方向性	<p>1 J E Tプログラムによる外国人指導者の配置</p> <p>(1) 全ての都立高校に J E T 青年を配置し、生徒の英語力向上や国際理解の深化を図る。</p> <p>(2) J E T 青年が配置校において、より有効な指導を行えるよう到来日研修や指導力向上研修の改善を図る。また、J E T 青年の活用方法を模索している学校に対する指導・助言を継続して行う。</p> <p>2 次世代リーダー育成道場</p> <p>(1) 全ての研修生が安全に留学生活を送れるよう、委託業者や現地機関と連携し、きめ細かな対応を進めていく。</p> <p>(2) 本事業の修了生の成果を積極的に発信するとともに修了生を活用した事前研修を実施し、身に付けた資質・能力を後進の育成や学校や地域での様々な活動で発揮できるよう、働き掛けていく。</p> <p>(3) 特設ウェブページをはじめとする多様な媒体や、公開研修プログラムなどの機会を捉えて、次世代リーダー育成道場の趣旨や研修プログラムの実施内容について、引き続き情報発信を行っていく。</p> <p>(4) 平成 24、25、26 年度の研修プログラムの課題を踏まえ、次世代のリーダーの資質・能力の育成に資する質の高い研修内容の確保と、円滑な運営を目指す。</p> <p>3 独立行政法人国際協力機構（J I C A）と連携した研修の実施</p> <p>(1) 関係機関と連携を深めることで、より充実した研修を生徒が体験できるようにする。</p> <p>(2) 生徒だけではなく、社会のグローバル化等、時代の変化に主体的に対応できるよう、真の国際人としての教員を育成・確保するため、J I C A と連携した教員研修の実施、青年海外協力隊への派遣職員の拡大、J I C A 経験者の特別選考での採用などを展開していく。</p>
-----------	---

<東京都教育ビジョン（第3次）>

柱	知	取組の方向	2 個々の能力を最大限に伸ばす
---	---	-------	-----------------

担当	都立学校教育部
----	---------

主要施策 7	国際バカロレアの認定の取得
<p>これからの国際社会で活躍する人材の育成に向け、高等学校卒業後、生徒が海外の大学に進学し、厳しい環境の中にあっても世界各国から集まる学生と切磋琢磨^{せつたく}できるよう、都立学校における教育環境を整備していく。このため、都立国際高等学校において、国際バカロレアの認定の取得に向けた取組を推進する。平成26年度から、数学や物理などで選択科目を設置し、希望する生徒を対象に英語による授業を行う。また、平成27年度には、国際バカロレアの教育プログラムで学ぶ生徒を対象とした新たなコースを設置するため、国際バカロレア機構との調整を進める。</p>	

施策の取組状況（平成二十六年度分）・成果	◆ 【予算額：58,410千円 従事職員数1.2人】
	<p>1 国際バカロレアの認定の取得に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年度から都立国際高等学校の既設学級において、双方向型、探究型の学習をベースとした英語による授業を開始した。 ・ 国際バカロレアの認定に向けて、国際バカロレア機構による審査訪問に対応した。 ・ 平成27年4月に設置する「国際バカロレアコース」の周知のための都民向け説明会やその他の広報活動を実施するとともに、第一期生の入学者選抜を実施した。 <p>【実績等】</p> <p>(1) 「国際バカロレアコース」の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都内全公立中学校3年生へ案内配布 ・ 実用英語技能検定受験生、海外子女等への周知 ・ 都民向け説明会の実施（平成26年6月28日（土）） 生徒・保護者126組が参加 <p>(2) 入学者選抜 平成27年1月26日（月）～平成27年1月27日（火）に検査実施</p> <p>(3) 国際バカロレアの認定に向けた対応 国際バカロレア機構による審査訪問への対応</p> <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都民向け説明会の開催やその他の広報活動により、入学者選抜の募集人員20名に対し、88名の応募があった。

課題	1 国際バカロレアの教育プログラムを担う教員の育成及びネイティブ教育スタッフの安定的な確保に取り組む必要がある。
----	--

今後の取組の方向性

- 1 海外大学への進学資格が取得できる国際バカロレアの認定を平成 27 年度中に取得し、平成 28 年度から国際バカロレアのDP（ディプロマ・プログラム）による授業を開始する。

<東京都教育ビジョン（第3次）>

柱	知	取組の方向	2 個々の能力を最大限に伸ばす
---	---	-------	-----------------

担当	都立学校教育部
----	---------

主要施策 8	都立小中高一貫教育校の設置
<p>理数を中心に、世界に伍して活躍できる人間を育成するため、児童・生徒一人一人の潜在能力を最大限に引き出す新たな教育モデルを構築することを基本的な考え方とする「都立小中高一貫教育校」の設置について、12年間一貫した教育の在り方や教育課程の弾力的な運用等の検討を進める。</p>	

施策の取組状況（平成二十六年分）・成果	◆ 【予算額：5,000千円 従事職員数2人】
	<p>1 「都立小中高一貫教育校基本構想検討委員会」等における検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部有識者を交えた「都立小中高一貫教育校基本構想検討委員会」を5回開催し、都立小中高一貫教育校の設置に向け、一貫教育校における教育課程など、「中間まとめ」（平成25年8月公表）後に指摘された課題等について、検討を行った。 「都立小中高一貫教育校基本構想検討委員会」における検討状況等を踏まえ、開校予定年月について検討を行った。

課題	<p>1 平成26年度中に「最終報告」を取りまとめる予定であったが、中央教育審議会答申（平成26年12月）を踏まえて国において小中一貫教育制度の検討が開始されたことから、その具体的内容を見極め、報告書に反映していくことが必要となった。</p>
----	---

今後の取組の方向性	<p>1 都立小中高一貫教育校の設置に向けて、「都立小中高一貫教育校基本構想検討委員会」等において引き続き検討を行い、平成27年度中に「最終報告」を取りまとめる。</p> <p>2 「都立小中高一貫教育校基本構想検討委員会」における検討状況等を踏まえ、引き続き開校予定年月の検討を行う。</p>
-----------	---

<東京都教育ビジョン（第3次）>

柱	徳	取組の方向	3 豊かな人格を培い、規範意識を高める
---	---	-------	---------------------

担当	総務部・指導部・地域教育支援部
----	-----------------

主要施策 9	人権教育の推進
<p>国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえるとともに、「東京都人権施策推進指針」等に基づき、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、同和問題をはじめ様々な人権課題に関わる偏見や差別をなくすため、人権教育を推進する。</p>	

【予算額：32,963千円 従事職員数9.5人（事務等3.5人、指導主事6人）】

1 指導資料「人権教育プログラム（学校教育編）」作成

学校における人権教育の実践的な手引である「人権教育プログラム（学校教育編）」を作成し、公立学校の全教職員及び教育機関に配布した。

【実績等】

- ・ 年1回発行：63,500部、配布先：公立学校全教職員 等

年度	23	24	25	26
実績	63,500部	63,500部	63,500部	63,500部

【成果】

- ・ 都教育委員会の人権教育についての考え方や学校における人権教育の進め方について啓発を図ることができた。

2 人権教育研究協議会

全都の公立幼稚園・学校の園長・校長、副園長・副校長、主幹教諭・主任教諭・教諭等、指導主事など、職層に応じて人権教育研究協議会を開催した。

【実績等】

- ・ 年間開催数：28回、参加者数：7,310人

年度	23	24	25	26
実績	6,716人	6,990人	7,310人	7,374人

【成果】

昨年度を上回る参加者を得て（64人）、人権教育の内容や方法について、研究・協議を行い、人権課題への正しい理解と認識を深めることができた。

施策の取組状況（平成二十六年度分）・成果

3 人権教育指導推進委員会

区市教育委員会等の指導主事を対象に、様々な人権課題に関する理解を深めるための研究・協議を行う「人権教育指導推進委員会」を実施した。

【実績等】

- ・ 年間開催数：5回

年度	23	24	25	26
実績	6回	6回	6回	5回

【成果】

- ・ 実施後のアンケート等から、各人権課題についての講義等を通して、当初の目的を達成することを確認することができた。

4 人権尊重教育推進校の設置

- (1) 小学校 32 校、中学校 14 校、都立学校 5 校を人権尊重教育推進校に指定し、東京都の実態に即して、学校や地域における人権教育の推進上の諸課題に系統的、組織的に取り組んだ。
- (2) 人権尊重教育推進校の研究・実践を地域の学校に広めるために、ブロック別連絡会を開催して成果の報告や情報交換を行った。

【実績等】

- ・ ブロック別連絡会の年間開催数：28 回、参加者数：4,743 人

年度	23	24	25	26
実績	26 回 2,664 人	28 回 4,076 人	31 回 4,220 人	28 回 4,743 人

【成果】

- ・ 人権尊重教育推進校では、同和問題をはじめ様々な人権課題を取り上げた実践を行い、それに関わる差別意識の解消を図るための教育を推進した。ブロック別連絡会では各校の取組を各地域に広げることができた。

5 人権教育資料センターの運営

教職員研修センター内の人権教育資料センターに人権に関する各種資料、教材等を適切に収集・整備した。また、人権教育に関する基礎的研究を適切に実施し、人権教育推進の支援を行った。

【実績等】

- ・ 今年度に収集・整備した教材ビデオ及び書籍数：教材ビデオ 64 本、書籍 104 冊

年度	22	23	24	25	26
実績	58 本 103 冊	46 本 89 冊	44 本 92 冊	31 本 104 冊	64 本 104 冊

【成果】

- ・ 東京都教育委員会作成の DVD やいじめ問題に関わる DVD の数を増やし、貸出し待ちの状況を緩和し、都内公立学校での活用を促進した。東京都人権施策推進指針に関する有識者懇談会の提言で示された人権課題に関わる書籍について収集し、研修における情報提供に役立てた。

6 人権教育に関する研修・啓発・研究の推進

(1) 人権啓発学習資料「みんなの幸せをもとめて」の作成

社会教育における啓発資料である「みんなの幸せをもとめて」を作成し、社会教育関係団体指導者及び社会教育関係職員等に配布することを通して、自主的な学習や社会教育事業等において、人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、活用促進を図った。

【実績等】

- ・ 年1回発行 105,000 部
- ・ 配布先 社会教育関係機関、都内国公私立小・中・高等学校（PTA）等

年度	22	23	24	25	26
実績	105,000部	105,000部	105,000部	105,000部	105,000部

【成果】

- ・ 東京都教育委員会が実施する「教育庁等職員・学校事務職員等課題研修」、「人権学習指導者研修」、区市町村教育委員会・PTA等の研修・講座・学習会等で活用されている。

(2) 人権学習教材ビデオ検討委員会

人権学習教材ビデオ検討委員会を開催し、ビデオ制作の基本方針やその内容の方向性等について検討し、その成果を人権学習教材ビデオの制作（隔年制作）に向け、反映させた。

【実績等】

- ・ 年間開催数：検討委員会 3回 委員7人

年度	22	23	24	25	26
実績	4回 (企画)	5回 1,650本	4回 (企画)	5回 1,650本	3回 (企画)

【成果】

- ・ 平成27年度人権学習教材ビデオの制作に向け、ビデオ制作の基本方針等について効果的に検討ができ、反映することができた。

(3) 人権学習指導者研修

社会教育関係指導者等を対象に、様々な人権課題に対する正しい理解と認識を深めるための研修を年間計画に基づき実施し、各人権課題や人権学習の内容・方法等についての講義等を通して、当初の目的を達成することができた。

【実績等】

- ・ 年間開催数 一般研修 10回、専門研修 8回、 合計18回 参加者数790人

年度	22	23	24	25	26
実績	929人	721人	719人	908人	790人

【成果】

- ・ 様々な人権課題、人権課題に関連する施設等の見学、フィールドワーク、ビデオ視聴、参加型の学習方法等を取り入れるなど、研修の実施内容・形態等を工夫し、受講者に好評を得た。

(4) 人権学習の促進事業

区市町村の人権学習の促進を図るため、社会教育における人権に関する学習機会の充実方策等について、実践事例の分析・考察を中心に調査研究を行い、その成果を報告書としてまとめ、区市町村への成果還元を図った。

【実績等】

- ・ 調査研究委員会 年間開催数 18回(事例視察含む) 委員4人
- ・ 報告書(「平成26年度人権教育推進のための調査研究事業報告書」)の作成 500部
- ・ 配布先 区市町村教育委員会社会教育関係機関等

年度	22	23	24	25	26
実績	400部	400部	500部	500部	500部

【成果】

- ・ 公民館等の社会教育施設が実施している講座等の実践事例を取上げ、人権学習の在り方、内容・方法等について分析・考察し、その成果を報告書にまとめ、区市町村教育委員会等へ普及できた。

- 1 人権尊重教育推進校事業の成果の全般的な普及については、着実に進展しているものの、各学校の取組状況には差が見られることから、各学校が学校・地域の動向を踏まえた取組を推進できるよう、一層の指導・支援に努める必要がある。
- 2 常に新たな人権課題が提起され、人権教育・学習の推進が期待されることから、地域の状況、社会の動向等を踏まえ、啓発学習資料や研修等の内容を一層充実するとともに、区市町村において、人権啓発が進められるように、区市町村への支援に努める必要がある。

- 1 学校教育においては、各学校が人権教育を組織的・計画的に行うことができるよう、人権教育研究推進事業、人権尊重教育推進校事業、人権教育普及啓発事業の三つの事業を効果的に関連させて推進するとともに、指導訪問の機会を有効に活用するなどして、一層の人権教育の充実を図っていく。
- 2 「東京都人権施策推進指針」に示された課題及び新たな人権課題について、動向を的確に把握し、啓発学習資料や研修等へ速やかに反映し、その理解の促進を図っていく。
- 3 社会教育においては、区市町村教育委員会や社会教育関係団体等の実態を踏まえ、様々な人権課題に対応した、普及啓発事業、指導研修事業、促進事業を効果的に実施できるよう、一層の充実を図っていく。

<東京都教育ビジョン（第3次）>

柱	徳	取組の方向	3 豊かな人間性を培い、規範意識を高める
---	---	-------	----------------------

担当	指導部
----	-----

主要施策 10	小・中学校における道徳教育の推進、高校における新教科の設置
<p>東京の子供たちの豊かな心を育成するため、都が独自に作成し、都内公立小・中学校等に配布した東京都道徳教育教材集の活用を通して、道徳授業地区公開講座の改善・充実を図り、学校と家庭・地域が連携した道徳教育の取組を一層推進する。また、東京都道徳教育推進教師養成講座を実施し、各小・中学校等の組織的な推進体制及び指導体制の構築を図る。</p> <p>都独自の新しい教科についての検討委員会を継続して設置し、都立高校生の実態を踏まえ養うべき道徳性や指導方法・内容について検討を進める。</p>	

施策の取組状況（平成二十六年年度分）・成果	◆ 【予算額：46,158千円 従事職員数 6人（指導主事 6人）】
	1 道徳教育の推進
	(1) 「東京都道徳教育教材集」の印刷及び配布 【実績】
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校1・2年生版 「心あかるく」 115,500冊 ・ 小学校3・4年生版 「心しなやかに」 109,500冊 ・ 小学校5・6年生版 「心たくましく」 113,500冊 ・ 中学校版 「心みつめて」 95,000冊 を都内全ての公立小・中学校等の全児童・生徒に配布した。
	(2) 「東京都道徳教育教材集」の保護者向けリーフレットの印刷及び配布 【実績】
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校版 115,500冊 ・ 中学校版 95,000冊 を都内全ての公立小・中学校等の新1年生の保護者に配布した。
	(3) 「東京都道徳教育教材集活用推進委員会」の設置及び指導資料の作成 【実績】
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各部会とも年間6回開催 ・ 「東京都道徳教育教材集」を効果的に活用した実践事例を集め、その活用の推進を図るための指導資料を作成した。東京都教育委員会ホームページに掲載するとともに、区市町村教育委員会及び小・中学校等に活用について指導・助言を行った。
	(4) 東京都道徳教育推進教師養成講座の実施
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年度から平成28年度までの3か年で、都内全ての公立小・中学校等から、1名の道徳教育推進教師が講座に参加する。 ・ 講座では、講義や演習、発表等を通して、道徳教育の在り方や資料の捉え方等について理解を深めるとともに、他の教員に指導のポイントをアドバイスできるよう資質の向上を図る。 ・ 講座受講者は、講座終了後に所属校で授業実践を行うとともに、校内研修会等において講座の内容等について他の教員に周知する。

【実績】

- (1日目) 平成26年8月5日・6日 午前9時30～午後4時40分
 国立オリンピック記念青少年総合センター
- (2日目) 平成26年8月20日 午後1時30分～午後4時40分
 なかのZERO 小ホール
- (受講者数) 小学校教員 279名 中学校教員 137名 計 416名

【成果】

① 受講者の道徳教育についての考え方の変容 ◆本講座の目的や道徳教育推進教師の役割が理解できた。 とてもそう思う・そう思う…97.2%
② 受講者の読み物資料について中心となる発問を設定する力の向上 ◆道徳の時間の授業の組み立て方や資料の捉え方が理解できた。 とてもそう思う・そう思う…96.9%
③ 受講者が成果を学校に持ち帰り他の教員と共有 ◆道徳の授業改善へ向けた、他の教員への助言に生かせる内容であった。 とてもそう思う・そう思う…96.9%

(5) 道徳授業地区公開講座の実施

学校、家庭及び地域社会が連携して子供たちの豊かな心を育むとともに、小・中学校等における道徳教育の充実のために、平成10年から東京都教育委員会と区市町村教育委員会との連携により、都内の公立小・中学校等で道徳授業地区公開講座を開催している。

【実績】

年度	実施校数・公開授業参観者数
平成24年度	1,963校（小・中学校、中等教育学校全校及び特別支援学校） 440,870人
平成25年度	1,963校（小・中学校、中等教育学校全校及び特別支援学校） 438,225人
平成26年度	1,951校（小・中学校、中等教育学校全校及び特別支援学校） 461,905人

2 高校における新教科の設置

これからの社会を担っていく高校生には、社会の一員であることを自覚し、積極的に社会に参画することや、困難を乗り越えて、役割と責任を果たすことなど、よりよい社会を築くことが求められており、都立高校生一人一人が、人としての生き方の指針となる価値観を高め、社会との関わりの中で自分の生き方を主体的に選択し行動する力を身に付けることが重要である。このため、教科「奉仕」を発展させて、道德教育とキャリア教育を一体化した人間としての在り方生き方に関する新教科「人間と社会（仮称）」を開発している。新教科は、全都立高等学校等で平成27年度試行し、平成28年度から全面实施する。

【実績】

- ・ 人間としての在り方生き方に関する新教科有識者会議を年4回開催し、新教科の在り方等について検討した。
- ・ 開発研究委員会高等学校教育開発委員会を年12回開催し、試行版教科書、指導資料集を開発した。
- ・ 人間としての在り方生き方に関する新教科「人間と社会（仮称）」に関する説明会を2回開催した。

平成27年1月19日 新教科先行実施校実践発表会 参加者 325名

平成27年2月19日 高等学校開発委員会指導資料説明会 参加者 310名

【成果】

- ・ 学習指導要領では、道德教育とキャリア教育は、学校の教育活動全体を通じて密接に関連付けて行うことになっているが、道德教育とキャリア教育を一体化して教科として開発することで、目標や指導内容が明確となり、体系的・計画的に指導することができる。

1 道德教育の推進

- ・ 各学校における「東京都道德教育教材集」を活用した取組の推進と効果の検証
- ・ 各小・中学校の道德教育推進教師を中心とした組織的な道德教育推進体制・指導体制の確立
- ・ 道德教育推進教師をはじめとした各学校の全ての教員の道德教育に関する指導力の向上
- ・ 「東京都道德教育教材集」の活用等による道德授業地区公開講座の改善・充実と学校と家庭・地域が連携した道德教育の取組の推進

2 高校における新教科の設置

平成28年度全都立高校等で滞りなく全面实施できるよう教科書や教育課程編成基準・資料改訂の準備を進める。また、新しい教科に教員が十分に対応できるよう、担当する教員の研修を行う。

1 道徳教育の推進

- ・「東京都道徳教育教材集」を活用した効果的な指導方法の更なる開発
- ・東京都道徳教育推進教師養成講座の実施
- ・道徳授業地区公開講座における「東京都道徳教育教材集」の活用の啓発

2 高校における新教科の設置

新教科有識者会議及び高等学校開発委員会を運営し、教科書、指導資料集の作成を進める。また、各校の新教科推進者等に対して年4回研修を実施するとともに、各校における新教科指導体制の構築を図る。

<東京都教育ビジョン（第3次）>

柱	徳	取組の方向	4 社会の変化に対応できる力を高める
---	---	-------	--------------------

担当	指導部
----	-----

主要施策 11	情報活用能力向上推進事業
<p>有害情報から子供を守るため、都内全公立学校を対象に学校非公式サイト等の監視を行うとともに、インターネット・携帯電話利用に関する実態調査を行う。また、インターネット等の適正な利用に関する教員向け指導資料及び児童・生徒向けリーフレットを作成・配布して、学校での継続的な啓発・指導を支援する。</p> <p>また、子供の情報モラルの向上を図るため、都立学校の全校及び区市町村立学校の希望校を対象に、情報モラルに関する出前講座を実施して、実践的な啓発・指導を直接行うとともに、ICT活用の在り方に関するフォーラムを開催し、広く都民に対する啓発を行う。</p>	

◆ 【予算額：46,062千円 従事職員数 2人（指導主事 2人）】

1 インターネット等の適正な利用に関する啓発・指導

(1) 学校非公式サイト等の監視

全ての都内公立学校を対象に、巡回監視と定点監視の二つの方法により毎日監視を行い、検出した不適切な書き込みについて、そのリスクレベルに応じて対応した。

リスクレベル	対応	リスクレベル別の実績				
		26年度	25年度	24年度	23年度	22年度
高	110番・119番通報、当該校・区市町村教育委員会への緊急連絡、学校での指導等	0件	0件	0件	0件	0件
中	当該校・区市町村教育委員会への至急連絡、学校での指導等	87件	175件	102件	87件	114件
低	当該校・区市町村教育委員会への月1回の連絡、学校での指導等	9,994件	10,118件	10,670件	11,351件	12,319件
合計		10,081件	10,293件	10,772件	11,438件	12,433件

※ 不適切な書き込みの削除要請を行うとともに、不適切な書き込みが検出された都立学校・区市町村教育委員会への情報提供に基づく各学校での対応の経過について都教育委員会に報告させた。

不適切な書き込みの削除要請の達成率

リスクレベル	26年度	25年度	24年度	23年度	22年度
中	72.4%	62.9%	76.5%	87.4%	61.4%
低	37.3%	46.7%	38.9%	38.5%	22.3%

(2) インターネット・携帯電話利用に関する実態調査（平成27年1月実施）

都内公立学校の児童・生徒（小学校3年生から高校4年生まで）、その保護者、教員を対象に、抽出（児童・生徒総数の約2%）による調査を行った。

平成25年度インターネット・携帯電話利用に関する実態調査報告書の作成（200部）・配布 全都立学校・全区市町村立学校には上記概要版（2,900部）を配布した。

(3) インターネット等の適正な利用に関する指導資料

各学校における情報モラル・リテラシーに関する教育を充実し、児童・生徒を有害情報から守る取組を推進するため、指導資料及びリーフレットを作成・配布した。

施策の取組状況（平成二十六年分）・成果

インターネット等の適正な利用に関する指導事例集・活用の手引（7,000部）を配布。トラブル事例、対応事例の中に、無料通話アプリによるトラブルや指導例を追加した。

児童・生徒用リーフレット（小学3年用 105,300部、中学1年用 89,100部）を配布。スマートフォンやSNS利用上の注意や家庭でのルールの例示などを掲載した。

【成果】

指導資料集等の活用状況調査を実施した結果、都内公立学校の約8割が企画調整会議や校内研修、授業や集会などの機会に本資料を活用していることが明らかになった。

(4) 情報活用能力向上推進事業

- ・ ICT活用講座（情報モラル・リテラシーに関する訪問講座）

都立学校101課程対象に、児童・生徒向け講座と教員向け講座をそれぞれ実施した。
希望する区市町村立学校34校対象に、児童・生徒向け講座を実施した。

- ・ ICT教育フォーラム

平成26年11月25日、12月1日に都内2会場で開催し、402名参加。約8割の参加者から肯定的評価があった。

第1部 インターネットのルールとマナーに関する基調講演

第2部 ICTの活用 都立学校ICT活用推進指定校による模擬授業等

1 学校非公式サイト等の監視

非公式サイト等の検出数は微減を続けているが、児童・生徒のネット利用はWEBなどの公開されたものから、無料通話アプリ等の特定の仲間だけの閉鎖された領域に移っている。外部から監視できない無料通話アプリの状況把握や「死にたい」といった書き込みを可能な限りリアルタイムで把握することが課題である。

2 インターネット・携帯電話利用に関する実態調査

現行では、WEBなどに関する調査項目が多いことに加え、ネットの利用環境等は急激に変化しているため、実態にそぐわない部分がある。

3 インターネット等の適正な利用に関する指導資料等

区市町村立学校において、指導資料集、児童・生徒用リーフレットを有効活用するためには、配布時期を早める必要がある。

4 情報活用能力向上推進事業について

- ・ ICT活用講座

テキストに、社会的に迷惑な行為や依存的な傾向を取り扱う内容を盛り込む等の改善を図っているが、学校非公式サイト等の監視結果に講座の成果が表れているとは言えない状況である。

- ・ ICT教育フォーラム

実施時期やPR方法等に課題があり、参加者が減少した。

1 学校非公式サイト等の監視

不適切な書き込みは依然として多数であるため、監視業務は引き続き行うが、検索方法を工夫し、迅速に状況を把握する方法等を検討していく。

2 インターネット・携帯電話利用に関する実態調査

無料通話アプリの利用状況など、調査項目の改訂を行って、有効な指導資料等の作成に役立てていく。

3 インターネット等の適正な利用に関する指導資料等

作成開始時期を早め、配布を12月中に行い、入学前の児童・生徒及び保護者向けに有効活用できるようにする。

4 情報活用能力向上推進事業

- ・ICT活用講座（第3期）を都立105課程、希望する区市町村立学校21校対象に実施する。その際、モラル教育に関する内容は最新の事例を取り入れて啓発を行う。
- ・ICT教育フォーラム
実施時期、場所を早期に決定する。また、独自の開催案内を作成し、事前案内として都立学校、区市町村立学校に配布するなど、PR活動を充実させる。

<東京都教育ビジョン（第3次）>

柱	徳	取組の方向	4 社会の変化に対応できる力を高める
---	---	-------	--------------------

担 当	都立学校教育部・地域教育支援部・指導部
-----	---------------------

主要施策 12	系統的なキャリア教育の推進
<p>児童・生徒の社会的・職業的自立に必要な資質や能力を育てるため、「キャリア教育に関する教師用手引書」の活用を図るとともに、「外部人材活用モデル事業」の成果の周知、「中学生の職場体験」における外部人材、受入機関等との連携の促進など、系統的なキャリア教育を推進する。</p> <p>都立高校生が、社会人・職業人として自立して生きていくために必要な能力や態度を身に付ける教育プログラムを企業やNPO等との連携により実施する。加えて、中途退学者の追跡調査の分析結果を踏まえ、中途退学・進路未決定卒業の未然防止、中途退学者・進路未決定卒業者に対する進路支援に関するモデル事業を実施する。</p> <p>障害のある児童・生徒が働く喜びなどを実感できるようにするため、小・中学部等の段階からキャリア教育を充実するとともに、障害のある生徒の自立と社会参加を目指すため、就労支援体制の構築等により企業就労を促進する。</p>	

1 系統的なキャリア教育の推進

(1) 「キャリア教育に関する教師用手引書」の活用

【実績等】

指導主事が区市教育委員会の研修会に講師として参加した際に、本手引書を基に指導・助言したり、本教師用手引書の元作成委員が小学校キャリア教育研究会で活用したりしてキャリア教育の具体的な取組みを啓発した。

(2) 「外部人材活用モデル事業」パンフレットの作成

【実績等】

- 都内全公立小学校 3,888 部(1,296校×3部)、都内公立中学校 1,857 部(619×3部)
都立高等学校附属中学校・中等教育学校 30 部(10校×3部) に配布

【成果】

- 小学校 2 校、中学校 3 校が本事業のパンフレットに記載した企業等の教育支援プログラムを活用して、外部人材を学校へ招き、キャリア教育の指導に生かした。

(3) 都立高校におけるキャリア教育の推進

ア インターンシップ事業の推進

都教育委員会は、平成 18 年度に都内国際ロータリーとインターンシップ事業に関する基本協定を締結し、平成 19 年度から国際ロータリーと連携してインターンシップ事業を実施することにより、受入先の拡大を図っている。

【実績】

- 平成 26 年度
第 2580 地区 学校数 9 校 希望人数 320 人
第 2750 地区 学校数 10 校 希望人数 1650 人
「国際ロータリーとの連携によるインターンシップ学校数及び体験者数」

	第2580地区		第2750地区	
	学校数	人数	学校数	人数
H26年度	9校	210人	10校	857人
H25年度	5校	144人	7校	530人
H24年度	8校	124人	8校	518人
H23年度	7校	221人	7校	506人
H22年度	8校	176人	6校	489人
H21年度	9校	350人	5校	528人
H20年度	12校	425人	6校	732人
H19年度	5校	102人	6校	818人

【成果】

- 国際ロータリーとの連携によるインターンシップ事業によって、受入先企業を安定的に確保することができた。また、国際ロータリーのインターンシップ実施上のノウハウを連携した高校に周知することができた。

イ キャリア教育の年間指導計画の作成

キャリア教育に関わる教育活動とキャリア教育の基礎的・汎用的能力を踏まえたキャリア教育の年間指導計画を、全都立高校等で作成する。

【実績】

- ・ 平成26年度全ての都立高等学校及び都立中等教育学校において、キャリア教育の年間指導計画を作成する。

【成果】

- ・ 年間指導計画を作成することによって、学校の教育活動全体を通じて、系統的・組織的にキャリア教育を進めることができた。

ウ キャリア教育推進者の資質向上

キャリア教育推進者連絡協議会を開催し、各校の担当者に対して、企業やNPO等との外部人材を活用した研修についての情報提供を行う。

【実績】

- ・ 平成26年10月20日 キャリア教育推進者連絡協議会 参加者約238名
参加企業及びNPO9団体、
実践発表校3校 都立田柄高等学校、都立調布北高等学校、都立芝商業高等学校
- ・ 参加者アンケート結果 質問「来年度の外部人材の活用について」に対して90.9%の参加者が「是非活用したい」又は「活用したい」と回答

【成果】

- ・ 都立高校の企業やNPO等との外部人材を活用した取組の実践事例において、具体的な方法やその成果を周知することができた。
- ・ 企業やNPO等のもつ優れた教育プログラムの一端を理解し、外部人材を活用した取組の有用性を周知することができた。

2 都立高校生の社会的・職業的自立支援事業

(1) 都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業

企業やNPO等と連携し、社会人・職業人として必要な能力を身に付けることができる体験型の教育プログラムを都立高校に導入する事業として、平成25年度から実施。平成26年度は、実施校、支援団体とも増加した。

【実績】

実施校	平成25年度	30校	→	平成26年度	51校
協力団体数	平成25年度	33団体	→	平成26年度	41団体

【成果】

- ・ 社会や職業を実感する体験的な学習に取り組むことなどを通じて、生徒は、単に職業の内容を知るだけではなく「社会の一員として働くこと」の重要性に気付いたり、自分の進路選択についても前向きに考え始めたりするなどの成果があった。

(2) 都立高校中途退学未然防止と中途退学者等への進路支援

都立高校における中途退学者及び進路未決定卒業者を次の社会の受け皿に円滑につなげるため、就労支援機関や若者支援機関と連携し、都立高校生の中途退学を未然に防止するための取組を進めるとともに、中途退学者等への切れ目のない進路支援を実施している。

(平成27年度までのモデル事業)

【実績】

- ・ 実施校 区部5校 市部5校 計10校

【成果】

- ・ 若者就労支援NPOの支援スタッフが教員と連携し、個別面談等により、生徒の意向や適性を把握し、地域の若者支援機関の利用を促すなど、進路が決まらない生徒を就職や進学につなぐことができた。

3 特別支援学校における就労支援の充実

(1) 民間の活用による企業開拓

特別支援学校の生徒の雇用先及び現場実習先となる企業の開拓を行うため、民間委託会社に企業への訪問を依頼し、障害者雇用計画の有無や特別支援学校の生徒の雇用及び実習の受入れの可否等について企業から情報の収集を行った。

【実績等】

- ・ 実習受入可能企業報告数 338 社

(2) 企業向けセミナーの実施

障害者雇用の動向及び特別支援学校の生徒の職務遂行能力等について、企業の人事担当者を対象に理解啓発を行うとともに、生徒のインターンシップの受入れ及び雇用、定着支援についての協力を呼び掛けることを目的に、セミナーを開催した。

【実績等】

- ・ 参加者 78 法人（平成 26 年 7 月 17 日開催）

(3) 就労支援体制の構築

都立特別支援学校における職業教育の充実及び企業への障害者雇用に関する理解啓発を図ることを目的として、都立特別支援学校の進路指導担当者と民間企業関係者である就労支援アドバイザーが連携して、現場実習への協力企業の開拓を促進するなど、就労支援体制の構築を行った。

【実績等】

- ・ 平成 26 年度就労支援アドバイザー任用数 29 人
- ・ 平成 26 年度末卒業生の就労者数 659 人（卒業生数 1722 人、就労率 38.3 %）（平成 27 年 2 月 20 日時点）

課
題

1 系統的なキャリア教育の推進

- (1) 「キャリア教育に関する教師用手引書」の活用
全小・中学校におけるキャリア教育の全体計画・年間指導計画作成を目指す。
- (2) 「外部人材活用モデル事業」の成果の周知
本事業のパンフレットを活用して、多くの小・中学校で外部人材の有効活用を促進する。
- (3) 都立高校におけるキャリア教育の推進
キャリア教育の年間指導計画の中で企業やNPOの優れた教育プログラムを他の教育活動と関連付けるよう指導する必要がある。

2 都立高校生の社会的・職業的自立支援事業

- (1) 「都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業」においては、都立高校の年間のキャリア教育計画に位置付けるとともに、企業等の支援団体の拡大により、社会を実感できる体験型のプログラムを増やす必要がある。
- (2) 「都立高校中途退学未然防止と中途退学者等への進路支援」においては、進路が決まらない生徒への支援については一定の成果があったが、中途退学者への「切れ目のない」支援は少数にとどまっており、アプローチが十分に進んでいない。

3 特別支援学校における就労支援の充実

- (1) 平成 25 年度から民間企業における法定雇用率が引上げられたが、法定雇用率未達成企業の約 8 割が常用労働者 300 人未満の中小企業であるため、開拓先は障害者雇用に対する知識やノウハウが少ない企業が多く、開拓後、実習受入先となるまでに時間を要す。
- (2) 就業技術科及び職能開発科を中心に普通科や他の障害種別と連携を図り、新たな就労支援体制を構築して就労率の増加と就職後の職場定着に向けた支援の充実を図る必要がある。

1 系統的なキャリア教育の推進

(1) 「キャリア教育に関する教師用手引書」の活用

4月の本課事業説明会で、キャリア教育の全体計画・年間指導計画の作成を、手引書を用いて区市町村教育委員会に説明し、全小・中学校の教育課程に系統的なキャリア教育を編み込むための意識啓発を図る。

(2) 「外部人材活用モデル事業」の成果の周知

地域教育支援部と連携し、生涯学習課が推進する「企業等による体験型講座」に小・中学校15校に企業の教育支援プログラムを活用させることを通して外部人材の有効性をパンフレットにまとめ、都内全小・中学校に外部人材の活用を啓発する。

(3) 都立高校におけるキャリア教育の推進

キャリア教育の年間指導計画を教科指導や特別活動とともに、新教科「人間と社会(仮称)」との関連付けを図るよう研修会等を通じて周知する。

2 都立高校生の社会的・職業的自立支援事業

(1) 都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業

成功事例を高校に提示するなど、教員の理解を広げ、全普通科高校に導入を目指す。あわせて企業やNPO等との連携を広げ、事業を積極的に展開していく。

(2) 都立高校中途退学未然防止と中途退学者等への進路支援

ア 平成27年度は、モデル事業を引き続き実施するとともに、福祉や就労支援等に専門的な知識・経験を有する職員(ユースアドバイザー)を新たに配置し、事業を実施している都立高校と連携して、学校の取組を支援する。

イ 生徒が中途退学した場合は、ユースアドバイザーがNPO等と連携し、これまで支援の手が届かなかった中途退学者に就労や再就学に向けた支援を進める。

3 特別支援学校における就労支援の充実

(1) 就労支援員及び就労支援アドバイザーを活用して開拓企業の障害者雇用の理解を深めるとともに、業務の切り出しなど実習受入れや雇用に対する相談を積極的に行う。

(2) 就業技術科5校を中心とした就労支援体制を構築するとともに、各支援機関と連携を図りながら、就労支援員及び就労支援アドバイザーによる企業への訪問・相談を行い、卒業生の職場定着に向けた支援を充実する。

(3) 東京労働局、産業労働局、福祉保健局などと連携し、企業向けセミナーの合同実施による啓発普及や、企業情報の共有化を図り、多くの企業開拓に努める。

<東京都教育ビジョン（第3次）>

柱	体	取組の方向	5 体を鍛える
---	---	-------	---------

担当	指導部
----	-----

主要施策 13	総合的な子供の体力向上施策の推進
<p>子供の基礎体力を向上させ、生涯にわたって心身ともに健康な生活を送ることができるようにするため、児童・生徒の生活スタイルを活動的なものにしていく「総合的な子供の基礎体力向上方策（第2次推進計画）」を推進する。また、東京都統一体力テストの調査結果を基に、体育授業等の質を高め、運動量を確保するための指導内容・方法の工夫・改善を一層進める。</p>	

◆ 【予算額：145,601千円 従事職員数 6人（指導主事 6人）】

1 総合的な子供の基礎体力向上方策の推進

平成22年7月に「総合的な子供の基礎体力向上方策（第1次推進計画）」を、平成25年2月に「総合的な子供の基礎体力向上方策（第2次推進計画）」を策定し、計画に基づき、都内全ての公立学校において特色のある取組を行う「一校一取組・一学級一実践」運動の展開、中学生「東京駅伝」大会の開催等、子供の基礎体力向上のための取組を推進した。

2 総合的な子供の基礎体力向上方策（第2次推進計画）の具体的な取組

(1) 「子供の体力向上推進本部」等の設置

【実績等】 児童・生徒の体力・運動能力の現状分析や向上策について戦略的な取組を検討した。

- ・ 平成21年度 子供の体力向上推進本部の設置 3回開催
- ・ 平成22年度 総合的な子供の基礎体力向上方策（第1次推進計画）策定 2回開催
- ・ 平成23年度 第1次推進計画の進捗状況、年齢別体力向上プログラム等検討 1回開催
- ・ 平成24年度 総合的な子供の基礎体力向上方策（第2次推進計画）策定 1回開催
- ・ 平成25年度 第2次推進計画の進捗状況、歩数調査の詳細分析等検討 1回開催
- ・ 平成26年度 第2次推進計画の進捗状況、歩数調査の詳細分析等検討 3回開催

(2) 「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」

【実績等】

・ 実施規模（平成22年度と平成26年度の比較）

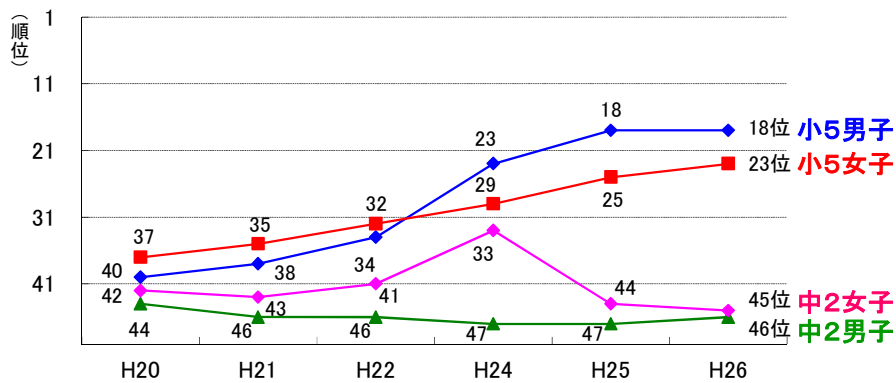
	平成22年度			平成26年度		
	実施校数	実施人数	割合	実施校数	実施人数	割合
小学校	60校	25,110人	4.4%	1,295校	553,785人	100.0%
中学校	59校	18,912人	8.4%	623校	224,992人	100.0%
中等教育学校	0校	0人	0.0%	6校	5,234人	100.0%
高等学校(全)	30校	18,848人	15.8%	175校	122,331人	100.0%
高等学校(定・通)	5校	380人	2.3%	55校	11,480人	100.0%
特別支援学校	0校	0人	0.0%	44校	5,679人	72.1%
合計	154校	63,250人	6.7%	2,198校	923,501人	99.2%

※「割合」とは、全校に占める実施校の割合

施策の取組状況（平成二十六年分）・成果

・全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（文部科学省）から

【47都道府県における東京都の順位】



【体力合計点の東京都及び全国の平均値推移（80点満点）】

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
小5	男子	52.97 (54.48)	53.32 (54.19)	53.54 (54.36)	54.10 (54.07)	54.12 (53.87)	54.16 (53.91)
	女子	53.29 (54.84)	53.52 (54.59)	54.07 (54.89)	54.52 (54.85)	54.74 (54.71)	55.21 (55.01)
中2	男子	38.59 (41.50)	38.51 (41.36)	38.66 (41.71)	40.16 (42.32)	39.50 (41.69)	39.71 (41.63)
	女子	45.21 (48.38)	45.01 (47.94)	45.78 (48.14)	47.61 (48.72)	46.21 (48.31)	46.73 (48.55)

※（ ）内は、全国の平均値

【成果】

- ・ 体格は、全般的に全国平均値と同程度である。一方、体力は、過去4年間の傾向として、全般的に向上傾向にある。
- ・ 小学校は下位層から全国平均以上にまで向上した。平成25・26年度においては、男女共に全国平均値を0.2～0.3ポイント上回った。

(3) 「一校一取組・一学級一実践」運動の推進

【実績等】全公立学校で学校の実態に応じた体力向上の具体的な取組を展開することができた。また、優れた実践例を取りまとめ、各学校の取組の促進を図ることができた。

- ・ 具体的な目標設定率幼稚園（99.4%）、小学校（97.7%）、中学校（95.5%）、高等学校（85.8%）中等教育学校（100%）、特別支援学校（95.2%）
- ・ 「一校一取組」運動の展開実践例報告書の作成・配布
平成22年度13,000部、平成23年度8,500部、平成24年度8,650部、平成25年度6,400部、平成26年度12,000部

(4) 中学生「東京駅伝」大会の実施

【実績等】中学校教育の一環として、区市町村対抗の駅伝競走大会を実施し、自治体ごとの体力向上に係る取組の促進を図ることができた。

- ・ 参加自治体数 平成21年度 51区市町
平成22年度 東日本大震災により中止
平成23年度 50区市町
平成24年度 50区市町及び宮城県南三陸町男子チーム特別参加
平成25年度 大雪により中止
平成26年度 50区市町

(5) 子供の体力向上推進優秀校の顕彰

【実績等】体力向上に向け、優れた取組を行った学校を表彰し、広く顕彰することにより、各学校の体力向上への意識を高め、特色ある取組の促進を図ることができた。

表彰校数

・ 平成 22 年度	小学校 68 校、中学校 16 校、小中一貫教育校 1 校	合計 85 校
・ 平成 23 年度	小学校 70 校、中学校 28 校、都立学校 12 校	合計 110 校
・ 平成 24 年度	小学校 65 校、中学校 21 校、都立学校 11 校	合計 97 校
・ 平成 25 年度	小学校 69 校、中学校 24 校、都立学校 13 校	合計 106 校
・ 平成 26 年度	小学校 68 校、中学校 23 校、都立学校 11 校	合計 102 校

- 1 総合的な子供の基礎体力向上方策（第 1 次推進計画）から継続する取組と平成 25 年 2 月に策定した「総合的な子供の基礎体力向上方策（第 2 次推進計画）」の内容を着実に推進する。
- 2 体力・運動能力、生活・運動習慣等調査（統一体力テスト）の結果などから、日常の身体活動量の減少や屋外遊び（スポーツ）の減少に対する対策、中学生・高校生の体力向上や運動しない児童・生徒の増加させる取組が必要である。中学校の体力合計点は全国平均より 2 ポイント下回り、全てのテスト項目の平均値が全国平均値を下回るなど、中学校の体力は低水準が続き、喫緊の課題である。

- 1 「子供の体力向上推進本部」の設置、「一校一取組」運動の充実、中学生「東京駅伝」大会の実施等により子供の基礎体力向上方策を着実に推進する。
また、「総合的な子供の基礎体力向上方策（第 2 次推進計画）」に基づき、中学校の体育授業における授業改善のための教員研修、運動しない生徒の割合が多い都立高校で授業改善や部活動の活性化を推進する学校への支援、脳と体幹を鍛えるコーディネーショントレーニング展開などに引き続き重点的に取り組む。
- 2 体力・運動能力、生活・運動習慣等調査（統一体力テスト）を実施し、児童・生徒一人一人に結果を還元して児童・生徒が自ら体力向上に取り組めるようにする。また、東京都統一体力テストの調査結果を基に、新たに体力向上の目標を定め、具体的取組を行う「アクティブプラン to 2020」を、都教育委員会、区市町村教育委員会、学校が一体となって推進する。

<東京都教育ビジョン（第3次）>

柱	体	取組の方向	5 体を鍛える
---	---	-------	---------

担当	指導部
----	-----

主要施策 14	オリンピック教育の推進
<p>オリンピック教育推進校の指定や都独自の補助教材の作成、オリンピック・パラリンピアンへの派遣、来日した海外アスリートとの交流等を通して、児童・生徒が、オリンピック・パラリンピックの歴史や意義、国際親善や世界平和に果たす役割についての正しい理解を深められるよう、オリンピック教育を推進する。</p>	

◆ 【予算額：361,464千円 従事職員数 3人（指導主事3人）】

1 オリンピック教育を推進する取組

(1) オリンピック教育推進校の指定

【実績等】

- ・ 都内公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校を300校指定するとともに、オリンピック教育を推進するための教員研修会を2回実施したことで、児童・生徒及び教員のオリンピック・パラリンピックに対する興味・関心が高まった。
- ・ 指定校数

年度	21	22	23	24	25	26
実績	200	300	300	300	300	300

(2) オリンピック教育推進校への人的配置

【実績等】

- ・ オリンピック教育推進校における学校体育の一層の充実を図るため、体育授業におけるチーム・ティーチングや少人数制指導のための非常勤講師を措置したことにより、少人数指導が充実し、運動への意欲や、技能面・体力面での向上が見られた。
- ・ 指定校数

年度	21	22	23	24	25	26
実績	54	54	54	54	54	54

(3) オリンピアン・パラリンピアンへの学校派遣「一日校長先生」事業の実施

【実績等】

- ・ オリンピアン・パラリンピアンを学校に派遣し、その栄誉をたたえとともに、アスリートの生き方や考え方に触れさせ、学習させる事業を都内全区市町村及び一部の都立学校で実施したことにより、運動やスポーツへの興味・関心を高めることができた。
- ・ 指定校数

年度	21	22	23	24	25	26
実績	16	26	24	24	62	70

施策の取組状況（平成二十六年分）・成果

(4) オリンピック教育推進のための補助教材の作成・配布

都内全ての児童・生徒が、オリンピック・パラリンピックの歴史や意義、理念などの理解を深めるための補助教材の作成を開始した。

【実績等】

- ・ 配布対象及び配布部数（平成 28 年度配布予定）

区市町村立小学校第 4 学年～第 6 学年児童、区市町村立中学校第 1 学年～第 3 学年生徒、都立高等学校第 1 学年～第 3 学年生徒、都立特別支援学校小学部第 4 学年～第 6 学年・中等部第 1 学年～第 3 学年・高等部第 1 学年～第 3 学年、区市町村立小学校・中学校教員、都立高等学校・特別支援学校教員、区市町村教育委員会 合計 約 1,050,000 部

- 1 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の東京開催を契機に、都内全ての児童・生徒がオリンピック・パラリンピックの歴史や意義、国際的なスポーツ大会等が国際親善や世界平和に果たす役割を正しく理解し、世界の国々の文化や歴史を学び、交流することを通して国際理解を深めていくよう、オリンピック教育の、平成 28 年度全校実施に向けて推進する必要がある。

- 1 オリンピック・パラリンピック組織委員会大会基本計画（平成 27 年 2 月）を踏まえ、オリンピック教育推進校 600 校の指定、オリンピック教育推進校への人的配置、オリンピック・パラリンピアンへの学校派遣、オリンピック教育推進の補助教材の作成・配布を通じて、これまでのオリンピック教育を発展させて、オリンピック・パラリンピック教育を一層推進する。

<東京都教育ビジョン（第3次）>

柱	体	取組の方向	5 体を鍛える
---	---	-------	---------

担当	指導部
----	-----

主要施策 15	部活動の推進
<p>南関東四都県が連携して開催する「平成26年度全国高等学校総合体育大会（インターハイ）」への参加を通して、生徒の健全育成、競技力の向上を図る。また、全国大会や関東大会等への出場を目指す都立高校を強化拠点に指定し競技力の向上を図るとともに、部活動の活性化を目指す学校を重点的に支援する取組を進めることにより、都立高校全体に関わるスポーツの隆盛と競技力の底上げを図る。</p>	

◆ 【予算額：40,000千円 従事職員数 3人（指導主事 3人）】

1 部活動の推進

(1) 都立高校運動部活動強化拠点の指定

【実績等】

全国大会に出場することを具体的目標として実績を上げている運動部活動（サッカー、ソフトテニス、ハンドボール、バスケットボール、陸上競技（駅伝）、剣道、相撲の、7校7部活動）を、都立高校におけるスポーツの隆盛や競技力向上の牽引役として、スポーツの強化拠点として七つの部活動を指定し、競技力向上を推進した。

全国大会出場の顕著な実績や関東大会出場及び全国大会や関東大会東京都予選ベスト16といった全国及び関東大会出場を狙える上位に位置する好成績を残した。

競技	学校名・部活動名	平成26年度の最高実績
サッカー	都立駒場高等学校 サッカー部（男）	関東高等学校サッカー大会優勝
ソフトテニス	都立清瀬高等学校 ソフトテニス部（男女）	関東大会出場（男女） 全国高等学校総合体育大会出場（男子）
ハンドボール	都立東大和高等学校 ハンドボール部（男）	関東高等学校ハンドボール大会出場
バスケットボール	都立城東高等学校 バスケットボール部（男）	関東高等学校男子バスケットボール大会東京都大会ベスト16 全国高等学校総合大会東京都大会ベスト16
陸上競技	都立若葉総合高等学校 陸上競技部（男女）	関東高校駅伝競走大会女子出場
剣道	都立富士高等学校 剣道部（男女）	関東高等学校剣道大会出場（男女）
相撲	都立足立新田高等学校 相撲部（男）	関東高等学校相撲大会出場 全国高等学校総合体育大会出場

施策の取組状況（平成二十六年分）・成果

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">施策の取組状況（平成二十六年度分）・成果</p>	<p>(2) 都立高校の県外遠征等の実施</p> <p>【実績等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都立高校における競技力向上のための県外遠征等を実施し、野球1校1部、男子サッカー2校2部、女子サッカー2校2部、相撲1校1部を北海道夕張市へ派遣した。 ・ 気候や施設など恵まれた環境の下、普段は戦う機会のない北海道の強豪校や地元の高校と、競技力の向上を目指しながら対戦し、自チームの実力を認識し、実践力を養成するとともに、互いの交流を図る貴重な機会にすることができた。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">課題</p>	<p>1 2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の東京開催を契機として、都立高校運動部活動強化拠点の拡充を踏まえ、スポーツ特別強化校を指定し、全国大会レベルの競技力を有する運動部活動をはじめ、関東大会レベルの競技力を有する運動部活動を恒常的に設置・維持し、都立高校全体の競技力の向上を一層推進していく必要がある。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今後の取組の方向性</p>	<p>1 強化拠点に指定した運動部活動の取組を基に、2020年オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、スポーツ特別強化校の取組の支援とともに、都立高校全体の競技力向上の検討・推進していく。</p>

<東京都教育ビジョン（第3次）>

柱	体	取組の方向	6 健康・安全に生活する力を培う
---	---	-------	------------------

担当	都立学校教育部・地域教育支援部
----	-----------------

主要施策 16	健康教育の推進
<p>学校におけるアレルギー疾患に関わる事故の再発を防止するため、文部科学省監修の「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、学校給食を中心とする予防体制の確保と緊急対応の確立に関わる取組を強化し、各学校における組織的な対応をより一層推進する。</p> <p>児童・生徒が、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、健全な食生活を送るとともに、食を通して地域の産業や文化への理解を深めることができるよう、学校給食を活用した食育を推進する。また、食に関する指導と給食管理を一体のものとして行い、地場産物を活用した地産地消に関わる指導や、他の教職員や家庭・地域と連携した食に関する指導を推進するため、栄養教諭の配置を促進する。</p>	

施策の取組状況（平成二十六年分）・成果

◆ 【予算額：－ 従事職員数 3人】

1 アレルギー疾患に関するガイドライン等の資料に基づく体制整備の推進

アレルギー事故予防体制の確保と緊急対応の確立に向けて、養護教諭、エピペン携帯児童・生徒の担任、学校栄養職員を重点対象としたアレルギー専門医等による研修を実施するとともに、アレルギー疾患対応に係る資料等について活用の周知を図った。

【実績等】

- ・ アレルギー疾患対応研修実施状況（平成26年度）

対象	回数	参加人数
学校教職員	8回	2,829人
学校栄養職員	4回	829人

※学校教職員のうち、養護教諭、エピペン携帯児童・生徒の担任教諭は重点対象

【成果】

- ・ アレルギー疾患の基礎知識やエピペンの使用方法の習得など、教職員のアレルギー疾患への対応力が向上した。
- ・ 「食物アレルギー対応委員会」設置や校内研修の実施等の必要性について、教職員の認識が高まった。

2 公立学校における食育の推進

学校給食を「生きた教材」として活用し、地場産物を活用した地産地消に関わる指導や、教科間で連携した食に関する指導を推進するため、栄養教諭の配置を行っている。

【実績等】

- ・ 栄養教諭配置実績（平成20年度より配置）

年度	22	23	24	25	26
配置人数	27人	36人	44人	49人	54人

- ・ 学校栄養職員等研修実施状況（平成26年度）

研修名	参加人数
学校栄養職員新規採用者研修	60人
学校栄養職経験者前期（5年次）研修	30人
学校栄養職経験者後期（10年次）研修	19人
食に関する指導研修会	229人
衛生管理推進研修会	446人
学校栄養職員等研修会	335人

【成果】

- ・ 地場産物を取り入れた学校給食を活用した食に関する指導や栽培・生産体験などにより、食べ物や生産者に対する感謝の心が育ち、食を中心とした生活習慣の改善が見られるなど、児童・生徒の食に関する意識が高まっている。

- 1 食物アレルギー対応が必要な児童・生徒の増加やアレルギーの新規発症の可能性に対応するため、より多くの教職員がアレルギーへの対応力を身に付ける必要がある。また、学校における組織体制整備を更に促進・充実させる必要がある。
- 2 食に関する指導においては、栄養教諭の専門性を活用するだけでなく、他の教職員や家庭・地域との連携を図る必要がある。また、地場産物の使用や郷土料理を献立に取り入れるなどの工夫により、学校給食の教育的効果を引き出した指導を行う必要がある。

- 1 教職員に対する研修を継続するとともに、全ての教職員がアレルギー疾患への適切な対応ができるよう、校内研修を推進する。また、組織を統括する管理職対象の研修を実施する。
- 2 栄養教諭の専門性を活かした食に関する指導を充実させるため、栄養教諭の配置を促進する。また、他の教職員や家庭・地域と一層の連携を図り、地場産物や郷土料理などを取り入れた学校給食を活用し、地域の産業や文化の理解を深めるような食に関する指導を実施する。

<東京都教育ビジョン（第3次）>

柱	体	取組の方向	6 健康・安全に生活する力を培う
---	---	-------	------------------

担 当	指導部
-----	-----

主要施策 17	防災教育の充実
<p>今後、発生が予測される首都直下地震等の自然災害発生時において、児童・生徒が「自助」「共助」の精神に基づき適切に行動できるよう、防災教育の改善と一層の充実を図る。特に、都立高校では、想定される首都直下地震等が発災した際の心構えや対処を学ぶため、全校で一泊二日の宿泊防災訓練を実施し、「防災活動支援隊」の結成、消防、警察、自衛隊等と連携した防災訓練及び備蓄食準備訓練や体育館での就寝訓練などを行う。また、消防学校等と連携した二泊三日の宿泊防災訓練を実施し、学年単位での上級救命講習の受講などを通して、自校の防災と近隣住民の安全を支え、社会貢献に対する意識と実践力をもつ生徒を育成する。</p>	

1 防災教育の充実

(1) 一泊二日の宿泊防災訓練の実施

- ・ 全ての都立高等学校178校（定時制及び通信制を除く。）の校内で実施
- ・ 発災時を想定した避難生活の疑似体験（就寝訓練や備蓄食準備訓練）
- ・ 主な連携先
消防署165校（92.7%）、消防団96校（53.9%）、区・市役所77校（43.3%）
警察署53校（29.8%）、自衛隊（東京地方協力本部）5校（2.8%）
外部のボランティア団体 32校（18.4%）

(2) 防災活動支援隊の編成

- ・ 全ての都立高等学校178校で実施

(3) 防災に関する知識・技能をもつ関係機関と連携した防災教育の実施

- ・ 訓練内容
上級救命講習、応急救護訓練、D級ポンプ放水訓練、救急搬送訓練、担架作成・搬送訓練等
- ・ 関係機関と連携した学校（19校）
東京消防庁消防学校との連携（8校）
江東商業、久留米西、板橋、立川国際中等、三宅、つばさ総合、荒川工業、瑞穂農芸
防衛省自衛隊東京地方協力本部との連携（1校）
大島
日本赤十字社との連携（10校）
葛飾総合、調布南、六郷工科、大泉桜、拝島、町田工業、王子総合、大崎、富士森、小平西

(4) 防災サミットの開催（平成27年3月27日（金）実施）

- ・ 被災地の高校生を招いたグループ協議等の実施
- ・ 地域との連携を重視した防災教育を推進した都立高校の実践事例を共有

(5) 特別支援学校における宿泊防災訓練（試行）

- ・ 都立特別支援学校2校において、児童・生徒の防災意識の育成と児童・生徒の安全確保に向けた教職員の危機管理体制を確認・点検するために、一泊二日の宿泊防災訓練の試行実施を行った。
- ・ 2校での試行実施において、高等部1年生徒33名（男子18名、女子15名）及び教員28名が参加した。外部から延べ64名の参観者があり、報道2社から取材を受けた。
- ・ 成果
都立特別支援学校全校での実施に向け、「都立特別支援学校における一泊二日宿泊防災訓練実施要項」及び「都立特別支援学校における宿泊防災訓練実施細目」を作成するに当たり、記載が必要な事項を把握することができた。

施策の取組状況（平成二十六年度分）・成果

課題

- 1 学校が一時避難所となった場合を想定した訓練や、自校の防災に関する取組の企画・立案、地域や関係機関と連携した防災活動の充実
- 2 試行実施の結果、都立特別支援学校全校での実施に向け、障害種別ごとの配慮事項等を把握する必要があることが分かった。そのため、「都立特別支援学校における宿泊防災訓練の実施に関する検討委員会」を設置し、障害種別に応じた実施方法及び内容等の検討を行った。

今後の取組の方向性

- 1 これまでの防災教育推進校と一泊二日宿泊防災訓練の成果を踏まえ、防災活動支援隊が自校の防災に主体的に関わるとともに、地域の防災訓練への参加を企画するなど、都立高校において地域で救援活動できる人材を育成していく。
- 2 都立特別支援学校全校での実施に向け、平成27年度は、平成26年度試行校を含む20校程度で、一泊二日の宿泊防災訓練を実施する。平成28年度は実施校を40校に拡大し、平成30年度には全校で実施する。

<東京都教育ビジョン（第3次）>

柱	学校	取組の方向	7 教員の資質・能力を高める
---	----	-------	----------------

担当	指導部・人事部
----	---------

主要施策 18	養成段階における実践的な指導力の育成、若手教員の育成
<p>教員の大量退職、大量採用が続く中で、優秀な教員を継続的に確保するため、採用選考における受験者数の確保に向けた取組を一層推進していくとともに、大学との連携を強化する。また、新規に採用される教員が、採用前から実践的な指導力を身に付けられる機会の充実を図り、積極的に提供する。</p> <p>初任から3年目までの若手教員等に対して、東京都の教員として求められる力を確実に身に付けるための研修を充実する。また、英語指導の質的向上を図るため、中学校・高等学校の英語科教員140名を3か月間海外に派遣し、英語圏の大学において最先端の指導法などを身に付けられるよう、集中的に研修を実施する。</p> <p>将来、各地区・各学校で中核となって活躍する教育管理職の候補者を早期に見いだし、重点的に育成するため、学校、区市町村教育委員会との連携を図り、将来性のある若手教員を選抜して計画的・継続的にキャリア形成を図り、学校マネジメント能力を育成するためのプログラムを構築、推進する。</p>	

1 東京教師養成塾

(1) 対象

小学校教諭一種免許状又は特別支援学校教諭一種免許状課程認定大学（大学院を含む）で、東京都教育委員会が連携する大学に在籍し、推薦基準に基づき学長が推薦した大学4年生及び大学院2年生 150人

(2) 講座内容

ア 特別教育実習（年間40日以上）

教師養成指定校において、年間を通し、原則として週1回の実習及び5日間（年3回）の連続実習を行うことにより、各教科等の指導や学級経営を学び、実践的指導力や柔軟な対応力を培う。

イ 講義（年間9回）

「夢や希望をもち続ける」「国際的な視野をもつ」などのテーマにより、学校教育をめぐる様々な課題や広く教養を高めるための講義を通して、視野を広げ社会性を養う。

ウ ゼミナール（年間18回）

「学級づくりの基礎」「保護者との信頼関係を築くために」などのテーマにより、演習やワークショップ等を通して、各教科等の専門性や指導技術の向上及び学級経営における実践的指導力を身に付ける。

エ 体験活動（連続した5日間 平成26年度は24企業・事業所等）

夏季休業中を利用し、受け入れ先の企業等での就業体験を通して、社会人としての責任ある態度を養う。

【実績等】

年度	応募者数	入塾者数	修了者数	年度	応募者数	入塾者数	修了者数
18	113名	102名	98名	23	206名	150名	148名
19	110名	110名	94名	24	165名	150名	145名
20	159名	145名	139名	25	182名	149名	142名
21	203名	151名	146名	26	167名	150名	144名
22	178名	150名	149名				

2 教職大学院との連携

東京都教育委員会は、都内五つの教職大学院と連携のための協定を結び、大学に「共通に設定する領域・到達目標」を提示するとともに、実習のための連携協力校を提供し、大学と連携して学部新卒学生を教員として養成している。このため、教職大学院において、都が示したカリキュラムの内容が適切に実施されているか把握する必要がある。そこで、連携協議会を設置し、大学及び連携協力校を訪問し、授業観察と大学及び連携協力校関係者、学生等からのヒアリングにより、「共通に設定する領域・到達目標」の履行状況及び成果・課題等について評価を行った。

【実績等】

- ・ 平成 26 年度に採用した学部新卒学生 56 名
- ・ 平成 26 年度の学部新卒教職大学院生のために提供した連携協力校 138 校
- ・ 平成 26 年度評価を実施するために訪問した学校数 大学：5 大学 連携協力校：5 校
- ・ 平成 26 年度東京都教育委員会と教職大学院との連携協議会 2 回、教職大学院との臨時協議会 3 回及び教職大学院連携協力校連絡会 1 回開催

平成 24・25・26 年度に新規採用された教職大学院学部新卒学生の所属長への追跡調査の結果教職大学院での学びを生かしている、ある程度生かしていると回答した所属長の数（n=125）

領域①	領域②	領域③	領域④	領域⑤
教育課程の編成	実施各教科の指導方法	生徒指導・教育相談	学級経営・学校経営	学校教育・教員の在り方
73.6%	86.4%	79.2%	75.2%	81.6%

（平成 26 年 11 月～12 月調査）

3 養成段階における実践的な指導力の育成

- ・採用前実践的指導力養成講座

採用候補者名簿に登載された者のうち、初任者研修修了者、期限付任用教員及び産休・育休代替教員、東京教師養成塾生を除いた者全員を対象として、採用後に教員としての職務を円滑にスタートできるように、11月から3月までの期間に、学級経営等に関する講座「実践的に学ぶ学級経営・学習指導」、「実践的に学ぶ特別支援教育」、「保護者との信頼関係を築くために」を実施した。また、教科等に関する講座として、児童とともに運動を楽しむ機会を設定する「からだであそぼうウイーク」、苦手な若手教員が多い理科の観察・実験を効果的に授業に取り入れられるよう「楽しく演出する理科実験講座」、「昆虫・動物ウォッチング」、道徳の時間の指導方法の基礎を学ぶ「道徳の実践的指導力向上」、外国語活動の意義や指導方法の基礎を学ぶ「外国語活動の実践的指導力向上」を実施した。

【実績等】

- ・「実践的に学ぶ学級経営・学習指導及び特別支援教育」…都内公立学校245校（延べ）で実施
- ・「保護者との信頼関係を築くために」…教職員研修センターを会場として6日間実施
- ・「からだであそぼうウイーク」…都内公立小学校31校を会場として実施
- ・「指導者講習会」…都内公立小学校3校を会場として実施
- ・「楽しく演出する理科実験講座」…多摩動物公園を会場として4日間実施
- ・「昆虫・動物ウォッチング」…多摩動物公園を会場として4日間実施
- ・「道徳の実践的指導力向上」…教職員研修センターを会場として6日間実施
- ・「外国語活動の実践的指導力向上」…教職員研修センターを会場として3日間実施
- ・名簿登載者数、免除者数、対象者及び各講座の受講者数（平成26年度）

名簿者数	免除者等	対象者	学級経営等に関する講座	保護者との信頼関係を築くために	教科等に関する講座
3,237人	1,608人	1,629人	1,629人	1,799人	3,750人

【成果】

- ・平成25年度に採用前講座を受講した初任者、初任者の指導教官及び管理職に事後アンケートを行うことにより、改善点を明らかにし講座の内容の充実を図った。

4 優秀な教員の確保

(1) 平成 27 年度教員採用候補者選考（平成 26 年度実施）の実施状況

【実績等】

- ・ 応募者数 18,012 人、受験者数 15,596 人、合格者数 3,269 人
倍率 4.8 倍(平成 25 年度実施 6.3 倍)

ア 地方会場における第一次選考の実施

東京会場（3 か所）に加え、仙台会場、神戸会場、福岡会場において、第一次選考を実施した。

イ 小学校全科「理科コース」の実施

小学校理科教育の一層の充実を図るため、小学校全科「理科コース」を実施し、理科教育に精通した教員を確保した。

【実績等】

- ・ 応募者数 65 人、受験者数 60 人、合格者数 13 人

ウ 障害に配慮した選考

受験に際して、一般の受験者と比べて不利にならないよう、問題を点字で出題、及び手話通訳者を派遣等の配慮を実施した。

【実績等】

- ・ 受験者数 47 人、任用者数 4 人

(2) 採用選考 PR の充実

ア 採用選考説明会の実施

都内での説明会に加え、地方での情報提供により受験者増を図るため、地方説明会等を実施した。

【実績等】

- ・ 都内会場：参加者数 約 4,500 人、
地方会場（6 か所）：参加者数 約 500 人
大学説明会（約 110 大学 参加者数 約 4,400 人）
個別相談会 1 回（都庁大会議場 参加者約 446 人）

イ 学校見学会の実施

東京都の教員を目指している学生等を対象に、「東京都の教育」や「東京の子供たち」に対する理解をより深めてもらうため、都内の公立学校における授業見学、給食指導参観及び教職員研修センターにおける研修体験などを実施した。

【実績等】

- ・ 3 コース 参加者数 142 人

(3) 教員採用候補者名簿登載者への支援

ア 教員採用候補者名簿登載者専用ホームページ

採用後に教員としての職務を円滑にスタートできるよう、採用前に身に付けておくべきサービスや情報セキュリティなどの知識を e-ラーニングで実施した。

また、採用前実践的指導力養成講座の講義内容を動画とテキストで配信し、いつでも復習が可能とした。

イ 「任用前学校体験」の実施

新規採用予定者に対して、採用前に学校環境に慣れるため、採用決定後から任用されるまでの間に学校経験を積む機会を提供することを目的として、区市町村教育委員会及び各学校において実施した。

【実績等】参加者数 619 人（25 実績）

5 若手教員の育成

(1) 東京都若手教員育成研修の取組状況

東京都若手教員育成研修の体系

研修名		概要	研修項目と実施回数	
			校内における研修	校外における研修
1年次（初任者）研修		東京都教員人材育成基本方針に定められた教員に求められる四つの力に関する基礎的・基本的な力量の育成を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 学習指導力 120時間以上 学習指導力以外 60時間以上 	<ul style="list-style-type: none"> 研修センターにおける研修 10回 課題別研修 6回以上 宿泊研修 2泊3日
期限付任用教員 任用時研修			<ul style="list-style-type: none"> 学習指導力 120時間以上 	<ul style="list-style-type: none"> 研修センターにおける研修 10回
新規採用者研修	養護教諭		105時間程度	<ul style="list-style-type: none"> 研修センターにおける研修 10回 夏季集中 2日
	栄養教諭		105時間程度	<ul style="list-style-type: none"> 研修センターにおける研修 10回
	実習助手		35時間程度	<ul style="list-style-type: none"> 研修センターにおける研修 6回
	幼稚園	10日程度	<ul style="list-style-type: none"> 研修センターにおける研修 10回 	
2年次研修		「学習指導力」「生活指導力・進路指導力」を中心として実践的指導力の促進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 学習指導力 15時間以上 学習指導力以外 15時間以上 	<ul style="list-style-type: none"> 研修センターにおける研修 3回
3年次研修		「外部との連携・折衝力」「学校運営力・組織貢献力」を中心として課題解決力の拡充を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 学習指導力 10時間以上 学習指導力以外 20時間以上 	<ul style="list-style-type: none"> 研修センターにおける研修 2回

受講対象者数の推移（平成22年度から実施）

年度	1年次				2年次			3年次		
	小・中	高・特	新規採用	合計	小・中	高・特	合計	小・中	高・特	合計
22	2,602	736	137	3,475						
23	2,689	684	168	3,541	1,975	593	2,568			
24	2,771	855	202	3,828	2,256	587	2,843	1,934	606	2,540
25	2,336	765	228	3,329	2,588	818	3,317	2,160	560	2,720
26	2,376	664	189	3,229	2,339	665	2,704	2,579	764	3,343

(2) 成果

- ① 都の喫緊の教育課題である「いじめの防止」「体罰の根絶」「食物アレルギー」に関わる内容を研修内容として取り上げ、意識啓発に努めた。
- ② 平成25年度に実施した「3年間に渡る東京都若手教員育成研修の効果検証結果」を踏まえ、「教員が身に付けるべき4つの力」のうち、「外部との連携・折衝力」「学校運営力・組織貢献力」の育成について、研修内容の充実を図った。
 ※ 都立学校においては、「接遇マナー研修」を1年次研修にて1回分独立させて実施した。
- ③ 3年次研修「校外における研修」最終回（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）で実施した「教員が身に付けるべき4つの力」の定着状況アンケート結果（受講者の自己評価における肯定的回答の割合）
 - ・学習指導力 86.6%
 - ・生活指導力・進路指導力 83.9%
 - ・外部との連携・折衝力 90.5%
 - ・学校運営力・組織貢献力 90.7%

6 学校リーダー育成プログラム

(1) 学校マネジメント講座の実施

校長、区市町村教育委員会・学校経営支援センターが選抜した30代主任教諭2年経験以上の者を対象に、キャリア形成や学校マネジメントに関わる講座を実施した。

【実績等】

- ・ 49区市町村教育委員会で333名、3学校経営支援センターで119名受講した。
- ・ 本講座は、「若手教員後期からのキャリア形成」、「主任教諭・主幹教諭の職務」、「教育管理職からの講話」、「危機管理」、「サービス管理」、「人材育成」、「指導主事の職務・役割について」等をテーマに参加型講座を実施した。

(2) 学校リーダー育成特別講座

今年度から本格実施となった本講座は、人材育成研修に実績のある民間企業に委託し、宿泊講座を含む全3回を実施した。

＜第1回＞平成26年7月4日実施

- ・ 内容：課題達成実習、学校マネジメント能力を身に付ける講座

＜第2回＞平成26年7月31日、8月1日実施（宿泊講座）

- ・ 内容：コミュニケーション能力を高める講座、リーダーシップを身に付ける講座、マネージャーとしての資質を磨く講座、コーチングに関する講座

＜第3回＞平成27年2月12日実施

- ・ 内容：企業視察（3企業）受講者と同年代のミドルマネージャーからマネジメントやリーダーシップについての講話。

企業経営者を招聘し、「組織を変え、未来を描く」をテーマにした講演。

【実績等】

- ・ 学校マネジメント講座受講者で区市町村教育委員会及び学校経営支援センターから推薦のあった教員のうち、人事部職員課で受講が適切であると判断された90名（小学校56名、中学校14名、高校15名、特別支援学校5名）が受講した。

【成果】

- ・ 受講者のアンケート結果では、受講者の90%が教育管理職になるという意識が高まったと回答し、95%が学校経営への参画意識が高まったと回答していた。

1 東京教師養成塾

小学校コース、特別支援学校コースそれぞれに応じた講座内容の充実を図り、塾生の資質能力を向上させるとともに、優れた塾生の確保のために広報や選抜に関する取組を工夫する。

2 教職大学院との連携

教職大学院については、教職大学院修了者への追跡調査結果や連携協議会での協議事項を、学部新卒学生の指導に生かし、カリキュラム改善がなされているか検証をする必要がある。

3 養成段階における実践的な指導力の育成

採用前実践的指導力養成講座については、採用候補者への確実な周知を図るため、本講座について採用2次試験での周知、合格通知への説明資料同封、採用候補者説明会での説明等、複数回にわたり周知する必要がある。

4 優秀な教員の確保

東京都の教員の大量採用は、今後も引き続くことが見込まれているが、受験者数を増やすとともに、採用者の質の向上を図るための取組を複合的に実施していくことが必要

5 若手教員の育成

- (1) 若手教員を含めた服務事故の増加に伴い、服務事故防止について研修内容の充実を図る必要がある。
- (2) 都の主要施策のより一層の徹底を図る必要がある。
- (3) 3年次研修の「校外における研修」の最終回で実施した「教員が身に付けるべき4つの力」の定着状況アンケート結果は自己評価であり、管理職による他者評価を取り入れた効果検証を行う必要がある。

6 学校リーダー育成プログラム

- (1) 学校マネジメント講座受講者数について、区市町村教育委員会ごとに差が見られた。
- (2) 本講座を受講した主任教諭が教育管理職になるまで、教育管理職になるという意識や、モチベーションの維持を図る必要がある。
- (3) 学校リーダー育成特別講座の内容の一層の充実を図り、質の高い内容を提供する必要がある。

1 東京教師養成塾

- ・教師養成指定校、教育委員会・学校経営支援センター、連携大学ときめ細かな連携を図り、東京都の教育の中核を担う資質・能力を身に付けた教師を育成する。
- ・特別教育実習における評価の情報交換を定期的実施するとともに、それに基づく計画的な指導を行うことにより、教壇に立ってすぐに学校組織に貢献できる実践的指導力を塾生に身に付けさせる。

2 教職大学院との連携

教職大学院については、教職大学院関係者からヒアリングを行い、カリキュラム改善への取組状況を把握するとともに、課題解決のための方策についての提言を都教育委員会から行う。

3 養成段階における実践的な指導力の育成

採用前実践的指導力養成講座については若手教員育成研修1年次の内容と重複しないように系統性を持たせていく。また、教科等に関する講座については受講しやすいように日程を調整したり、受講条件を緩和したりする。

4 優秀な教員の確保

(1) 受験者数増加のための取組

採用選考説明会等の一層の充実を図るとともに、地方会場については効率的・効果的な応募者確保の観点から見直しを実施していく。

(2) 質の向上のための取組

国際貢献活動経験者特別選考など、有用な経験を持つ人材の確保に努めるとともに、採用前実践的指導力養成講座及び合格者専用ホームページを有効に活用し、採用前から質の向上を図る取組を進めていく。

5 若手教員の育成

(1) 1年次（初任者）研修の4月当初の研修において、服務についての研修を人事部と連携して充実させる。

(2) 課題別研修に、防災教育への意識啓発のため、東京消防庁都内3か所の防災館と連携した研修を必修化する。

(3) 3年間の東京都若手教員育成研修の効果検証のため、「教員が身に付けるべき4つの力」の定着状況アンケートについては、管理職による他者評価も取り入れる。

6 学校リーダー育成プログラム

(1) 学校経営支援センター連絡会や室課長連絡会等を活用し、引き続き本事業の周知徹底を図り、区市町村教育委員会ごとに一定の割合を受講させる必要がある。

(2) 学校リーダー育成特別講座修了者に対し、職層研修等を通じて、教育管理職選考までのモチベーションを維持させる。

(3) 今後も「学校リーダー育成特別講座」は、人材育成研修に実績のある民間企業に委託することで、都教委のプランに民間のノウハウを生かした質の高い講座を実施していく。

<東京都教育ビジョン（第3次）>

柱	学校	取組の方向	7 教員の資質・能力を高める
---	----	-------	----------------

担当	人事部
----	-----

主要施策 19	指導教諭の活用と拡充
<p>教員全体の「プロ意識」の涵養や能力・専門性の向上を図るため、学習指導において高い専門性を有し、他の教員に対して優れた指導力を有する指導教諭の任用を、都立学校に引き続き、区市町村立学校においても開始する。指導教諭の活用により、個々の教員が自ら成長しようとする意欲を引き出すとともに、都内公立学校全体の指導力を高めていく。</p>	

◆ 【予算額：0千円 従事職員数0.7人（事務等0.7人、指導主事0人）】

1 指導教諭の職の設置

下記(1)から(6)までの職務を通じて他の教員に教科等の指導技術を普及させる職として、平成25年度から都立高等学校及び都立特別支援学校に指導教諭の職を設置し、主幹教諭と同じ指導職層に位置付けた。平成26年度からは区市町村立学校においても職の設置を行った。

【指導教諭の職務内容】

- (1) 校内OJT（自校において校内OJTを実施する。）
- (2) 模範授業（模範授業及び研究協議会を実施する。）
- (3) 公開授業（他の教員に対し授業を見学させる機会を設ける。）
- (4) 個別相談（自校において、他の教員へ学習指導に関する指導・助言を行う。）
- (5) 授業支援（他校の求めに応じて授業を観察し、指導・助言を行う。）
- (6) 教科指導資料等開発（優れた教科等指導のための教材開発等を行う。）

2 配置計画数・任用数・模範授業実施状況

【配置計画数・任用数】

校種	配置計画数※	平成26年度までの任用数
都立高等学校	約80名	21名（国語5、数学5、理科5、英語4、保体2）
都立特別支援学校	約40名	16名（視覚2、聴覚3、肢体・病弱4、知的7）
小学校	約210名	28名（国語12、算数8、理科6、保体1、道徳1）
中学校	約130名	16名（国語7、数学2、理科4、社会1、英語2）

※ 上記の配置計画数を都立学校は平成25年度から、小中学校は平成26年度からそれぞれ5年間程度で順次配置する。

【模範授業の実施状況】

校種	平成26年度実施回数
都立高等学校	54回
都立特別支援学校	43回
小学校	82回
中学校	48回

施策の取組状況（平成二十六年分）・成果

3 指導教諭を活用したOJTの仕組みの構築

- ・ O J T診断基準を示すことにより、各学校が模範授業等で学んだ指導技術を広めていく仕組みを整えた。(都立学校)
- ・ 区市町村教育委員会を通じて各学校におけるO J Tの取組状況について把握する仕組みを整えた。(小中学校)

課題

- 1 計画的に指導教諭の任用を行うための人材の育成とともに、指導教諭を活用した校内O J Tの仕組みを定着させることが必要である。

今後の取組の方向性

- 1 都内公立学校における指導教諭の計画的な任用や活用に向けての必要な情報提供を行うなど、区市町村教育委員会及び東京都学校経営支援センターと引き続き連携していく。
- 2 各都立学校における指導教諭を活用したO J Tの取組状況を検証し、教科主任を活用したO J Tとの連携を進めるなど、更なる活用に向けた指導・助言を行う。
また、小・中学校においても区市町村教育委員会を通じて各学校におけるO J Tの取組状況の検証を踏まえ、指導教諭を活用した仕組みの定着を図っていく。

<東京都教育ビジョン（第3次）>

柱	学校	取組の方向	7 教員の資質・能力を高める
---	----	-------	----------------

担当	都立学校教育部・指導部・人事部
----	-----------------

主要施策 20	体罰根絶に向けた取組の推進
<p>平成26年1月に策定した「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づき、全ての公立学校から体罰等を一扫するための取組を推進する。まず、体罰禁止の考え方を徹底するため、教員の経験年数や職層に応じた体系的な研修を行うとともに、衝動的に体罰を振るう教員等に対するアンガーマネジメント等の特別な研修プログラムを開発・実施する。また、体罰のない適切な教育活動を展開するためには、様々な立場からのチェック機能の強化が重要であることから、体罰等の定義やガイドラインに基づき、実際の指導場面を映像化したDVDを、教職員はもとより児童・生徒、保護者等においても活用し、共通認識を深める。</p> <p>さらに、体罰のない、生徒の意欲を高める部活動を推進・普及するため、全ての顧問教諭や外部指導員を対象とする指導者講習会を開催し、言葉で伝える力を高める指導法等の徹底を図るとともに、東京都立学校の管理運営に関する規則の部活動に関する規定を見直し、顧問教諭が、生徒や保護者に対し自ら指導方針等を示していくよう、顧問教諭の行うべき基本的な事項を規定する。</p>	

◆ 【予算額：31,497千円 従事職員数 3.6人（指導主事 3人）】

1 教員の意識改革を図る新たな研修の展開

【実績等】

経験年数や職層に応じて、全ての研修機会を教員としての力量形成の場と位置付け、体罰防止に関連する研修を行った。教育管理職研修については、主任指導主事より、10年次及び20年次研修については、統括指導主事より、体罰根絶について指導を行った。

- ・ 若手教員育成研修

○1年次（初任者）研修・期限付任用教員任用時研修	1回実施	合計	664名受講
○2年次研修	4回実施	合計	665名受講
○3年次研修	4回実施	合計	764名受講
○新規採用養護教諭研修・新規幼稚園教諭研修等	4回実施	合計	189名受講
- ・ 10年経験者研修
 6回実施 | 合計 | 596名受講 |
- ・ 東京都教師道場
 | 合計 | 1,007名受講 |
- ・ 夏季集中講座
 | 合計 | 303名受講 |
- ・ 教育管理職研修
 4回実施 | 合計 | 836名受講 |
- ・ 教育管理職候補者研修
 10回実施 | 合計 | 773名受講 |
- ・ その他の職層研修（主幹教諭・主任教諭等）
 27回実施 | 合計 | 4,061名受講 |
- ・ 専門性向上研修（147講座）
 | | |

2 運動部活動顧問教諭に対する講習の強化

【実績等】

全公立中学校・高等学校において、東京都中学校体育連盟や東京都高等学校体育連盟等のスポーツ団体と連携を図り、全顧問教諭を対象に、種目別にスポーツの指導の在り方などの指導者講習を整備して実施し、部活動におけるスポーツ指導中の体罰事故を減少させた。

施策の取組状況（平成二十六年度分）・成果

3 特別研修プログラムの開発・実施

【実績等】

感情を抑えられない教員に対しては、怒りの感情を抑え、言葉で指導する力を高める特別研修プログラムを開発して実施し、また、体罰を指導の手段と考える教員に対しては、暴力への依存性が強く、本人の自覚のみでは改善が見込まれないため、精神科等の医療的対応による矯正プログラムを開発して実施することで、体罰事故に係る服務事故再発防止研修の改善・充実を図ることができた。

4 Good Coach 賞の創設

【実績等】

勝敗にこだわることなく、児童・生徒の発育・発達や能力・志向に応じて、スポーツを楽しみ、生き生きとした学校生活につながるような部活動指導を実践している顧問教諭を顕彰し、「Good Coach 賞」を授与し、生徒の意欲を高める部活動指導の普及を推進するために、「Good Coach」の定義付けから検討を行った。

5 外部指導員バッジ・資格証の配布

【実績等】

都立学校の校長が委嘱する外部指導員に対し、校長が許可をしたことを証明するバッジと資格証を配布し、都立学校の指導方針に基づき、体罰のない部活動指導を推進し、体罰事故に係る服務事故再発防止研修の改善・充実を図ることができた。

6 都内公立学校における体罰の実態把握

【実績等】

平成 25 年度に実施した都内公立学校の教職員及び児童・生徒を対象とした体罰等の実態調査結果を取りまとめ、平成 26 年 5 月 22 日に、「平成 25 年度に発生した都内公立学校における体罰の実態把握について」を公表した。

また、都内公立学校における平成 26 年度に発生した体罰等又はその疑いのある事案の実態を的確に把握するため、平成 26 年 11 月 20 日付けで、教職員を対象とした聞き取り調査及び児童・生徒を対象とした質問紙調査を内容とする「平成 26 年度に発生した都内公立学校における体罰等の実態把握について（依頼）」を都立学校長及び区市町村教育委員会教育長宛てに通知した。

【成果】

平成 26 年 5 月に公表した平成 25 年度の実態調査では、体罰を行った者は前年比で 60 名減少し、3 分の 2 の 122 名となった。体罰減少の主な原因は、部活動における体罰の減少であり、前年度に比べ約 3 分の 1 となった。体罰実態調査による要因分析と、それを踏まえた服務事故防止研修の改善を行ったことから、平成 26 年度も、引き続き体罰は減少傾向にある。

7 体罰事故に係る服務事故防止月間における研修等の改善・充実

【実績等】

過去 2 回の実態調査結果を踏まえ、服務事故防止月間（7 月、12 月）において、パワーポイントと映像資料「STOP 体罰」を活用した校内研修（ヒラ悉皆）を実施するとともに、平成 26 年 7～8 月には、管理職と教員との個別面談を実施し、個別の教員が抱える状況を踏まえて服務事故防止の指導を行い、体罰根絶に向けて取り組んだ。

施策の取組状況 (平成二十六年 度分)・成果	<p>8 体罰根絶に向けた取組の推進</p> <p>(1) 体罰根絶の考え方の周知徹底 校長は学校経営計画に体罰根絶に対する考え方を示すとともに、年度初めに全教職員に対し、体罰禁止についての基本的考え方、学校としての方針、体罰関連行為のガイドラインについて周知した。</p> <p>(2) 学校運営連絡協議会を活用した体罰根絶への取組 保護者や地域の関係者に対し、学校をより一層公開して、体罰根絶に向けた学校の考え方の広報と指導内容・方法の開示に努めるとともに、学校運営連絡協議会における学校評価アンケート等を活用し学校外からの評価を受けることを徹底した。</p> <p>(3) 外部指導員との契約関係の明確化 外部指導員については、委嘱・承諾書等の契約行為を文書で明確に行うとともに、承諾書に体罰等の違法な行為があった場合に契約を解除することについて明記することを徹底した。</p>
------------------------------	--

課題	<p>1 体罰根絶に向けた総合的な対策を基に、各担当において、体罰根絶に向けた取組を着実に推進する。</p> <p>2 学校経営計画への明記の徹底 学校経営計画に、体罰根絶に対する考え方が示されていない学校があり、改めて明記の徹底を図る必要がある。</p>
----	---

今後の取組の方向性	<p>1 体罰根絶に向けた総合的な対策におけるそれぞれの取組と実施スケジュールを踏まえ、学校や区市町村教育委員会と一体となって、計画的に体罰根絶に取り組んでいく。</p> <p>2 学校経営計画における体罰根絶に対する考え方の明記と教職員への周知について全校で徹底を図る。</p>
-----------	--

<東京都教育ビジョン（第3次）>

柱	学校	取組の方向	7 教員の資質・能力を高める
---	----	-------	----------------

担当	福利厚生部
----	-------

主要施策 21	教職員のメンタルヘルス
<p>教職員の精神的健康の保持向上を促進するため、全教職員に対する定期健康診断でのストレス検査、昇任副校長を対象とした「副校長ベーシックプログラム」、新規採用教員を対象とした個別のカウンセリング等を実施し、「早期自覚」「早期対処」の予防策に重点を置いたメンタルヘルス対策の充実を図る。</p> <p>精神疾患による休職者の円滑な職場復帰及び再休職の予防を図るため、引き続き、「リワークプラザ東京」による「所属学校における職場復帰訓練」を中心とする復職に向けた支援を実施する。</p>	

施策の取組状況（平成二十六年度分）・成果	◆ 【予算額：302,289千円 従事職員数2.5人】
	<p>1 精神疾患の早期自覚・早期対処に向けた取組 ストレス検査の実施、土日相談窓口の設置など相談体制の充実</p> <p>2 「リワークプラザ東京」（職場復帰訓練支援機関）の運営 精神疾患により休職した教員が円滑に職場復帰を行うため、常駐の臨床心理士や復職アドバイザー等を「リワークプラザ東京」に配置して、面接や電話相談を行い、復職に向けたプログラムを作成し、復職を支援するとともに、再休職の予防を図っている。また、管理職等へのきめ細かな助言・指導を行っている。</p> <p>3 啓発活動 新規採用職員向け啓発冊子の配布（平成26年6月） 全教職員向け啓発冊子の配布（平成26年7月）</p> <p>4 「副校長ベーシックプログラム」の実施 【実績等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ストレス検査の実施 45,428人に実施（実施率71.1%） ・ 精神保健相談 電話1,083件 面接381回 ・ 早期相談体制の充実 土曜相談414件 日曜相談457件 ・ 訪問相談 1,473回 ・ 心理士派遣（セミナー） 95回 ・ 心理士派遣（個別相談） 285回 ・ 産業医研修 3回 ・ 職場復帰訓練開始承認 146件（申請実績） ・ 副校長ベーシックプログラム 10回 352名 <p>【成果】</p> <p>心理士派遣等事業の利用者からは、「セルフケアやラインケアの方法がわかり、今後の業務に生かせる」「自身を見つめ直すよい機会であった」などの意見があった。また、「リワークプラザ東京」の利用者からは、「段階を追ったプログラムを実施することで、スムーズに復職することができた」などの意見が、副校長ベーシックプログラムの参加者からは、「他校の副校長と面識ができたことにより、今後、同じ悩みや課題を相談でき、心理的な面で支えになる」などの意見があった。</p>

課 題	<p>1 ストレス検査の受診率を向上させる。</p> <p>2 メンタルヘルス事業の更なる周知・啓発を図る。</p> <p>3 労働安全衛生法の改正案について、今後の動向を見つつ対応を検討する必要がある。</p> <p>4 副校長ベーシックプログラムについて、研修内容及び実施場所を引き続き検討していく。</p>
--------	--

今後の取組の方向性	<p>1 ストレス検査受診の勧奨と早期相談体制の充実</p> <p>精神疾患による休職者数は、依然として 500 人を前後し、高止まり状況が続いている。全教職員に対してストレス検査を実施し、メンタルヘルス不調の早期発見、早期自覚につなげ、メンタルヘルス相談へ誘導する。</p> <p>また、平日のみならず、土曜日及び日曜日に教員に特化した相談窓口を設置し、相談体制の充実を図る。</p> <p>2 「リワークプラザ東京」の運営</p> <p>精神疾患による休職者のうち復帰訓練実施者の属性、休職の要因・過去の休職歴、訓練時及び復帰後の状況等に係る調査・分析、結果をメンタルヘルス対策事業の更なる充実に活用する。</p> <p>3 周知啓発活動の充実</p> <p>(1) 啓発冊子の配布、啓発用DVDを使った各所属での研修実施の推進</p> <p>(2) 校長連絡会等の活用によるメンタルヘルス事業の周知</p> <p>(3) メンタルヘルス講習会に講師（臨床心理士）を派遣</p> <p>4 労働安全衛生法の改正への対応</p> <p>心理的な負担の程度を把握するための検査について、法改正の動向を注視し、対応を検討する。</p> <p>5 副校長ベーシックプログラム</p> <p>副校長が、セルフケア及びラインケアの意識を身に付け、互いに支え合うことのできるつながりを創出する場を提供し、副校長の管理職としての職務能力の向上を図る。</p>
-----------	--

<東京都教育ビジョン（第3次）>

柱	学校	取組の方向	8 質の高い教育環境を整える
---	----	-------	----------------

担 当	都立学校教育部・指導部
-----	-------------

主要施策 22	都立高校改革の推進
<p>真に社会人として自立した人間を育成するため、都立高校改革推進計画に基づき、学校の設置目的に応じた育成すべき生徒像を明確にし、教育内容の充実を図り、生徒一人一人の潜在能力を顕在化し伸ばす教育を実践する。また、専門高校においては、企業が求める専門的技術・技能を有する人材等を育成するため、「都立専門高校技能スタンダード」事業の推進等、社会の期待に応える人材の育成を進める。</p>	

◆ 【予算額：15,365千円 従事職員数8.8人（指導主事 4人）】

1 都立高校改革の推進

平成24年2月に策定した「都立高校改革推進計画第一次実施計画」における各事業の進行管理を行うとともに、次期実施計画の策定について検討するため、都立高校改革推進本部を開催した。

【実績等】

- ・ 第1回（平成26年4月23日）
＜議事：「今年度の検討スケジュールについて」＞
- ・ 第2回（平成27年2月27日）
＜議事：「第二次実施計画について」ほか＞
- ・ 第3回（平成27年3月16日）
＜議事：「第二次実施計画について」ほか＞

【成果】

第一次実施計画における学力スタンダード、宿泊防災訓練、次世代リーダー育成道場の実施などの成果に加え、不登校・中途退学者などの現状の課題や新たな社会的要請への対応を踏まえ、次期実施計画の方向性を確認した。

2 ものづくり人材育成の推進

(1) デュアルシステムの推進

生徒に実践的な技術・技能を身に付けさせるため、企業において長期の就業訓練を行い、それを単位認定し、企業と生徒の双方が合意すれば卒業後にその企業に就職できる東京版デュアルシステムに、平成16年度から取り組んでいる。

【実績等】

- ・ 東京版デュアルシステムを、六郷工科高校、北豊島工業高校、葛西工業高校、多摩工業高校及び田無工業高校において実施した。また、各校におけるデュアルシステムの充実に資するため、デュアルシステム協力企業における教員派遣研修を実施した。

【成果】

- ・ 生徒の技術・技能の習得につなげるとともに、協力企業への即戦力としての就職につなげた。

(2) 高等専門学校編入のための接続プログラムの実施

複線型人材育成ルートを充実するため、高等専門学校4年次に都立工業高校の卒業生から一定数を受け入れる編入学制度を設けている。編入を円滑に行うため、編入予定生徒に対して各工業高校で夏季休業期間中に数学の補講を行ったほか、春季休業期間には高等専門学校において数学及び専門科目の講義を実施した。

【実績等】

- ・ 高等専門学校編入者 平成26年4月編入：8人、平成27年4月編入：5人

【成果】

- ・ 複線型人材育成ルートの充実につながっている。

(3) ものづくり人材育成プログラム

教育プログラムとして、特定分野推進校6校（蔵前工業高校、田無工業高校、多摩工業高校、府中工業高校、墨田工業高校、工芸高校）を指定し、熟練技能士や職人、人間国宝等を講師として招聘して授業を行い、専門的な教育を実施した。また、研修プログラムとして、産業労働局と協定を締結し、職業能力開発センターの指導員との技術交流研修を実施した。さらに、大学や企業の協力により、高大連携、企業派遣による実習設備研修を実施した。

【実績等】

- ものづくり講座：都立工業高等学校18校

研修参加人数（生徒数）

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実績	8,908人	6,574人	8,316人	8,292人

3 「都立専門高校技能スタンダード」事業の推進

「都立専門高校技能スタンダード」は、都立専門高校の生徒の専門性の向上を図るため、専門高校において生徒が身に付けるべき専門分野に関する主な技術・技能の具体的な内容として平成25年4月に策定し、推進校（農業科・工業科・商業科の推進校10校）において取組を開始した。

その後、改定版「都立専門高校技能スタンダード」（平成26年2月）に基づき、平成26年度は、新たに家庭科と福祉科の技能スタンダードを加え、推進校12校で取組んだ。

各専門高校においては、効果的な学習指導を実施し、学科の特色に応じた有用な資格の取得を促進するなど、社会が求める専門的な技術・技能を生徒に確実に習得させ、就職や進学につながる成果としてあらわれている。

【推進校】

学科(推進校数)	推進校名		
農業科(2校)	■農芸高等学校	■農業高等学校	
工業科(5校)	■総合工科高等学校	■杉並工業高等学校	■荒川工業高等学校
	■墨田工業高等学校	■府中工業高等学校	
商業科(3校)	■芝商業高等学校	■第四商業高等学校	■荒川商業高等学校
家庭科(1校)	■忍岡高等学校		
福祉科(1校)	■野津田高等学校		

課 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 都立高校改革推進計画第一次実施計画における学カスタンダード、宿泊防災訓練、次世代リーダー育成道場の実施などの成果を踏まえ、不登校・中途退学対策などの現状の課題や新たな社会的要請に対応する必要がある。 2 東京版デュアルシステムを継続的かつ効果的に実施できる体制を整備する必要がある。 3 産業界が求める多様な人材を安定的かつ重層的に輩出するため、工業高校及び高等専門学校を核とするものづくりの複線型人材育成ルートの活用を推進する必要がある。 4 普通科志向の高まり等に伴い、ものづくりに興味をもって工業高校への志望倍率が低い状態になっている。工業高校の教育内容の充実のため、これまで以上に外部人材の活用した教育活動を充実させるとともに、工業高校の教育課程や施設・設備を十分に活用できるよう、今後も指導技術に関する研修会を実施し、生徒・保護者のほか、中学生やその保護者に、ものづくりの魅力を周知する必要がある。 5 都立専門高校技能スタンダードの全校実施に向けて、推進校において蓄積されたノウハウの他校への普及を図る必要がある。
--------	---

今 後 の 取 組 の 方 向 性	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成 27 年度中に、都立高校改革の新たな実施計画を策定する。 2 産業界の代表者も委員とする各校のデュアルシステム推進委員会等を活用して、デュアルシステムの受入企業を拡大するための調整を図るほか、デュアルシステム協力企業における教員派遣研修を実施するなど、各学校におけるデュアルシステムの充実に資する支援を行う。 3 補講等の接続プログラムの実施や、工業高校生への編入学制度の効果的な周知などにより、工業高校から高等専門学校への編入希望者の増大を図る。 4 工業高校において特定分野の技術を習得する教育プログラムの実施や産業労働局と連携した実習を通して、工業高校の活性化・特色化を一層推進するとともに、即戦力となるものづくり人材の育成を図る。また、工業高校のPR活動の充実・強化を推進し、ものづくり人材の育成を図る。 5 平成 27 年度から、「都立専門高校技能スタンダード」を全ての専門高校で取り組むことにより、生徒の専門性の向上を図り、希望する進路の実現につなげていく。
---	--

<東京都教育ビジョン（第3次）>

柱	学校	取組の方向	8 質の高い教育環境を整える
---	----	-------	----------------

担 当	都立学校教育部
-----	---------

主要施策 23	東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画の実現
<p>特別支援教室モデル事業や、特別支援教育を実施する際に必要な体制整備に関するモデル事業を昨年度に引き続き実施する。また、知的障害教育部門（小学部・中学部）と肢体不自由教育部門（小学部・中学部・高等部）を併置する都立鹿本学園と、知的障害教育部門（小学部・中学部）を設置する都立青山特別支援学校を平成26年4月に開校する。</p> <p>病院・施設内分教室や訪問教育において、新たにタブレット端末を活用し、児童・生徒に対する個別指導の充実をはじめ、様々な教育活動を展開する。</p>	

1 特別支援学校における一人一人の障害に応じた教育の充実**(1) 個別の教育支援計画に基づく支援の充実**

小・中学校、高等学校、特別支援学校と3つの検討委員会を設け、それぞれ年2回から4回実施し、「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」「学校生活支援カード（個別指導計画）」「学校生活支援ファイル」を活用した引継ぎ事例の検討を行った。

【実績等】

- ・ 研究協力校（小学校2校、中学校1校、高等学校6校、特別支援学校6校）で、進級、進学時の引き継ぎに関する実践的な研究を実施し、引継ぎ計画のモデルを作成した。

(2) 自閉症教育の充実

小学部から高等部まで一貫性のある自閉症教育について研究指定校を指定し、外部専門家2名を含む検討委員会を年4回実施し、実践研究を行った。

【実績等】

- ・ 都立知的障害特別支援学校の小学部、中学部、高等部設置校のうち2校を研究指定校に指定し、自閉症の児童・生徒の実態把握に適した新たな検査法を新規に導入するために、課題の整理を行った。
- ・ 実践研究では、「社会性の学習」においては、児童・生徒の一人一人の自閉症の特性と認知発達を踏まえて学習課題を選択することが重要であることが分かり、授業改善を図った。

(3) 特別支援学校における就労支援の充実

民間を活用した実習先・雇用先企業の開拓や東京都特別支援教育推進室による就労支援体制の構築、企業向けセミナーの実施などにより特別支援学校における企業就労を促進した。

【実績等】

- ・ 実習先開拓の業務委託により、338社新規開拓し、就労支援アドバイザーが年間498回活動したことにより、東京都特別支援教育推進室からの実習先の紹介は、116事業所(152名)になった。
- ・ 企業向けセミナーでは、78法人(136名)の参加があった。

2 都立特別支援学校の適正な規模と配置

肢体不自由教育部門（小中高）と知的障害教育部門（小中）を併置する鹿本学園及び知的障害教育部門（小中）を設置する青山特別支援学校を設置した。

また、都立足立特別支援学校高等部普通科に加え、知的障害が中度から軽度の生徒を対象に基礎的な職業教育を実施し、職務を遂行する上で必要な能力を開発・伸長することを目的とする職能開発科を設置した。

さらに、知的障害が軽い生徒を対象として専門的な職業教育を行う知的障害教育部門と肢体不自由教育部門（小中高）の水元小合学園（東部地区学園特別支援学校（仮称））の設置に向けた取組を推進した。

【実績】

- ・ 都立鹿本学園（知的：小中、肢体不自由：小中高）の開校
- ・ 都立青山特別支援学校（知的：小中）の開校
- ・ 都立足立特別支援学校高等部職能開発科の設置
- ・ 都立水元小合学園（東部地区学園特別支援学校（仮称））（知的：高（職）、肢体不自由：小中高）の開校準備（平成25年度、平成26年度開設準備室、平成27年度開校（肢体不自由は平成29年度設置））

3 区市町村における特別支援教育推進体制

平成24年度から平成26年度までの3か年で実施した特別支援教室モデル事業について、目黒区、北区、狛江市及び羽村市の各地区において、未指導児童への指導拡大に努めるとともに、特別支援教室での指導開始・終了判定システムの在り方を実際に運用し、システムの検証及び課題の把握並びに対応策の検討を行った。

モデル地区での成果を踏まえ、特別支援教室の導入ガイドラインを作成し、区市町村教育委員会に対し周知した。

4 都立高等学校等における特別支援教育体制整備モデル事業の実施

都立高等学校等における特別支援教育体制の構築に向けて、個別指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用による学習支援の充実、進路指導体制整備の促進、特別支援教育コーディネーターの機能強化等を行った。

【実績等】

- ・ モデル事業の実施
 ≪モデル事業実施校≫
 大江戸高等学校（チャレンジスクール）・秋留台高等学校（エンカレッジスクール）
 ≪実施体制≫
 1校1名、特別支援コーディネーターを専任化。

【成果】

- ・ 特別支援教育コーディネーターを中心とした特別支援教育体制の検証と課題整理を行った。

5 心理の専門家による相談支援体制

都立高等学校等からの要請に応じて、発達障害に関する専門的な判断や指導に関する相談・助言のできる心理の専門家を派遣して、巡回相談を実施した。

【実績等】

- ・ 巡回校 高等学校 9校
- ・ 巡回時間 計 270時間

【成果】

- ・ 発達障害の児童・生徒の相談や、障害特性に合わせた教員への助言等を行うことで、教室内の環境調整や授業における配慮につながり、また、本人への支援と円滑な学級運営等につながっている。

6 病院・施設内分教室及び訪問教育におけるタブレット端末の配備

限られた教育環境内の教材等のスリム化やアプリケーションの活用による、学習活動の充実・円滑化を図り、児童・生徒の学習意欲や生きる力を醸成・向上させることを目的に、病院・施設内分教室及び訪問教育を実施する肢体不自由特別支援学校に263台のタブレット端末を配備した。

また、前籍校や級友とのコミュニケーションの継続及び学習交流を実現するため、無線通信機器を整備した。

【実績等】

- ・ 肢体不自由特別支援学校（17校）の訪問教育担当教員を対象に109台を配備
- ・ 病院内分教室（5分教室）の在籍児童生徒を対象に120台を配備
- ・ 施設内分教室（9分教室）の担当教員を対象に34台を配備
- ・ 各学校2台、各分教室に1台の無線通信機器を配備

【成果】

- ・ 平成26年12月にタブレット端末の配備を完了した。
 教員に対して、タブレット端末を授業で活用するに当たり、基本的な操作方法や先進事例を基にした授業での活用方法を学ぶ実技講習を実施した。

7 特別支援学校の施設整備と活用

多様な学習活動に対応できる教室の整備や施設の柔軟な利用の在り方などに関する検討を行った。

【実績】

- ・ 特別支援学校施設の運用のあり方検討委員会を3回開催

【成果】

- ・ 「特別支援学校の施設の柔軟な利用方法について」（案）を作成した。

1 特別支援学校における一人一人の障害に応じた教育の充実

(1) 個別の教育支援計画に基づく支援の充実

検討委員会の検討を踏まえた報告書等を作成して、各学校等に配布してきた。さらに具体的な実践事例を紹介するとともに、これらを活用して小学校、中学校、高等学校において円滑な引き継ぎが実施できるようにしていく必要がある。

(2) 自閉症教育の充実

自閉症の児童・生徒の自閉症の特性と認知の発達段階に応じた効果的な教育内容を検討するため、発達検査の結果に基づき児童・生徒一人一人に応じた個別課題を設定していく必要がある。

(3) 特別支援学校における就労支援の充実

毎年、特別支援学校の企業就労希望者が増えている中で、より一層の実習先・雇用先企業の開拓が必要である。さらに、増加している企業就労者に対する、就労後の職場定着に向けた支援体制を構築する必要がある。

2 都立特別支援学校の適正な規模と配置

知的障害教育部門の児童・生徒数増加に対応するため、学校の新設、増改築、学部の改編等により特別支援学校の規模と配置の適正化に努めているが、依然として各学校において普通教室の教室数確保が課題となっている。

3 区市町村における特別支援教育推進体制

区市町村教育委員会が平成28年度から全ての小学校に特別支援教室を順次導入するに当たり、教員の巡回指導体制の確立や専門性の向上、教室環境等の整備、指導の開始・終了の仕組みづくり、保護者・学校関係者への理解促進といった課題への対応が必要である。

4 都立高等学校等における特別支援教育体制整備モデル事業の実施

特別支援教育体制として、福祉との連携など、外部の専門家等の効果的な活用方法を検討する必要がある。

5 心理の専門家による相談支援体制

都立高校等には発達障害の生徒が一定程度在籍しており、適切な相談支援体制を継続していく必要がある。

6 病院・施設内分教室及び訪問教育におけるタブレット端末の配備

- (1) 児童生徒の状況に応じた実践的な指導事例や学習意欲の向上、興味関心につなげるアプリケーションの情報等、タブレット端末を使用した効果的な指導方法等に関する情報が少ない。
- (2) 分教室が設置された病院・施設により、無線通信の使用条件が異なっている。
- (3) 限られた教育環境内におかれた児童生徒の学習活動の充実を図るため、授業時間外にタブレット端末を使用する場合も想定される。自学自習用として使用する機器を公費で配備する考え方を整理する必要がある。

7 特別支援学校の施設整備と活用

知的障害教育部門の児童・生徒数増加が依然として続いており、各学校において普通教室の教室数確保及び施設の柔軟な利用のあり方により、教育活動の充実を図っていく必要がある。

1 特別支援学校における一人一人の障害に応じた教育の充実

(1) 個別の教育支援計画に基づく支援の充実

平成27年度及び平成28年度は、これまでの研究開発の成果を各学校に対して普及・定着を図っていく。そのため、公立学校教員向け講習会を実施したり、研究成果に基づく引き継ぎ事例を収集し紹介したりするなどしていく。

(2) 自閉症教育の充実

これまで知的障害特別支援学校の各学部で取り組んできた自閉症の児童・生徒への効果的な指導内容・方法を踏まえ、高等部において効果的な検査法を導入し、実践研究を行っていく。

(3) 特別支援学校における就労支援の充実

これまでの就労支援の取組を継続するとともに、特別支援学校卒業生の職場定着状況及び就労への移行状況を継続的に調査し、就労後の支援体制の充実に向けた実践的な研究を行っていく。

2 都立特別支援学校の適正な規模と配置

多様な学習活動に対応できる教室の整備や施設の柔軟な利用方法などに関する考え方を明らかにし、学校や児童・生徒の実態に応じた教育環境を整備することにより、障害特性や発達段階に応じた教育活動の充実に努めていく。

3 区市町村における特別支援教育推進体制

区市町村教育委員会における特別支援教室の円滑な導入に向けて、都教育委員会として、特別支援教室導入ガイドライン等の説明や研修の実施及び条件整備費の補助など確実な支援を実施していく。

4 都立高等学校等における特別支援教育体制整備モデル事業の実施

発達障害の生徒に適切な教育的支援を行うため、モデル事業の成果を踏まえながら、特別支援教育コーディネーターに加え、外部専門家等を活用した更なる特別支援教育体制の強化について、研究する。

5 心理の専門家による相談支援体制

これまでの相談支援体制を継続するとともに、他の外部専門家等と連携した支援体制の充実を検討していく。

6 病院・施設内分教室及び訪問教育におけるタブレット端末の配備

(1) 児童生徒の状況に応じた個別指導の充実を図るため、授業におけるタブレット端末の効果的な使用場面や状況に応じたアプリケーションの活用方法について、指導事例等を蓄積し学校間で共有する仕組みを検討する。

(2) 施設管理者が保有する無線通信設備の利用を依頼する等、タブレット端末の無線通信機能を利用した学習活動の実現に向け、施設管理者と継続的な調整を行う。

(3) 制約のある教育環境において、タブレット端末を使用させることによる学習に取り組む姿勢、自習用として利用させることによる学習習慣の維持、継続及び退院後に前籍校にスムーズに復帰できたか等の視点から、タブレット端末導入の効果検証を行うとともに、対象児童生徒及び担当教員へのタブレット端末配備基準等について、効果検証を踏まえた検討を行う。

7 特別支援学校の施設整備と活用

- (1) 特別支援学校施設整備指針の改正（文部科学省：平成 26 年 7 月）を踏まえ、特別支援学校施設整備標準を改正する。
- (2) 「特別支援学校の施設の柔軟な利用方法について」を策定する。
- (3) 「特別支援学校の施設の柔軟な利用方法について」及び改正後の特別支援学校施設整備標準に基づき、学校や児童・生徒の実態に応じた教育環境を整備していく。

<東京都教育ビジョン（第3次）>

柱	学校	取組の方向	8 質の高い教育環境を整える
---	----	-------	----------------

担当	指導部
----	-----

主要施策 24	いじめに関する総合対策の実施
<p>児童・生徒の健全育成を推進するため、学校、家庭、地域、関係機関との連携により、問題行動等の未然防止、早期解決を行うとともに不登校の未然防止や学校復帰率の向上を図る。</p> <p>平成25年11月公表した「いじめ総合対策（いじめに関する専門家会議報告）」を踏まえ、いじめ問題への対応については、日常的に未然防止に取り組むとともに、早期発見・早期対応を基本とし、各種の取組を講じる。</p> <p>まず、組織的な対応の核となる「学校いじめ対策委員会」を全校に設置し、各々の教職員の役割と責任を明確化し、機動的かつ組織的な対応を取るよう徹底するとともに、教員個々の指導力を高めるため、職層・経験に応じた研修を新たに実施する。</p> <p>また、子供の声を確実に受け止めるため、スクールカウンセラーによる小学校第5学年、中学校・高校の第1学年の全児童・生徒の面接を実施するとともに、いじめの実態調査を継続して実施し、調査結果を分析・活用することにより、被害の子供を組織的に守り通す取組を徹底する。</p> <p>いじめを見て見ぬふりせず、声を上げられる学校づくりを推進するため、新たに作成した「いじめ問題に対応できる力を育てるためにーいじめ防止教育プログラムー」を活用し「いじめは絶対に許されない」等について自覚させる「いじめに関する授業」を定期的実施するよう周知・徹底する。また、「いじめを見て見ぬふりしない」意識を広めていくため、いじめに対する具体的な行動の取り方などを記載した「いじめ防止カード」等を作成し、その活用を促進する。</p> <p>さらに、関係者間の連携を深められるよう、教育と福祉に関して専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーの全区市町村への配置に向けた取組等を進めていく。</p>	

◆ 【予算額：3,510千円 従事職員数：3人（指導主事：3人）】

1 いじめに関する総合対策の実施

平成26年6月に成立した「都いじめ防止対策推進条例」を踏まえ、都教育委員会は、同年7月、「いじめ防止対策推進基本方針」とともに、各学校がいじめの防止等の対策を確実に実施できるようにするため、総合的かつ実効性のある取組を示した「いじめ総合対策」を策定し、以下の取組を推進した。

- ① いじめ防止対策推進法に基づき、全校において、「学校いじめ対策委員会」を設置するとともに、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止等の対策を組織的、計画的に実施できる体制を整備した。
- ② 小学校5年生、中学校1年生、高等学校1年生を対象としたスクールカウンセラーによる全員面接を、全配置校において実施し、いじめの未然防止や早期発見の視点から、子供が躊躇することなく相談できる環境づくりを行った。
- ③ 都教育委員会独自に「いじめの実態及び対応状況把握のための調査」を実施し、いじめの実態や、「いじめ総合対策」を踏まえた推進状況を確認するとともに、課題を解決するための改善の取組を示した。
- ④ 全校の教員の参加を求めて、いじめ問題に組織的に対応するための研修会を開催し、組織的な取組の徹底や、「いじめ防止教育プログラム」を活用した授業の実践事例等についての周知を図った。
- ⑤ 都教育委員会作成の「いじめ防止カード」を、全公立学校の児童・生徒に配布するとともに、各学校においてこれを活用し、いじめに遭遇した場合の具体的な対処法等について、指導を行った。
- ⑥ 小・中学校におけるいじめの防止等の対策を支援するため、スクールソーシャルワーカーの配置を42区市町村に拡大し、児童・生徒を福祉面からの支援する体制の充実を図った。

【成果】

- ・ いじめ防止教育プログラムの配布
平成26年5月に、「いじめ問題に対応できる力を育てるために—いじめ防止教育プログラム—」を公立学校全教員に配布した。
平成26年5月全ての公立学校対象の「いじめ問題への対応研修会」で、「いじめ防止教育プログラム」の内容を紹介し、年間3回授業を実施するよう周知した。
- ・ いじめ等の問題解決支援チームに係る相談対応
学校だけでは解決が困難な場合に、東京都教育相談センターの学校問題解決サポートセンター内に設置したいじめ等の問題解決支援チームを結成し、早期の問題解決を図った。
- ・ 平成26年度 いじめ等の問題解決支援チームを結成し対応した件数：13件

課
題

- 1 平成26年10月までに、全公立学校において「学校いじめ対策委員会」の設置が完了したが、未だに、学級担任が一人で対応を行っている事例が多く、「学校いじめ対策委員会」が十分に機能を果たしていない状況がある。
- 2 子供からの直接の訴えによりいじめが認知された件数は少ないなど、いじめを受けている子供や、状況を知っている周囲の子供がなかなか大人には相談しないという状況は、必ずしも改善されていない。
- 3 パソコンや携帯電話、スマートフォンを通じて行われるいじめの件数が、学年が上がるごとに増加するとともに、解消率が高くないなど、インターネットを通じて行われるいじめの実態を把握し指導することが十分に行われていない。
- 4 いじめをきっかけに不登校に至った児童・生徒に対する個別の支援が十分に行き届かず、不登校が長期化する場合がある。

今
後
の
取
組
の
方
向
性

- 1 「学校いじめ対策委員会」が実効的に機能できるようにするための方策を検討し、具体的な取組例を示す資料により、各学校や教職員に周知を図っていく。
- 2 スクールカウンセラーによる小学校5年生、中学校1年生、高等学校1年生を対象とした全員面接を継続的に実施し、各学校におけるいじめの未然防止、早期発見の取組を充実させるとともに、いじめを受けている子供や状況を知っている周囲の子供などが、大人に相談できる環境づくりに向け、学校と家庭、地域、警察、福祉等の関係機関が一体となって、具体的な対策を講じていく。
- 3 インターネットを通じて行われるいじめの未然防止等のための指導の在り方について検討するとともに、効果の上がっている実践事例をまとめるなどして、各学校の取組を支援していく。
- 4 区市町村におけるスクールソーシャルワーカーの配置の拡充を図るとともに、都立学校においても活用を試行し、関係機関等との連携による児童・生徒に対する福祉面からの支援を充実させていく。

<東京都教育ビジョン（第3次）>

柱	学校	取組の方向	8 質の高い教育環境を整える
---	----	-------	----------------

担当	都立学校教育部・指導部
----	-------------

主要施策 25	外国人の子供に対する教育の充実
都立高校における外国人生徒の受入体制の充実を図るため、日本語指導が必要な外国人生徒の実態を把握し、「在京外国人生徒対象」の適切な募集枠の在り方について検討を進める。また、日本語指導が必要な外国人生徒に対し、外部人材を活用した支援を行う。	

施策の取組状況（平成二十六年年度分）・成果	【予算額：0千円 従事職員数1.5人（指導主事1人）】
	<p>1 実態の把握</p> <p>毎年実施している「日本語指導が必要な外国人生徒の受入状況等に関する調査」における都独自の調査に、「在京外国人生徒対象」の応募資格に相当する在籍期間の中学3年生の中学校卒業後の進路希望調査項目を加え、生徒のニーズ把握に努めた。</p> <p>【実績等】・平成26年度 日本語指導が必要な外国籍の生徒数 165人</p>
	<p>2 「在京外国人生徒対象」枠の設定の検討</p> <p>これまでの「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入状況等に関する調査」や都立高校における外国人生徒数、入学者選抜の応募状況等を踏まえ、「在京外国人生徒対象」枠の必要性を検討した。また、当面の状況に対応するため、都立飛鳥高校及び都立田柄高校における平成27年度入学の「在京外国人生徒対象」枠を増加した。</p> <p>3 日本語指導の充実</p> <p>都立学校における日本語指導が必要な外国人生徒のうち、学校内における教科の取り出し指導、学校外における日本語指導等、特別な指導を受けていない生徒を対象として、外部人材を活用した授業の補助を中心とする指導に対する支援を年間にわたって実施する。</p> <p>【実績】平成26年度 20校、55名が活用（高等学校18校53名、特別支援学校2校2名）</p> <p>英語（タガログ語、フィリピン語を含む）：23名</p> <p>中国語：19名、ネパール語：3名</p> <p>その他：10名（インドネシア語2名、スペイン語2名、タイ語2名、セブアノ語1名、ミャンマー語1名、韓国語1名、ビルマ語1名）</p>

課題	<p>1 引き続き、日本語指導が必要な外国人生徒数の動向や、都立高校全体における在京外国人生徒の実態、受入状況を把握する必要がある。</p> <p>2 都立高等学校・特別支援学校における日本語指導が必要な外国人生徒の状況の把握を継続するとともに、学校側のニーズを実施報告書から把握し、日本語指導の充実に向けた取組が必要である。</p>
----	---

今後の取組の方向性	<p>1 中学校における日本語指導が必要な在京外国人生徒数の動向や、在京外国人生徒対象枠の募集校における入学者選抜の応募状況等を踏まえ、適切な募集枠の在り方について検討していく。</p> <p>2 引き続き、日本語指導が必要な外国人生徒の指導に必要な条件整備を行っていくとともに、実施要綱を見直し、改定するなどの検討を進めていく。</p>
-----------	---

<東京都教育ビジョン（第3次）>

柱	学校	取組の方向	8 質の高い教育環境を整える
---	----	-------	----------------

担当	都立学校教育部
----	---------

主要施策 26	教科主任の設置
<p>教員の組織的な学習指導への取組を強化するため、各教科の指導の目標、方針の共有、授業進度の調整を図るとともに、教科指導に関する人材育成の充実を図るため、都立高等学校及び都立中等教育学校に教科主任を配置し、その活用を促進する。</p>	

施策の取組状況（平成二十六年分）・成果	◆ 【予算額：0千円 従事職員数0.2人（指導主事0.2人）】
	<p>1 教科主任の設置</p> <p>都立高等学校及び中等教育学校における教科主任・教科会を中心とする組織的な教科指導の実施状況について、学校経営支援センターが、学校訪問等により確認し、各校への継続的な指導を実施するとともに、生徒の学力向上に向けた優れた取組の普及を推進した。</p> <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 教科主任を中心とした教科会の全都立学校の運営状況を確認し改善指導を行い内容の充実を図った。

課題	<p>1 教科主任・教科会の設置により、教科内での組織的な教科指導体制を整備したが、学校ごとに、教科会の開催状況や具体的内容、さらには教科間の指導内容や方法の調整などに差が見られることから、都立学校全体としての質の向上を図る必要がある。</p>
----	--

今後の取組の方向性	<p>1 引き続き、学校経営支援センターの学校訪問等において、各校の教科会の開催状況等について確認し、各校への継続的な指導を実施するとともに、優れた取組の他校への普及を促進し、都立学校全体としての質の向上を図る。</p>
-----------	--

<東京都教育ビジョン（第3次）>

柱	学校	取組の方向	8 質の高い教育環境を整える
---	----	-------	----------------

担 当	都立学校教育部・地域教育支援部
-----	-----------------

主要施策 27	教育環境の整備・充実
<p>地震発生時における児童・生徒の安全を確保するため、「東京都地域防災計画」等に基づき、公立学校における天井材、照明器具、外壁等の非構造部材を含む施設の耐震化の推進及びその支援を実施する。</p> <p>児童・生徒の良好な教育環境を確保するため、区市町村立学校の特別教室の冷房化について支援を行う。</p> <p>ヒートアイランド現象の緩和や緑あふれる都市空間の形成への寄与及び教育環境の整備を図るため、都立学校の校庭の芝生化を一層推進するとともに、区市町村教育委員会に対し、校庭の芝生化の整備費や維持管理費の補助を行うほか、芝生の専門家の派遣や芝生リーダー養成講座などの芝生化支援策を実施し、公立小・中学校の校庭の芝生化を推進する。</p>	

1 耐震化の推進**(1) 公立小中学校の耐震化**ア 構造体耐震化に関する支援

平成27年度までに、構造体の耐震化の完了を目指し、平成20年度より区市町村の行う耐震補強工事に対して財政支援を行っている。

【実績等】

3区市に対し補助を実施

【成果】

・耐震化率 公立小・中学校 99.7%、公立幼稚園 98.5% (H27.4.1)

イ 非構造部材耐震化に関する支援

平成25年度より、区市町村の行う非構造部材の耐震化対策工事に対して財政支援を行っている。平成27年度までに体育館等のつり天井等落下物の耐震対策の完了を目指し、その他の非構造部材についても対策を推進する。

【実績等】

35区市に対し補助を実施

【成果】

○体育館等のつり天井等落下物の耐震対策

- ・つり天井を有する体育館等の落下物の耐震対策 392棟中73棟対策済み (H27.4.1)
- ・つり天井を有していない体育館等の耐震対策 1762棟中975棟対策済み (H27.4.1)

(2) 都立学校における非構造部材の耐震化

平成24年度に都立学校の体育館における天井材、照明器具、バスケットゴール等の非構造部材の調査・点検を実施し、調査結果を基に、25年度から必要な耐震化工事を実施している。

また、体育館以外の校舎棟、武道場等の施設の非構造部材についても、平成25年度に調査・点検を実施し、26年度から耐震化を進めている。

【実績】

- ・つり天井材の撤去、落下防止対策：11棟
- ・照明器具の落下防止対策：51棟
- ・バスケットゴールの落下防止対策：19棟
- ・窓ガラス飛散防止フィルム貼付：44棟

2 冷房化の推進

公立小中学校における児童・生徒の良好な教育環境を確保するため、特別教室（音楽室、視聴覚室、パソコン教室、図書室）の冷房化について、財政支援を行っている。

【実績等】

- ・14 学校、22 教室の冷房化が完了した。

【成果】

- ・支援対象の特別教室（音楽室、視聴覚室、パソコン教室、図書室）については、都内全体での冷房化率が90%に達した。

3 校庭芝生化の推進

(1) 公立小中学校の芝生化の推進

ア 緑の学び舎づくり補助事業

【実績等】

平成 26 年度	芝生化工事費補助	30 校
	屋上緑化補助	4 校
	壁面緑化補助	8 校
	維持管理費補助	92 校

【成果】

平成 26 年度末現在 438 校で芝生化を実施

イ 校庭芝生化地域連携事業等の実施

○主な取組

- ・校庭芝生を活用した地域連携による文化・スポーツ活動、芝生の維持管理等への財政支援

○その他

- ・実施校相互の実践事例等の情報交流・交換を図る報告会の実施
- ・地域連携活動事例の広報媒体への掲載等
- ・芝生の専門家の学校への派遣
- ・芝生リーダー養成講座の開催

【成果】

- ・平成 26 年度末現在、延べ 106 校で校庭芝生化地域連携事業を実施
- ・芝生の専門家の派遣 104 校
- ・芝生リーダー養成講座 4 回（親方 7 名、^{たくみ}匠 4 名認証）

(2) 都立学校の芝生化の推進

【成果】

	平成25年度 までの実施状況			平成26年度 の実績			累 計		
	高等 学校	特別 支援 学校	計	高等 学校	特別 支援 学校	計	高等 学校	特別 支援 学校	計
芝生化 学校数	57 校	33 校	90 校	9 校	3 校	12 校	66 校	36 校	102 校
芝生化 面積	16.5ha	6.3ha	22.8ha	1.7ha	0.5ha	2.2ha	18.2ha	6.8ha	25.0ha

1 耐震化の推進

(1) 公立小中学校の耐震化

体育館等におけるつり天井等落下物の耐震対策について、「天井等落下防止対策のための手引」が平成25年8月に文部科学省より発出されているため、平成27年度までの対策完了を目指しているが、対策が遅れてしまう区市町村が見込まれ、今後の対策状況の把握が必要である。

(2) 都立学校の非構造部材の耐震化

都立学校の体育館等における天井材撤去等の大規模な工事が必要な場合、長期にわたり当該施設を使用できなくなるなど、教育活動に大きな影響を及ぼすこととなるため、施工時期や代替施設の確保等について学校との綿密な調整が必要である。

2 公立小中学校の冷房化の推進

都立高校が標準整備している特別教室を対象に、区市町村への財政支援を行っているが、それ以外の特別教室（理科室や家庭科室等）の冷房化支援に対する要望が多くなっている。

3 校庭芝生化の推進

(1) 公立小中学校の芝生化の推進

公立小中学校においては、校庭芝生化の維持管理の負担や担い手不足が課題となっている。校庭芝生化地域連携事業を効果的に推進するために、関係部署と連携し、区市町村教育委員会や校庭芝生化校に対して、一層の事業周知及び活動事例等の紹介などの支援が必要。

(2) 都立学校の芝生化の推進

都立高校では、芝生化工事中及び養生期間中の代替運動施設確保が困難であるとともに、芝生化後の維持管理の負担が大きい。

1 耐震化の推進

(1) 公立小中学校の耐震化

構造体及び吊り天井等非構造部材について、区市町村が文部科学省や都の補助金を十分活用し耐震化を進められるよう、引き続き指導・助言をする等、積極的に働きかけを行う。また、国に対して十分な財源措置等を要望する。

(2) 都立学校の非構造部材の耐震化

都立学校体育館における非構造部材の耐震化について早期の完了を目指すとともに、体育館以外の非構造部材の耐震化についても、学校と調整を図り夏季休業期間以外の時期にも工事を行う等の工夫により、取組を加速していく。

2 公立小中学校の冷房化の推進

都立高校の状況や、区市町村の要望を踏まえ、新たに冷房化の対象とする特別教室を選定し、小中学校の冷房化についても実効性のある方策を早期に検討する。

3 校庭芝生化の推進

(1) 公立小中学校の校庭芝生化の推進

学校と地域が連携した維持管理組織が安定的に機能し、さらに芝生が十分な耐性を備え、管理の負担を軽減されるよう、都が実施する維持管理に係る補助事業の補助対象期間を5年に延長し、公立小中学校の校庭芝生化を推進していく。

(2) 都立学校の芝生化の推進

都立学校の芝生化については、目標である平成20年度から平成29年度までの10年間で23ヘクタールの芝生化に向け、確実に推進していく。

<東京都教育ビジョン（第3次）>

柱	家庭	取組の方向	9 家庭の教育力向上を図る
---	----	-------	---------------

担当	地域教育支援部・指導部
----	-------------

主要施策 28	地域における家庭教育支援活動の推進
<p>地域における家庭教育支援に関わる取組を促進するため、地域の支援人材の育成や地域の人材を生かした支援活動の充実、家庭教育に関する学習機会の提供等を行い、区市町村における家庭教育支援の取組を支援する。また、学校生活において克服すべき課題のある児童・生徒を支援するため、その保護者からの相談に応じるとともに、児童・生徒に直接関わる「家庭と子供の支援員」を学校に配置し、学校を拠点として地域の人材を活用しながら児童・生徒及び保護者を支援する体制を構築する。</p>	

◆ 【予算額：93,100千円 従事職員数 2人（指導主事 1人）】

1 地域における家庭教育支援活動の推進

(1) 「東京都家庭教育支援基盤形成事業」の実施

保護者が地域のつながりの中で乳幼児期からの家庭教育を行えるよう、区市町村が地域の実情に即して行う家庭教育支援の取組を支援する。〔主な取組：(1)NPO等関係団体や民生児童委員等の地域住民が家庭教育支援に取り組む組織（支援チーム）づくりとチームによる活動、(2)地域における支援の担い手の人材養成、(3)保護者への学習機会の提供（学習講座等）等〕（国庫補助事業活用）

【実績等】

実施地区数の推移

		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
実施区市数		7区市	9区市	10区市	10区市	11区市
取組内容	支援チーム	1地区	1地区	1地区	1地区	2地区
	人材養成	0	3地区	3地区	4地区	5地区
	学習機会提供	6地区 188講座	7地区 192講座	7地区 170講座	8地区 369講座	9地区 439講座

平成26年度の主な取組内容

- (1) 支援チーム 2地区 2チーム
- (2) 支援の人材養成 5地区 10事業
- (3) 学習機会の提供 9地区 26事業 439講座

【成果】

- ・支援チーム取組地区の増加 1地区 1チーム
- ・支援人材の養成取組地区の増加 1地区 2事業
- ・学習機会の提供取組地区の増加 1地区 70講座

施策の取組状況（平成二十六年区分）・成果

施策の取組状況（平成二十六年度分）・成果	<p>(2) スーパーバイザーの配置</p> <p>いじめ、不登校、暴力行為などの児童・生徒の生活指導上の課題に対応するため、学校生活における課題に見られる児童・生徒に直接関わるとともに、保護者からの相談に応じる「家庭と子供の支援員」（民生・児童委員、保護司、青少年委員、退職教員、退職警察官、心理学系大学生など）を学校に配置する。また、児童・生徒や保護者への支援について専門的な助言を行う「スーパーバイザー」（弁護士・医師・臨床心理士など）を学校に配置する。</p> <p>【実績等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施校数 小学校 135校 中学校 96校 家庭と子供の支援員及びスーパーバイザーの合計数 462人 家庭と子供の支援員及びスーパーバイザーの派遣日数 延べ 21,483日 <p>2 家庭と子供の支援員</p> <p>平成26年11月20日に配置されている各地区の家庭と子供の支援員の代表者20人と指導主事51人の合計71人が参加して連絡会を開催した。各地区の取組について情報交換や意見交換を行い、効果的な取組について協議した。</p>
----------------------	---

課題	<ol style="list-style-type: none"> 地域において継続的・組織的な支援活動を行う支援チームの取組を拡充するために、教育委員会や学校、幼稚園・保育園、子育て支援・母子保健等の関係者や、地域の担い手になり得る人材に、事業の意義や必要性、効果等を理解してもらう必要がある。 児童・生徒への支援を効果的に行うために、家庭と子供の支援員及びスーパーバイザーとスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの役割分担を明確にするとともに、情報の共有を行う必要がある。 「家庭と子供の支援員」を生かした組織的な指導体制の一層の充実を図る必要がある。 継続的な支援に向けて、地域や関係諸機関との連携の強化を図る必要がある。
----	---

今後の取組の方向性	<ol style="list-style-type: none"> 支援チームの取組の実施地区拡大を図るため、教育委員会や学校、幼稚園・保育園、子育て支援・母子保健等の関係者や、地域の担い手になり得る人材に対して、地域における家庭教育支援の先進的な取組の事例紹介や情報提供等を行い、理解促進を図る。 先行事例となり得る既存の支援活動の発掘や団体・人材のネットワーク化、研修機会の提供等、支援チームの取組の拡充を図るための方策を検討する。 家庭と子供の支援員の効果的活用について「家庭と子供の支援員を活用した不登校児童・生徒への対応」（平成25年3月 教育庁指導部指導企画課）を活用するなどして周知し、各学校における取組の充実と配置の拡大を図る。 各地区の取組についての情報共有する機会を継続的に設定し、取組の充実を図る。
-----------	---

<東京都教育ビジョン（第3次）>

柱	地域・社会	取組の方向	10 地域・社会の教育力向上を図る
---	-------	-------	-------------------

担当	地域教育支援部・人事部
----	-------------

主要施策 29	地域等の外部人材を活用した教育の推進
<p>学校・家庭・地域・社会が連携・協働し、地域全体で子供の教育を支えるため、「学校支援ボランティア推進協議会」の設置促進に向けて、コーディネーター等の研修や特色ある事例等の情報提供等を充実させ、区市町村を支援する。また、子供たちの社会的・職業的自立に向けた意識を向上させるため、「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組を充実させ、企業・大学・NPO等が有する専門的な教育力の教育活動への導入を推進する。</p> <p>学校の実態及び児童・生徒、保護者等のニーズに応じた特色ある教育の推進並びに児童・生徒の学力向上等、円滑な教育活動の展開を支援するため、地域等の外部人材の教育活動への積極的な活用をより一層推進する。</p>	

◆ 【予算額：163,651千円 従事職員数 5人】

1 学校支援ボランティア推進協議会の設置促進

区市町村が主体となって、国庫補助事業「学校支援地域本部事業」を活用し、地域全体で学校教育を支援する体制（学校支援ボランティア推進協議会）づくりを推進し、地域住民がボランティアとして学校の教育活動を支援する事業を実施した。（小学校47%、中学校44%）

※平成20年度から22年度までの3年間は、新規事業の導入をより一層促進するため、国庫委託事業として実施した。

【実績等】

- ・実施地区数及び学校数の推移

年度	20	21	22	23	24	25	26
地区数 (区市町)	18	21	21	22	21	23	23
学校数 (小・中)	269校	346校	521校	673校	717校	788校	886校

- ・主な取組内容
 - 学習支援活動、部活動支援活動、教育環境整備、登下校の安全確保等
- ・推進委員会の開催 1回
 - 教育庁関係課長で構成する委員会を設置し、相互の事業間連携等について検討を行った。
- ・その他
 - 「学校支援ボランティア推進協議会事業」報告書の印刷配布：300部
 - コーディネーター基礎研修の実施（3回）
 - コーディネーター（初心者）を主な対象に基礎的な研修を実施した。

【成果】

学校支援ボランティア推進協議会事業実施校数による測定結果
 実施校数割合（区市町村立全学校数に占める実施校数の割合）
 平成25年度（41%） → 平成26年度（46%）

施策の取組状況（平成二十六年区分）・成果

2 教育庁人材バンク事業

東京都公立小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（以下「学校」という。）に外部人材の情報を効率的に提供する仕組みとして、平成22年度から教育庁人材バンクを設置し、学校現場での複雑化・多様化するニーズに対応するため、様々な分野の優れた外部人材に登録してもらい、学校に人材情報を提供することにより、外部人材の活用を推進している。

(1) 人材情報の提供

学校からの依頼に応じて、人材情報の提供を行った。

【実績等】

- 分野別紹介状況（延べ人数）

年度	22	23	24	25	26
教科指導	189人	2,275人	2,389人	2,399人	2,698人
日本語指導	17人	81人	74人	66人	79人
部活動指導	85人	243人	196人	181人	158人
特別支援対応	346人	537人	569人	537人	306人
その他	34人	268人	308人	349人	332人
合計	671人	3,404人	3,536人	3,532人	3,573人

(2) 人材の安定的な供給

- ア 退職教職員及びスポーツ指導員については、安定的な人材情報提供を行うため、関係団体との連携を図った。
- イ 都内の大学に対して登録者募集のための広報活動を実施するとともに、教員採用候補者選考説明会等において、人材バンク事業の案内を行うことにより、大学生、特に教員志望者の登録促進に努めた。
- ウ 様々な分野の人材を確保するため、「広報東京都」に登録者募集案内を掲載し、広く一般に登録を呼び掛けた。
- エ ツイッターを利用し、登録を呼び掛けるとともにHPの紹介を行った。

《広報用印刷物》 リーフレット10,000部

(3) 登録者の育成

人材バンク登録者を対象とした講座の実施（2回開催）

- 学校において、登録者がボランティア活動をより円滑に行うことができるよう、児童・生徒との接し方等を内容とする講座を開催した。

（第1回 受講者37名、第2回 受講者26名）

この他、登録者の中で教職志望の大学生を対象に、学校教育の問題点や求められる教員像を見据えたボランティア活動の意義等を意見交換する参加型講座を実施した。

(4) 事業の普及広報活動

活用事例などを紹介するため、「人材バンクニュース」を3回発行して、HPに掲載するとともに、チラシを作成して周知を図った。

《広報用印刷物》 チラシ 9,500部

施策の取組状況（平成二十六年度分）・成果	<p>(5) 事業体制の見直し</p> <p>事業を利用する学校が、より分かりやすく活用できる環境を整備し、効果的に紹介を行っていくため、平成27年度実施に向けて、直営で実施していた人材登録・紹介業務等を委託化し、退職教職員と大学生等の人材で分かれていた窓口の一元化を図った。</p> <p>【成果】</p> <p>人材バンク事業自体は、これまでの普及活動により、学校に広く知られるようになり、活動者の紹介件数も一定の水準で推移しており、学校の教育活動をボランティアとして支援する制度として、教育の質の向上に貢献している。一方、活動を行っている登録者は、退職教職員が多く、教員として培った知識・能力を活用する場となっているほか、大学生、特に教職志望者にとっては、学校現場を体験する機会となり、登録者にとっても意義のある事業となっている。</p>
----------------------	---

課題	<p>1 学校支援ボランティア推進協議会の設置促進</p> <p>(1) 事業実施を促進するためには、本事業の意義や必要性、効果を学校や保護者、地域の関係者等に理解してもらうことが必要である。</p> <p>(2) 学校と支援活動の調整やボランティアの確保等を行うコーディネーターの養成と資質向上が必要である。</p> <p>2 教育庁人材バンク事業</p> <p>(1) モデル事業として開始してから5年が経過して、学校においても人材バンク事業は浸透してきているが、副校長が異動することによって、具体的な手続方法等が継承されず利用されなくなってしまう場合がある。学校の副校長に対しては、常に本事業を活用できるように普及を図っていく必要がある。</p> <p>また、地域や学校で特色ある教育活動を行っていく上で、多種多様な人材を登録者として確保する必要があるが、学校で求めている人材を登録者として確保できていない場合があり、様々な分野から人材の掘り起こしを行うことが必要である。</p> <p>(2) 安定的に人材情報を提供していくために、常に登録者を確保しているところではあるが、学校が求める条件に応じて情報提供を行っているため、条件に合わずに紹介できない登録者が多くいる。</p>
----	--

今後の取組の方向性	<p>1 学校支援ボランティア推進協議会の設置促進</p> <p>(1) 学校支援の取組拡大及び充実のため、未実施地区を含め、教育委員会、学校、地域の関係者等に対する事業趣旨の周知徹底や情報提供を通じて、一層の理解促進を図る。</p> <p>(2) 本事業を実施する際の要となる、コーディネーターの養成と資質向上のための研修の充実を図る。</p> <p>2 教育庁人材バンク事業</p> <p>(1) 学校に対して、人材バンク事業の制度理解を深めるため、今後とも様々な媒体を活用して広報を行うとともに、学校への広報活動について、より効果的な手段を検討する。また、窓口が一元化したメリットを生かし、人材バンク利用に際して、迅速でわかりやすく、より学校のニーズに沿った人材を提供していけるよう体制を整備していく。</p> <p>(2) 効果的な活用事例等、他の学校が参考になるような事例や、様々な技能を持つ登録者をより一層積極的に紹介していくことにより、新たな需要を喚起し、多くの登録者に活動の機会を与えとともに、外部人材を積極的に活用した教育の支援につなげていく。</p>
-----------	---

＜東京都教育ビジョン（第3次）＞

柱	地域・社会	取組の方向	10 地域・社会の教育力向上を図る
---	-------	-------	-------------------

担当	地域教育支援部
----	---------

主要施策 30	地域における多様な教育活動の充実
<p>子供たちの放課後等における安全・安心な居場所である「放課後子供教室」の定着・促進を図るため、コーディネーター等の研修や活動事例等の情報収集・提供を充実させ、区市町村を支援する。</p> <p>社会人としての自立に役立つ体験型の教育支援プログラムを、出張授業等により提供している企業・NPO等を一堂に集め、その内容を紹介する講座を、コーディネーター・教員・区市町村担当者等を対象に開催する。区市町村立学校等において、教育支援プログラムが活用されるよう、児童・生徒が活動する実際の場面を参観者に公開するとともに、教育支援プログラムに関連する情報等を提供していく。</p>	

1 放課後子供教室推進事業

(1) 「放課後子供教室」の実施

区市町村が実施主体となり、全ての子供を対象に、放課後や週末等に小学校等を活用して、安全・安心な子供の活動拠点（居場所）を設け、子供たちに学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する事業を実施した（国庫補助事業）。

【実績等】 実施地区数及び教室数の推移

年度	22	23	24	25	26
地区数（区市町村数）	50	51	52	52	52
教室数	958	1,009	1,049	1,101	1,138

(2) 放課後子供教室スタッフ等研修の実施

区市町村が実施する放課後子供教室に関わるコーディネーター等の事業関係者の資質向上を図るための研修を実施した。

【実績等】

- ・ 年4回 受講者数延 436人

(3) 情報提供

東京都教育委員会ホームページ、生涯学習情報誌「とうきょうの地域教育」を活用した「放課後子供教室」の活動事例等の情報提供を行った。

【成果】

- ・ 実施教室数の増加（平成25年度比 37教室増）

2 企業等による体験型講座の実施

(1) 趣旨

平成26年度新規事業として、企業・NPO等の教育支援プログラムを一堂に会し、見本市的に出張授業を実施する場を設けることにより、以下の2点を目指した。

- ① 学校関係者や教育支援コーディネーター等が学校へ外部資源を導入する際の参考として、実際の授業風景の見学や相談等の機会を提供する。
- ② 子供たちに様々な社会資源に触れさせ、学校の学習と社会とのつながりを体感させる。

(2)実施状況

【実績等】

平成 26 年 8 月に実施した。

見学等対象：学校関係者及びコーディネーター等

参加者数 208 名 内訳) 教員 120 名、コーディネーター等 88 名

受講対象：小学 3 生～中学生

参加者数 480 名 (応募総数 9,718 名抽選により決定)

記録 DVD の作成

(3)実施結果

【成果】

[アンケート集計より]

・企業等の出張授業を活用したことがない (53%)、他校における教育支援プログラムとの連携の事例に触れる機会がない。(71%) と回答した教員等が、

①今後必要に応じて、企業等の「出張授業」を活用してみたいと思った。(96%)

②今回の形式の研修があればまた参加したい。(100%)

本事業への参加を通じて教員等が、企業等の「出張授業」活用についての関心が高まったことが伺える。

1 放課後子供教室

(1) 居場所づくりから、学習・文化・スポーツ等の活動プログラムの充実を図っていく必要がある。

(2) 発達障害など障害のある子供の受入体制を整備していくことが必要である。

2 企業等による体験型講座

(1) 体験型講座で実施する教育支援プログラムの充実

学校において実際に活用可能な多様な分野の教育支援プログラムを、より広く企業等から集め選択肢として充実させる。

(2) 教員等の学校関係者の一層の参加促進

公立小中学校の教員への周知方法 (時期や手段等) の工夫を図り、「体験型講座」を知らせるとともに、参加を促す方策を検討する。

(3) 体験型講座で実施した教育支援プログラムの学校等での活用

「体験型講座」の参観による動機づけにとどまらず、学校等での実際の活用を目指した取組を進めていく。

1 放課後子供教室

- (1) 活動内容の充実のため、教室での活動事例や企業等が実施する活動プログラムの紹介等の情報提供を行い、活動プログラムの実施促進を図る。
- (2) 教育活動サポーターを増配置し、受入態勢の充実を図ることにより、発達障害など障害のある子供の利用を促進する。
- (3) 放課後子供教室の運営を担うコーディネーターや教育活動サポーター等を対象とした研修を充実させる。

2 企業等による体験型講座

- (1) 教育支援等の社会貢献活動を行う企業等に広く呼び掛けて支援プログラムの選定等を行う。
- (2) 講座の趣旨及び内容を教員等に確実に届ける広報等、情報提供の充実を図る。
- (3) 教育支援プログラムの学校等での一層の活用・促進を図るため、実践的な導入事例の紹介を行う。

第7 点検・評価に関する有識者からの意見

樋口修資（明星大学教育学部教授）

東京都教育委員会は、「東京都教育ビジョン」に基づき、総合的・体系的に取り組むべき教育の主要施策とその方向性を明らかにするとともに、それら主要施策に着実に取り組み、所要の成果を上げていることは大いに評価できる。その上で、以下に意見を述べたい。

1 施策評価の手法について

昨年度、本会議で指摘した主要施策の評価に当たって、取り組み実績の記述に終始することなく、それら施策の目標の達成度合いをできる限り定量的なデータ等を用いて分析し、施策の効果等を検証する、いわゆる「アウトカム評価」への転換を促したが、今回点検評価の対象となる26年度主要施策の評価に当たっては、施策や事業の取り組みの結果どのような成果（アウトカム）がみられたのか、定量的な分析評価を行い、その成果と課題を今後の取り組みに反映させるという分析が行われるなど改善がみられることは大いに評価できる。ただし、未だに、実績の記載にとどまったり、定量的評価への取り組み姿勢が乏しい点も散見されるので、今後の更なる取り組みを期待したい。

2 点検評価の対象の改善について

東京都教委では、地教行法第26条に基づく点検評価の対象を「東京都教育委員会の基本方針に基づく主要施策」としているが、地教行法第26条の趣旨は、「教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくこと」（平成19年7月31日文科省通知）にあることからして、地教行法第25条第2項に基づき、教育委員会が自ら管理執行すべき教育事務（①教育事務管理の基本的方針、②教育委員会規則の制定・改廃、③学校等の設置・廃止、④学校等の職員の任免その他の人事、⑤点検評価、⑥予算等の意見の申出）についても点検評価の対象とすべきである。したがって、これら教育委員会が直接管理・執行すべき教育事務の執行状況についても明らかにし、その状況を教育委員会自らが自己点検・評価するとともに、当該評価に当たって、本有識者会議の知見を活用することが適切であると思料される。なお、点検評価に関する事務そのものも教育委員会自らが管理・執行すべきものであることから、前年度の点検評価について教育委員会としてどのように取り組んだのかも盛り込まれるべきであり、こうした教育委員会自らの取り組みを有識者会議において意見を聴取して、点検評価の報告書を取りまとめるべきであろう。

3 主要施策について

教員の資質能力の向上については、教育管理職の候補者を早期に見いだし、重点的に育成するため、教育管理職の職務負担の在り方や処遇の改善等を併せて検討し、実効ある対策を打ち出すべきである。また、教員が児童生徒の教育指導に専念できる職場環境を整備するための実効ある対策、とりわけ時間外勤務の縮減方策を検討すべきである。

また、体罰根絶に向けての様々な取組の成果が上がっていたり、いじめ防止対策について、各学校では基本方針の策定やいじめ防止のための組織の立ち上げ等が進められていることは評価できるが、これらの問題解決に向けて学校の組織的な対応を促すなど実効性ある措置を講じられたい。

筆者は、この有識者会議に関わって2年目である。また、経営学を研究する者である。そこで、昨年と比較した上で、施策自体の内容よりは、施策が評価できるようになっているか否かという観点で、意見を述べたい。

昨年と比較して、全体的に成果指標の明確化、施策実施から分かった課題の整理および、それに対する対策といった、いわゆるPDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルを意識した運営が、多くの施策について、実行されていることが明確になった。点検・評価する立場としては、このことはありがたいと思う。こうした仕組みになっていることで、当初の計画が進捗しているかどうかだけでなく、そこでどのような問題が生じているのか、その計画は実質的に意味のあるものなのかどうかを評価できるようになるからである。

その上で、以下の3点を指摘しておきたいと思う。まず第1に、まだいくつかの施策において、成果指標ではなく、過程指標を用いているものがある。例えば、パンフレットを何部作成し、配布したといった指標である。我々が知りたいのは、そのパンフレットによって、何が、どのように変わったかということである。もちろん、そうした施策が短期的に効果を持つとは限らないので、一概に成果指標を持たせることは実行者に過度の負担をかけることにもつながりかねない。しかし、少なくとも、その施策によって、どういう状態をつくらうとしているのかについては、知っておきたい。先の例で言えば、パンフレットを読むことによって、対象者の行動がどのように変化し、教育がどのように変わることを目指しているのかということである。それが分かれば、パンフレットを配布するという施策が、有効なのかどうかを、ある程度判断することができるだろう。

第2に、施策の柔軟性や課題解決志向についてである。例えば、学力を測定した結果、ある科目が特に成績が良くないことがわかったとする。その結果に対して、その科目の底上げが重点的な課題になるはずである。そうであるならば、その課題について、どのような対策を行うのかについて、知りたい。会議では、そうした点について答えていただいたが、必ずしも報告書には反映されていない。

最後に、報告書を見る限り、明らかに相互に関連性のある施策がある。それらが、どのように連携しているのか、知りたい。例えば、いじめ問題については、「人権教育の推進」「道徳教育の推進・新教科の設置」「情報活用能力向上」「いじめに関する総合対策」などの施策が関連していると思われる。それぞれが個別にいじめ問題に関わっているのか、それとも、何らかの連携が行われているのか。また、連携がなされているのであれば、どのような連携なのか、その連携によってより効果的な施策群となったのかどうか、ということ判断できると良いと考える。

会議を通じて、担当者の方々が、誠実に施策を実行していることは分かっているので、それを正当に点検・評価したいという期待の下で、以上の意見を述べた。

杉江和男（D I C株式会社取締役相談役）

平成 26 年度東京都教育庁主要施策の取り組み状況と成果につき、以下のように点検し評価した結果をご報告いたします。

【Ⅰ】主要施策全般の評価

- ・東京都教育ビジョンに従い、児童・生徒一人一人の学力、能力、特性、環境に合わせたきめ細かな取組が成されていることを高く評価いたします。
基礎学力の習熟度別指導、理数成績優秀者のさらなる能力伸長、国際社会で活躍できる人材育成、キャリア教育の浸透、都立高校中退者への対応、専門高校生の技術と技能の向上、知的障害・肢体不自由児童生徒の特別支援、外国人生徒の受け入れ整備など、数々の施策は、全体水準の向上にむけて今後の成果が大いに期待されます。
- ・また、平成 25 年度取り組みの点検・評価において、主要施策の実行を PDCA サイクルに乗せて結果を評価し、引き続き対応策を取るよう指摘がありました。今回、学力到達目標値や未読率ほか該当する殆どの施策において、サイクル C に相当する「成果」を可能な限り定量的に計測し報告されたことは、今後のより良い施策に反映させる意味で大きな改善点でありました。

【Ⅱ】「学ぶ意欲」をより喚起する取り組みを

- ・教育の目標は、自主性、問題解決力、論理的思考力、コミュニケーション力などの付与に加え、人格形成です。中教審では、「何を教えるか」として知識の質と量を改善し、「アクティブラーニング」など教える方法の工夫を諮問しています。しかし、「教えられる学問」は、児童生徒に「学ぶ意欲」が有って初めて内容が理解され身に付くものです。
- ・すなわち、受身の教科学習（主としてスキル）を、実験・体験や経験者の活きた話に耳を傾けるなど能動的な自主学习（マインド）と組み合わせることにより、将来、知識を応用して実践し、創造する力が生まれます。
- ・小学校低学年から目的を明確にしたキャリア教育を教科の一部として組み込み、学ぶことが、社会を生き抜く力に不可欠であることを繰り返し理解させることが必要です。

【Ⅲ】社会全体で児童生徒を育む体制整備を

- ・残念ながら、ネットを含むいじめや暴力行為、有害情報の入手などは無くならず、また、学習意欲の欠落、不登校、高校中退も改善の足は鈍い。教育委員会と学校が、いじめ対策委員会の設置、ソーシャルワーカー・支援員・スーパーバイザーなどの配置で懸命に取り組んでいるが、校外の行動を学校が監視し責任を負うには無理がある。
- ・問題行動は、日本の価値観、生活環境、家族など社会が変化した歪として現れていることであり、子供を取り巻く地域社会が責任を持たなければならない。
- ・学校は、自主学习を含む教科教育と道徳・新教科の充実を通して児童生徒の指導に責任を持ち、家庭と学校支援ボランティア推進協議会（またはコミュニティスクール）、すなわち地域が、校外において学力の支援、生活指導、しつけなどに責任と権限を持つ強力な仕組み作りが望まれる。

東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱
20教総政第135号
平成20年6月12日
教育長決定

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、東京都教育委員会（以下「委員会」という。）が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、都民への説明責任を果たし、都民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところとする。

- 一 点検 個々の施策及び事業のこれまでの取組状況や成果について、取りまとめることをいう。
- 二 評価 個々の施策及び事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取組の方向性を示すことをいう。

(点検及び評価の対象)

第3条 点検及び評価の対象は、毎年度策定する「東京都教育委員会の基本方針に基づく主要施策」とする。

(点検及び評価の実施)

第4条 点検及び評価は、前年度の「東京都教育委員会の基本方針に基づく主要施策」の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。

- 2 点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。
- 3 施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けるものとする。
- 4 委員会において点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、東京都議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

(学識経験者等の知見の活用)

第5条 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「点検・評価に関する有識者」を置く。

(委任)

第6条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月12日から施行する。

この要綱は、平成27年6月26日から施行する。

平成27年度 東京都教育委員会の権限に属する事務の管理
及び執行の状況の点検及び評価（平成26年度分）報告書

東京都教育委員会印刷物登録
平成27年度 第73号
(東京都教育委員会刊行物)

平成27年9月発行

編集・発行 東京都教育庁総務部教育政策課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電 話 (03) 5320-6708
印 刷 (株) アライ印刷

東京都教育委員会ホームページアドレス <http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/>

